

県央の 未来を紡ぐ 玉村町

第5次 玉村町 総合計画

(平成23年度～平成32年度)





「^{つむ}県央の 未来を紡ぐ 玉村町」をめざして



本町は、平成13年度から平成22年度までの10年間のまちづくりにあたって第4次玉村町総合計画を策定し、「主役はあなた！ キラリと輝く笑顔のまち・たまむら」を将来都市像として、まちづくりを進めて参りました。

さて、近年、人口減少時代への移行、少子高齢化の進行、地球環境問題の深刻化、グローバル化の進展など社会経済状況は大きく変化しております。また、今後は、地域主権への転換などにより、国の権限や財源が地方に移されてくることになり、まちづくりの創意工夫が一層求められるとともに、住民が主体となったまちづくりがますます重要となって参ります。さらに、厳しい経済状況のなか、今後も、多様化・高度化する住民ニーズに対応しながら、本町が持続的に発展をしていくための財政基盤の確立など、今まで以上に効率的な行財政運営が求められております。

一方、今後10年間には、東毛広域幹線道路の全線開通や関越自動車道の高崎・玉村スマートインターチェンジ（仮称）が整備されるなど、本町は、更なる発展につながる大きな転換期を迎えることとなります。

このような状況を踏まえ、今後10年間のまちづくりの指針となる「第5次玉村町総合計画」を策定いたしました。本町が県央地域において、県内の主要都市をつなぐ要となり、更なる発展をしていきたいとの考えから「県央の 未来を紡ぐ 玉村町」をめざす将来像としました。そして、玉村町自治基本条例に基づき、住民の皆様や地域などをはじめとした多くの方々の参画と協働によるまちづくりを進め、安全・安心に暮らすことができ、さらに活気のあるまちを築いて参りたいと考えております。

今後も、本町の更なる発展に向けて、住民の皆様の一層のご指導・ご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたりまして、熱心なご審議をいただきました総合計画審議会委員の皆様、住民意識調査などを通じまして貴重なご意見やご提言をいただきました多くの住民の皆様に心よりお礼申し上げます。

平成23年4月

玉村町長

菅井 孝道

玉村町民憲章

(昭和52年6月15日制定)

- 1 健康なからだと健全な心で、
明るい町をつくりましょう。
- 1 教養を深め、伝統を尊び、
文化の香り高い町をつくりましょう。
- 1 あたたかい愛情と協力によって、
幸せな町をつくりましょう。
- 1 自然を愛し、
緑美しい町をつくりましょう。
- 1 働くことに喜びと誇りをもち、
豊かな町をつくりましょう。

町章



円形は玉村町の「玉」を表わし、それと翼を組み合わせ、飛躍する玉村町を象徴したものです。昭和41年に応募作品の中から選ばれ、制定されました。

町の木と花



モクセイ



バラ(マリアカラス)

町制施行20周年(昭和52年)の際に、町民憲章制定と共に、町民アンケートをもとに「町の木と花」として「モクセイ」と「バラ」がそれぞれ決定されました。

モクセイについては、当時町に多く存在していたこと、芽吹きが良く、力強い印象があること、比較的管理がしやすいこと、香りが良いことなどの理由から選ばれました。

バラに関しては、当時高価であったため、一般家庭にはあまり見られなく、高級感があり「憧れの花」的な存在だったことから選ばれました。また、町制施行50周年(平成19年)を機に、「マリアカラス」という品種に決定しました。「マリアカラス」が選ばれた理由は、「丈夫で育てやすく、幅広い年齢層に愛されていることから、健康で明るい玉村町にふさわしい」という思いからきています。

目次

第5次玉村町総合計画 基本構想

第1部 序論	3
第1章 計画策定趣旨	4
第2章 計画の構成	5
第3章 玉村町の概況	6
第4章 玉村町を取り巻く社会潮流	10
第5章 玉村町の主要課題	14
第2部 基本構想	17
第1章 玉村町の将来像	18
第2章 まちづくりの基本目標	22
第3章 土地利用方針	24
第4章 地域経営の基本方針	25

第5次玉村町総合計画 前期基本計画

第1部 序論	29
前期基本計画の構成	30
分野別計画の見方	32
第2部 分野別計画	35
第1章 健康・福祉分野【子育てしやすく、健康で安心して暮らせるまち】	37
1 地域福祉の充実	38
2 子育て支援体制の充実	40
3 高齢者福祉の充実	42
4 障がい者福祉の推進	44
5 社会保障の充実	46
6 保健予防・健康づくりの推進	48
7 地域医療体制の充実	50

第2章 教育・文化分野 【心豊かな人材を育み、郷土の歴史・文化を大切にするまち】	53
1 幼児教育の充実	54
2 学校教育の充実	56
3 生涯学習の推進	58
4 青少年の健全育成	60
5 文化財・地域資源の保護・活用	62
6 芸術・文化活動の推進	64
7 スポーツ・レクリエーション活動の推進	66
第3章 自然・環境・安全分野 【豊かな自然と共生する、安全で環境に優しいまち】	69
1 河川・水辺環境の保全	70
2 公園・緑地の充実	72
3 環境保全・環境共生の推進	74
4 生活環境対策の充実	76
5 廃棄物処理・活用体制の充実	78
6 防災対策の充実	80
7 消防体制の充実	82
8 防犯体制の充実	84
9 交通安全対策の充実	86
第4章 産業経済分野 【地域経済が元気で就業機会に恵まれたまち】	89
1 時代をリードする農業の振興	90
2 活力ある工業の振興	92
3 魅力あふれる商業の振興	94
4 働きやすい就業環境の創出	96
5 安全・安心な消費生活の確立	98
6 観光による地域振興	100
第5章 都市基盤分野 【コンパクトで利便性と快適性が高いまち】	103
1 快適な生活を支える総合的な土地利用の推進	104
2 魅力ある市街地の形成	106
3 機能的な道路網の形成	108
4 公共交通の整備	110
5 水の適正利用と上水道の整備	112
6 下水道の整備	114

第6章 協働・行財政分野 【地域力を発揮する、住民主役のまち】 117

1 住民自治のまちづくりの推進	118
2 コミュニティの育成	120
3 地域間連携・交流の推進	122
4 国際交流の推進	124
5 人権の尊重	126
6 男女共同参画社会の実現	128
7 行政改革の推進	130
8 健全な財政運営	132

資料編 135

1 財政計画	136
2 成果指標と目標値一覧	138
3 策定体制	145
4 策定経過	146
5 住民意見の反映	147
6 玉村町総合計画審議会	149
7 玉村町総合計画策定委員会	155
8 玉村町自治基本条例	158
9 用語解説	163



第5次玉村町総合計画 基本構想

(平成23年度～平成32年度)

第1部 序論

- 第1章 計画策定趣旨
- 第2章 計画の構成
- 第3章 玉村町の概況
- 第4章 玉村町を取り巻く社会潮流
- 第5章 玉村町の主要課題

第1章

計画策定趣旨

本町では、平成13年4月に「第4次玉村町総合計画」を策定し、「主役はあなた！キラリと輝く笑顔のまち・たまむら」を将来都市像に掲げて、まちづくりを進めてきました。

平成13年から現在まで、乗合タクシー「たまりん」の運行、北部公園の整備、まちづくり全般にわたる指針となる玉村町自治基本条例（以下「自治基本条例」と言います。）の施行、消費生活センターの開設、住民活動サポートセンターの開設などを実現し、住民主役のまちづくりを実践してきましたが、現行の第4次総合計画は、平成22年度で計画期間が終了することになります。

第4次総合計画の計画期間中に、本町を取り巻く社会環境は大きく変化しました。平成の大合併が進み、前橋市、高崎市、伊勢崎市、藤岡市など本町隣接の自治体は、次々と合併してその規模を拡大しました。さらに、少子高齢化の進行、人口減少時代への移行など社会全体が転換期を迎えています。これまで一貫して増加してきた本町の人口も、平成16年をピークとして人口減少傾向が現れてきました。さらには、世界的な景気後退による税収の低迷、国の財政状況の悪化などに伴い厳しい財政状況に置かれています。今まで以上に効率的な地域経営が求められるとともに、住民の暮らしを守り、安全で安心できる地域社会を維持することが、さらに重要になっています。

本町では、平成19年4月に施行したまちづくり全般にわたる指針である「自治基本条例」を踏まえて、今後10年間を見据え、下記の計画策定方針に基づき、まちづくりの指針となる「第5次玉村町総合計画」を策定しました。

計画策定方針

住民参画

計画策定にあたり、住民の意見や提案を計画に反映させるために、住民意見交換会やパブリックコメント、審議会委員の公募等を実施し、住民参画に努めます。

将来像を見据えた計画

周辺自治体が合併するなか、本町が自律していくための長期的な視点に立ち、めざす将来像を明確にし、それを見据えた計画づくりを行います。

社会状況の変化に備えた計画

少子高齢化の進行、地球温暖化対策の強化、地域主権への移行などの社会状況の変化を踏まえ、時代の転換期に対応した計画を策定します。

実現性の高い計画

財政状況の厳しいなか、財政計画を長期的視点で推計し、実現性の高い計画の策定を図ります。

分かりやすい計画

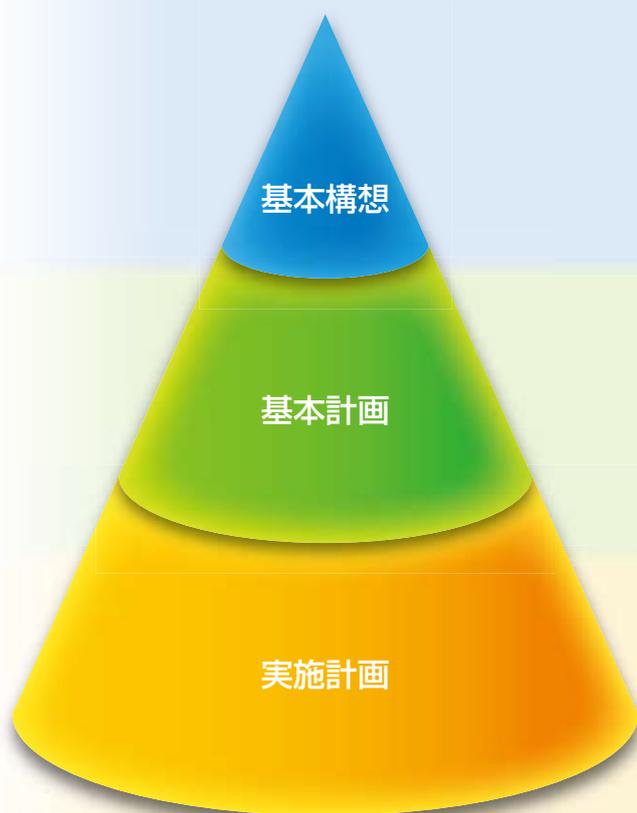
成果指標や目標を設定し、進捗度や達成度について住民に分かりやすい計画を策定します。

各種計画との関連

総合計画は町が策定する最上位の計画であり、町の個別計画との整合性を図ります。

第2章 計画の構成

第5次玉村町総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3部により構成します。それぞれの役割と計画期間は、次のとおり定めました。



基本構想は、長期的な視点に立った本町の「まちづくりの基本理念」と「めざす将来像」を示し、その実現に向けた基本目標を明らかにするものです。

基本構想の計画期間は、平成23年度を初年度とし、平成32年度を目標年度とする10年間とします。

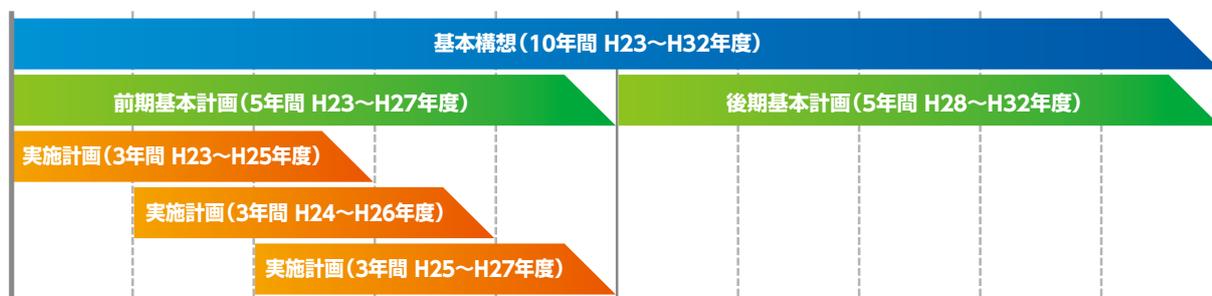
基本計画は、基本構想に掲げる「めざす将来像」を実現するために、行政の各部門において取り組むべき施策の体系を明らかにするものです。

基本計画の計画期間は、前期基本計画を平成23年度から平成27年度までの5年間、後期基本計画を平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

実施計画は、基本計画で定められた施策を効果的に実施するための具体的な事務事業等を明確にし、かつ、その年次計画及び財政計画を示すものです。

実施計画の計画期間は3年間で、ローリング方式により毎年度見直しを行い、その進捗状況を把握します。

■計画期間



第3章

玉村町の概況

1 位置と地勢

群馬県南部に位置する本町は、東京から100km圏内にあり、人口は約3万8千人、面積は25.81km²です。前橋市、高崎市、伊勢崎市、藤岡市の4市に囲まれているほか、町の南側は埼玉県上里町、本庄市と接しています。

本町の中央北側には利根川が、南側には烏川が流れ、両河川は町の南東部で合流しています。町内の地形は平坦で、赤城山、榛名山、妙義山を一望できる自然環境の豊かな地域です。

気候は、夏に雨量が多く、冬に少ない太平洋型気候であり、「上州のからっ風」と呼ばれる赤城山から吹き降ろす季節風が特徴です。

2 歴史

本町はこうした恵まれた環境を背景に、古くから中央、あるいは東国の拠点地域との密接な関係をもつ政治・文化・交通などの要衝として栄え、町内には当時をしのぶ文化財や歴史的建造物が散在しています。

■原始・古代

本町が本格的に開発されはじめたのは古墳時代です。河川に沿った地域を中心に約200基もの古墳が確認され、ヤマト朝廷との関係もうかがえます。奈良時代には都と陸奥国を結ぶ幹線道路である東山道の道あとが発掘調査により発見されており、平安時代には玉村保・玉村御厨が存在したことが知られています。また、律令制の地方展開に伴う条里制の区画を確認することもでき、本町が進んだ地域であったことがうかがうことができます。

■中世

鎌倉時代になると、玉村御厨を開発した在地領主・玉村氏が上野国守護である安達氏の家臣として活躍し、「吾妻鏡」や「蒙古襲来絵詞」にも登場します。室町幕府が開かれると、関東管領である上杉氏が上野国の守護となり、広く関東の実権を握りました。しかし、関東で戦乱が続き、上杉氏の勢力が弱まる戦国時代には、上野国は北条氏康・上杉謙信・武田信玄の勢力争いの舞台となり、この三大勢力の境目にあった本町も、激しい戦いに巻き込まれていきました。

■近世

徳川家康により江戸幕府が開かれると、代官・伊奈備前守忠次が戦火で荒廃したこの地方の開発にあたり天狗岩用水を延長して滝川用水を開き、新田（上新田・下新田）が開発され、玉村宿がつけられました。また、日光例幣使と呼ばれる朝廷の使者一行が日光東照宮に参拝に向かう道である日光例幣使道（現在の国道354号）が整備され、町内には、玉村宿の他に五料宿が置かれました。当時の玉村宿には、本陣、問屋場とともに約50軒の旅籠屋があり、この地方の中心として栄えました。また、五料宿には、関所、渡船場があり、交通の要衝としての役割を果たすとともに、この地域には五料河岸・新河岸・川井河岸という三つの河岸が置かれ、木材の輸送や米などの積出し拠点として賑わいました。そのため、文化面でも京や江戸の新しい文化が早く伝えられ、多くの文人や和算家を輩出しました。

■近現代

明治4年の廃藩置県で、本町の各地区は群馬県の管下となり、明治22年の町村制施行により、江戸時代からの村の合併が行われ、玉村町・芝根村・上陽村・滝川村が誕生しました。その後、昭和28年に施行された町村合併促進法により、昭和30年に玉村町と芝根村が合併し、さらに昭和32年に玉村町と上陽村及

ぐんなんむら
び群南村の一部（旧滝川村の一部）が合併し、今日に至っています。

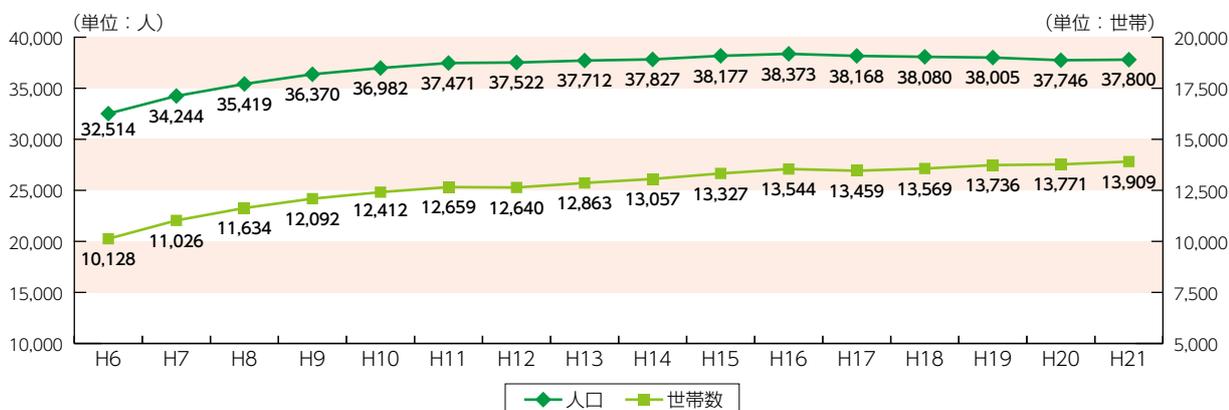
現在の本町は、前橋市、高崎市、伊勢崎市、藤岡市に囲まれて、その中心に位置しています。いずれの都市への通勤圏であることから、昭和40年後半から人口増加を続け、人口密度は1,476人/km²（平成17年国勢調査）と、県内でも有数の人口密度の高い田園都市になるとともに県立女子大学がある学園都市となっています。平成13年には利根川に第2の架橋・玉村大橋が完成し、平成27年度には国道354号のバイパスである東毛広域幹線道路が全線開通することから、周辺都市への利便性と町の発展の可能性がさらに高まることが期待されています。

3 人口構造

本町はこれまで周辺都市のベッドタウンとして人口増加を続け、平成16年には38,373人となりましたが、最近では減少傾向を示し始め、平成21年10月1日現在37,800人です。他方、平成21年10月1日現在の世帯数は13,909世帯で、世帯数はなお増加しています。

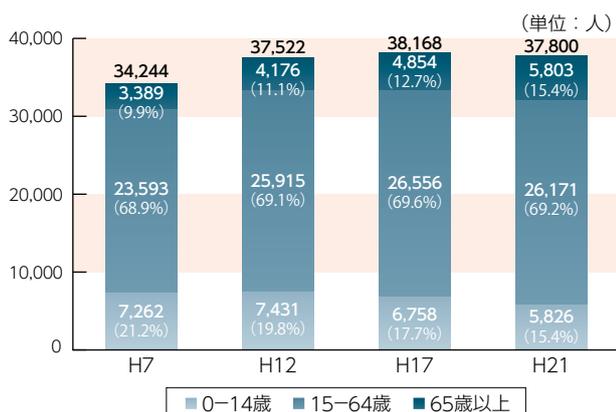
全国と同様、本町でも高齢者人口（65歳以上）は増加傾向、年少人口（0～14歳）は減少傾向にありますが、平成21年10月1日現在において、高齢化率は県内自治体のなかで最も低く（県全体23.2%、本町15.4%）、年少人口比率は高い部類に入ります（県全体14.0%、本町15.4%）。世代構成の若い、活力と可能性に富んだ町と言えます。

■人口と世帯数の推移



資料：群馬県移動人口調査

■年齢別（3区分）人口の推移



資料：平成7年、12年、17年国勢調査及び群馬県年齢別人口調査
 (注) 年齢不詳については15-64歳に含めています。

4 財政状況

平成21年度における一般会計の歳入総額は114.4億円、歳出総額は109.0億円です。歳入では、町税が45.9億円で歳入全体の約40%を占めています。町税については、平成18年度に税制改正があり、所得税(国税)から個人住民税(地方税)への税源移譲が行われたことにより平成19年度以降増加していますが、平成21年度は景気の低迷等による法人住民税の落ち込みが見られます。一方、歳出では、人件費、扶助費、公債費からなる義務的経費が38.3億円で歳出全体の約35%を占めており、増加傾向にあります。

基金現在高は、平成21年度末で38.5億円となっており、2年連続で減少しています。一方、地方債残高は、平成21年度末で93.4億円となっています。

自治体の財政力を示す指標である財政力指数は平成21年度で0.85(県内市町村の平均0.67)となっており、県内自治体のなかで高い部類に入り、比較的財政力の豊かな町といえますが、一方、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は平成21年度で93.9%(県内市町村の平均89.9%)と高率を示しており、財政の硬直化が進んでいます。

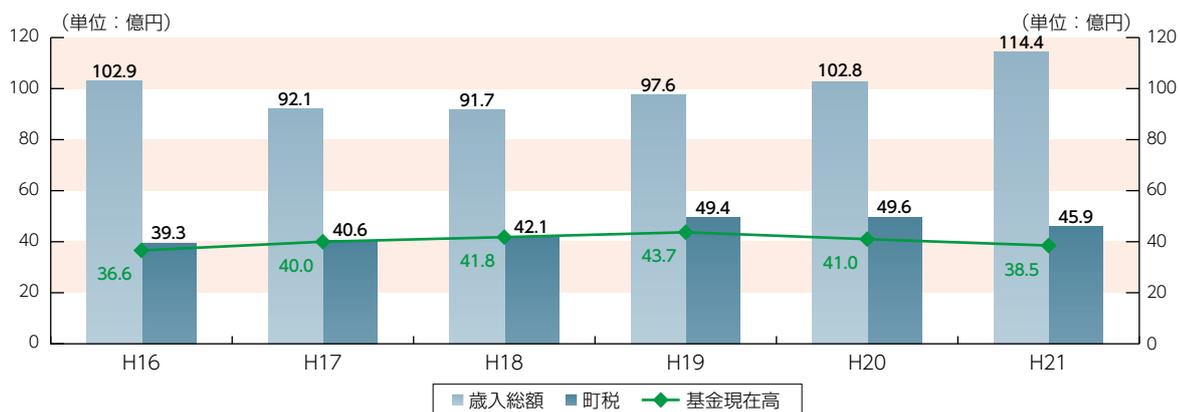
なお、平成19年6月に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき地方公共団体に算定が義務づけられている「健全化判断比率」及び「資金不足比率」については、法律が適用された平成19年度決算以降、基準以上の指標はありません。

※平成21年度の歳入総額・歳出総額には、一度限りの事業(国庫支出金を財源)として実施した「定額給付金事業」及び「子育て応援特別手当事業」に関する経費(5.9億円)などが含まれています。

※「健全化判断比率」は4つの指標(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)からなり、いずれかが「早期健全化基準」または「財政再生基準」以上の場合は、財政健全化計画または財政再生計画を策定し、財政の健全化に向けて取り組まなければなりません。

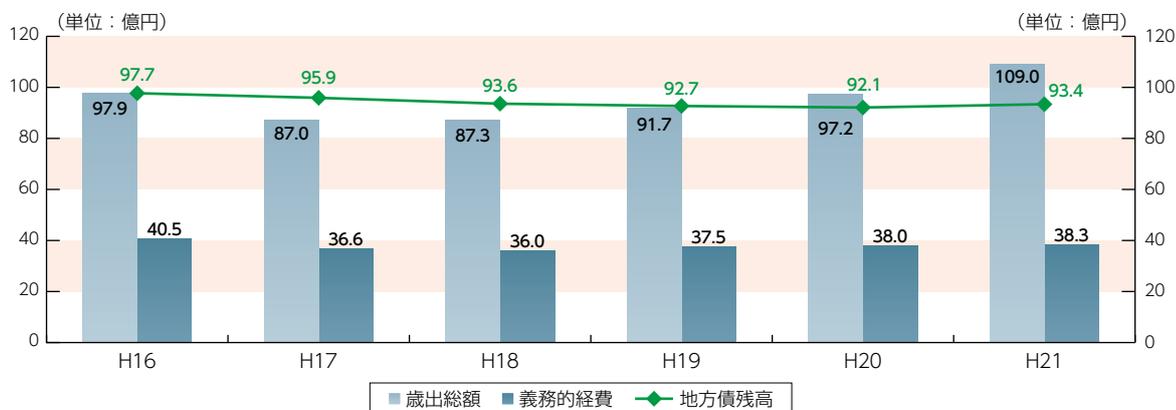
また、「資金不足比率」は水道事業会計や下水道事業特別会計などの公営企業会計について算出するもので、「経営健全化基準」以上の場合は、経営健全化計画を策定し、健全化に向けて取り組まなければなりません。

■一般会計の歳入総額、町税、基金現在高の推移



資料：総務課

■一般会計の歳出総額、義務的経費、地方債残高の推移



資料：総務課

第4章

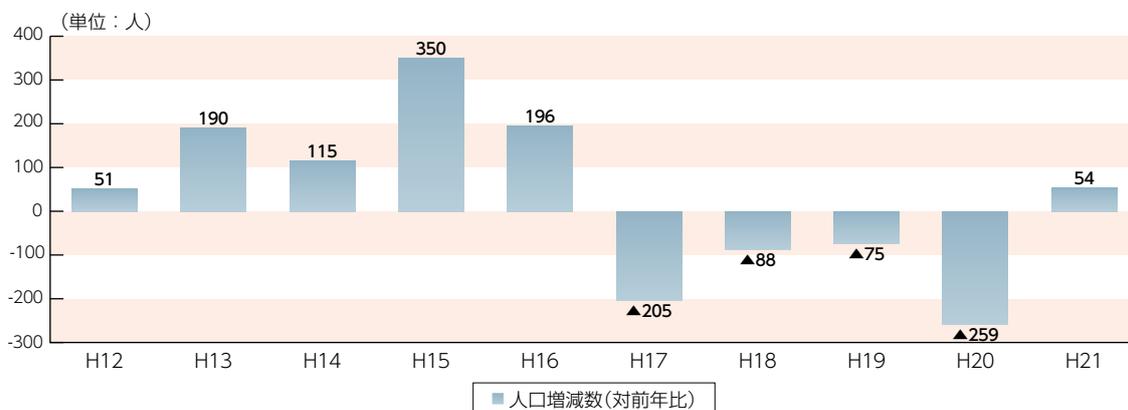
玉村町を取り巻く社会潮流

1 人口減少時代への移行

我が国は、人口減少時代を迎えています。群馬県の人口は、平成12年には202万人でしたが、平成21年には201万人へと減少しています。

本町の人口も、平成17年から転出超過が続き、人口減少に転じました。こうした減少傾向が続けば、平成32年の人口は35,600人前後に減少し、多くの働き手が含まれる生産年齢人口（15～64歳）も、平成21年の26,171人から、平成32年には22,400人前後に減少すると推計されています。こうした人口減少に伴い、本町の地域経済は低迷し、税収も減少する可能性があります。

■本町の人口増減数（対前年比）の推移



資料：群馬県移動人口調査

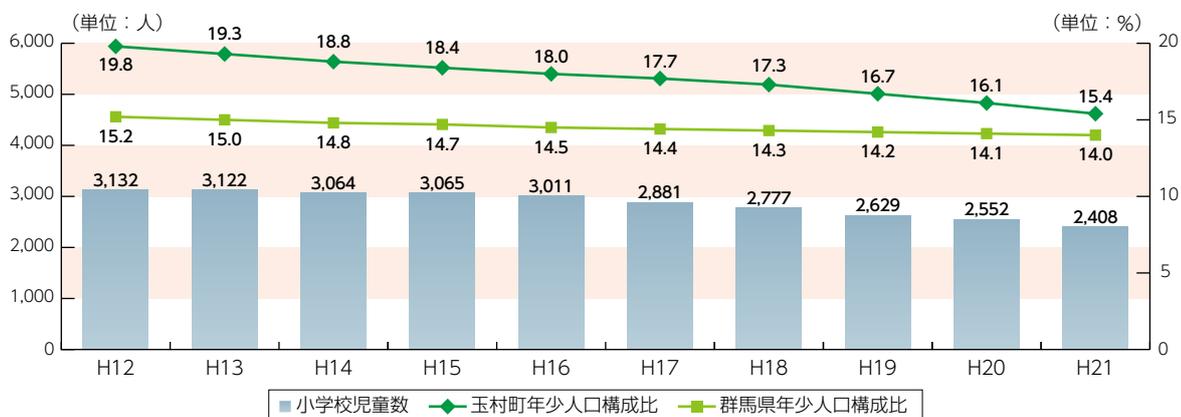
2 少子高齢化の進行

価値観の変化や晩婚化などを背景とした少子化が進行し、群馬県の年少人口（0～14歳）は平成12年の31万人（構成比15.2%）から平成21年には28万人（同14.0%）に減少しています。また、長寿化や団塊世代の高齢化に伴い、群馬県の高齢者人口（65歳以上）は、平成12年の37万人（同18.1%）から、平成21年には47万人（同23.2%）へ増加しています。

少子高齢化の進行は、本町にもあてはまり、本町の年少人口は、平成12年の7,431人（構成比19.8%）から平成21年には5,826人（同15.4%）へと減少し、高齢者人口は平成12年の4,176人（同11.1%）から平成21年には5,803人（同15.4%）へと増加しています。

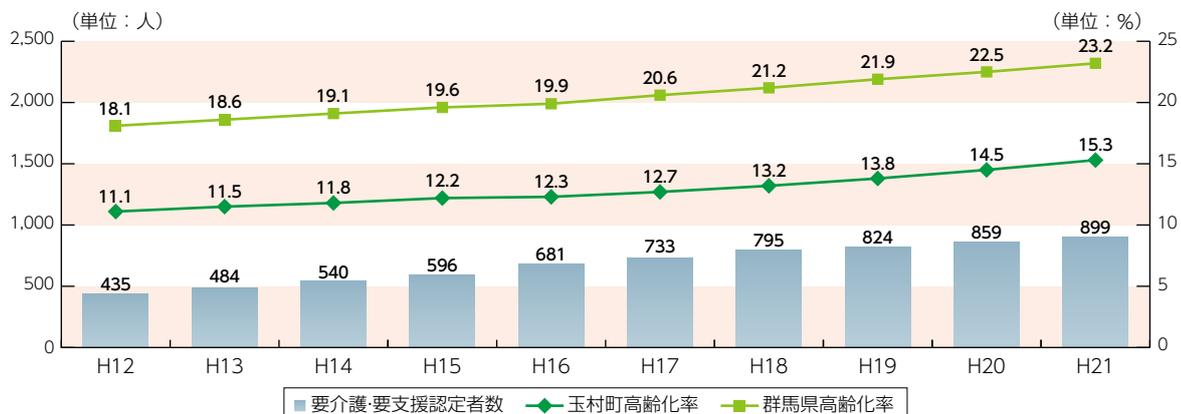
少子高齢化の進行に伴い、本町の次代の担い手は減少し、様々な領域で後継者が不足して地域の活力が低下する可能性があります。さらに、平成32年には、4人に1人は高齢者となる時代を迎えることになり、医療や介護に関する需要が増大する可能性があります。

■本町の年少人口構成比と小学校児童数の推移



資料：群馬県年齢別人口調査、学校教育課

■本町の高齢化率と要介護・要支援認定者数（第1号被保険者）の推移



資料：群馬県年齢別人口調査、健康福祉課

3 地球環境問題の深刻化

世界人口の増加や世界経済の発展に伴い、自然の復元力を超えた資源の採取や消費が行われ、地球温暖化、生態系の破壊、砂漠化などの地球環境問題が発生しています。中でも地球温暖化は、集中豪雨、干ばつ、異常気温などの要因となり、人々の安全な暮らしや安定した農作物の収穫を脅かしています。本町においても、ゲリラ豪雨や猛暑により、道路冠水や熱中症患者が発生しています。

我が国では、2020年の温室効果ガス排出量を1990年時点より25%削減する目標を掲げ、社会全体で化石燃料の使用を抑制し、二酸化炭素の排出を低く抑えた低炭素社会の実現を目指しています。住民一人ひとりが省エネルギー、自然エネルギーの活用、リサイクルなどに取り組み、環境に優しい社会を築くことが求められています。

4 情報・知識の時代

インターネットや携帯電話は日常生活に不可欠な道具となり、誰もがパソコンや携帯電話を通じて様々な情報を入手できる便利な時代になりました。

情報通信技術はさらに進化し、近い将来には「いつでも、どこでも、何でも、誰でも、欲しい情報にアクセスできる便利な社会」が実現すると言われています。便利で快適な地域社会の実現や地域企業の発展に向けて、行政情報の提供、申請手続き、地域情報の発信などをはじめとして、様々な分野で情報通信技術を活用することが重要になっています。

一方で、有害な情報も身近にあふれ、犯罪に巻き込まれる危険性も高まり、有害な情報から子どもたちを守ることや、情報を適切に取り扱う能力を高めることが重要になっています。

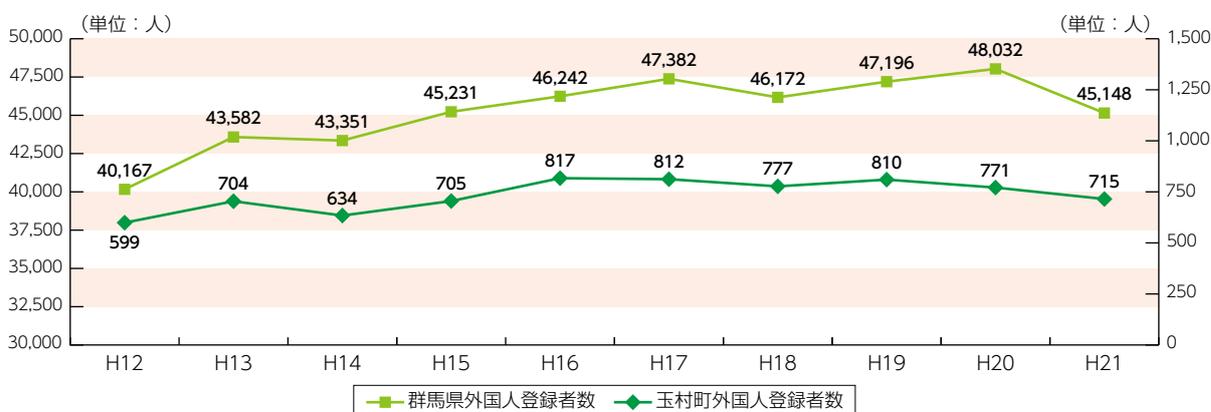
5 グローバル化の進展

情報通信技術の進歩、国際的な交通網や物流網の発展などに伴い、人、モノ、情報、資金は地球規模で行き交う時代になりました。様々な分野で、国境を越えた交流が密接になり、国際的に活躍できる企業や人材を育てることが重要になっています。

こうしたグローバル化（地球規模化）の進展は、企業に対して国際的な競争力の確保を促し、生産施設の海外移転、非正規雇用の拡大、外国人の就労などをもたらしています。

県内で暮らす外国人は増加傾向にあり、本町で暮らす外国人も平成12年の599人から平成21年の715人へと増加しています。外国人の増加に伴い、異なる生活習慣や文化を尊重し、地域社会の一員として外国人を受け入れる「多文化共生」の考え方が重要になっています。外国人との交流機会を広げるとともに、外国人が暮らしやすい地域社会を築くことが必要になっています。

■ 県及び本町の外国人登録者数の推移



資料：住民課、群馬県国際課

6 地域主権への転換

地域のことは地域に暮らす住民が決める「地域主権」を確立する方針を国が打ち出したことにより、国の権限や財源が、徐々に都道府県や市町村に移される可能性があります。

より多くの権限や財源が市町村に移されれば、まちづくりの自由度や創意工夫の幅が広がり、地域の力が、まちづくりの良し悪しや暮らしやすさを左右することになります。

まちづくりに向けた地域の取り組み姿勢は一層重要になり、住民主体のまちづくりを進める必要性が高まるとともに、まちづくりに対する住民の責任も重みを増しています。

そこで本町では、平成19年4月にまちづくり全般にわたる指針となる自治基本条例を施行し、住民の町政への参画と協働によるまちづくりを進めることとしました。町と住民、地域の諸団体などが連携し、地域の力を十分に発揮することや、行政としての政策立案や事業遂行の能力をさらに高めることが必要になっています。

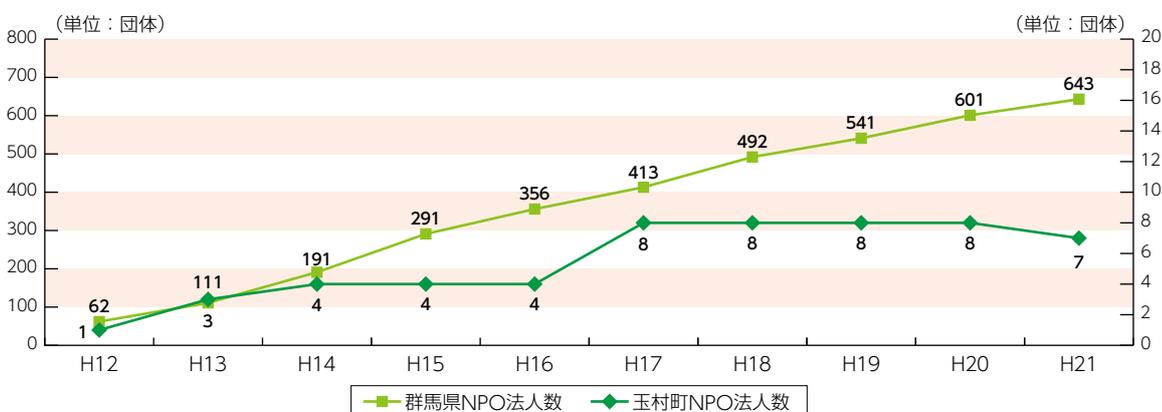
7 地域との協働の広がり

住民の意向に基づいた住民主体のまちづくりを実現するためには、住民や地域の諸団体がまちづくりに積極的に参加することが必要です。限りある財源、人材、地域資源などを有効に活用して、住民が期待するまちを実現するためには、住民、地域、NPO、ボランティア団体、企業などと行政が連携してまちづくりを進めることが重要になります。

県内ではNPOの活動が広がり、平成12年には62団体だったNPO法人が、平成21年には643団体に増加しています。

本町では、平成12年にNPO法人が初めて設立され、平成21年には7団体に増加しています。さらに、本町は、住民やボランティア団体、NPOなどとの協働の活動拠点として、平成22年5月に住民活動サポートセンターを設置するとともに、地域の絆づくりに貢献する活動を支援し、協働の広がりを促しています。

■県及び本町のNPO法人数の推移（累計値）



資料：内閣府 HP（各年12月末現在）

第5章

玉村町の主要課題

1 健康・福祉分野

■高齢化に対応した福祉サービスの充実

本町でも、今後、急速に高齢化が進行することが予測されます。高齢者や障がい者が地域社会で安心して生活ができるように福祉サービスの充実を図っていくとともに、将来寝たきりや認知症にならないための介護予防事業の充実が必要です。

■健康づくりと地域医療体制の充実

本町では、死因別死亡原因の約6割を生活習慣病が占めています。生活習慣病の一次予防に向けて、健康診査の充実と健康づくりの推進が必要です。また、病気になったら誰でも必要な医療が受けられるように地域医療体制を充実させる必要があります。

■子育て支援環境の充実

本町では、各小学校区に保育所、児童館を整備し、保育サービスや放課後児童クラブなどの充実に努めてきました。さらに、地域子育て支援センターなどを整備し、子育てがしやすい環境づくりに取り組んできました。今後も、働き盛りの世代が魅力を感じるまちとするため、延長保育などの多様な保育サービスの一層の充実を図っていく必要があります。

2 教育・文化分野

■生きる力を育む学校教育の充実

社会の急速な変化や情報の氾濫などに対して、児童生徒は「生きる力」を身につけることが一層必要となっています。そのためには、学校・家庭・地域が一丸となって「確かな学力」「豊かな人間性」「心身の健康と体力」を育む教育を進める必要があります。

■生涯学習環境の充実

住民が生きがいと誇りを持って暮らすことができるよう、どの年代の人も学習することのできる魅力あるプログラムや、利用しやすく快適な学習環境の提供を通して、生涯にわたる学習の機会を充実させる必要があります。

■歴史資産の有効活用

本町は日光例幣使道の宿場町として栄えた歴史があります。また、町内には歴史的な建築物や祭り等の有形・無形の文化財などの歴史資産が多数あります。これらを保護するとともに、まちづくりに有効に活用していく必要があります。

3 自然・環境・安全分野

■自然環境の保全推進

本町を流れる利根川や烏川などの河川敷には自然樹林が残されており、良好な水辺の景観を保っているほか、動植物の生息環境にもなっています。こうした自然環境を保全していくためにも、住民一人ひとりの環境問題に対する意識を高め、環境保全活動を推進していくことが必要です。

■環境に優しいまちづくりの推進

地球環境問題の中でも、地球温暖化は異常気象などを引き起こし、身近な問題となりつつあります。地球温暖化を防止するため、太陽光などの自然エネルギーの活用、省エネルギーの普及、廃棄物の減量化、リサイクルなどを積極的に推進し、環境に優しいまちづくりを進めることが必要です。

■安全・安心な地域の構築

住民意識調査によれば、防犯体制の強化、交通安全対策の充実などが強く期待されています。住民の安全を守るため、行政と警察の連携を一層図るとともに、地域や防犯活動ボランティア団体などと協力し、事件や事故の防止に努めることが必要です。

4 産業経済分野

■新たな産業集積の促進

平成24年度には関越自動車道の高崎・玉村スマートインターチェンジ（仮称）が開設され、平成27年度には東毛広域幹線道路が全線開通します。従来にも増して交通便利性、地理的優位性が高まることを積極的に受けとめ、地域経済の活性化や住民の雇用機会の確保に向けて、生産・物流施設等の立地や、商業・業務機能の集積を促進することが必要です。

■地域産業の振興

本町の農業については、国際的な価格競争や担い手不足などに伴い、農業生産額が減少しています。高付加価値化や販路の工夫などを通じて経営基盤を強化するなど、担い手を支援していくことが必要です。

工業については、町内企業の経営安定化や新規事業の展開のための支援を行うことが必要です。また、商業については、買物利便性の向上や、購買力の流出防止に向けて集客力を高めることが必要です。

さらに、文化財や歴史資産、花火大会などの地域資源を、魅力ある観光資源として活用することにより、観光を本町の新たな産業としていくことが必要です。

5 都市基盤分野

■適正な土地利用の推進

本町では、平成3年に市街化区域及び市街化調整区域の区域区分（線引き）を行いました。依然として農地、住宅地等の混在化がみられます。このため、それぞれの区域の特性を活かしながら優良な農地の保全や良好な住環境の形成等に向けた土地利用を促進して混在化の解消を目指すとともに、特に市街化区域内の低・未利用地の活用を促す必要があります。

■都市基盤施設の整備・更新と利便性の向上

日常生活の利便性と快適性をさらに高めるため、道路や下水道などの基盤施設の整備や、老朽化した水道施設などの基盤施設の更新を計画的に進めるとともに、より安全なまちとするため、防災機能の向上を図ることが必要です。

さらに、高齢者の増加を踏まえて、日常生活の移動を支える路線バスや乗合タクシーなどの地域公共交通を充実していく必要があります。

6 協働・行財政分野

■協働のまちづくりの推進

本町では、まちづくり全般にわたる指針であり、住民参画と協働のまちづくりを町政の基本とする自治基本条例を平成19年4月に施行し、平成22年5月には住民やボランティア団体、NPOなどとの協働の活動拠点として住民活動サポートセンターを開設しました。これらを基礎として、今後は協働のまちづくりを具体化していく必要があります。住民や行政職員の協働に対する意識の醸成、住民が活動しやすい環境づくりや推進のための仕組みづくりなどを進め、子ども、高齢者、外国人をはじめとして誰もが暮らしやすいまちを実現することが必要です。

■行財政改革の推進

本町が将来にわたり充実した行政サービスを提供するためには、施策・事業の成果管理、民間活力の導入推進による行政組織のスリム化等を通じて、行財政改革を進めることが必要です。

さらに、働く世代の定住促進、企業誘致などを通じた財源の拡大、意義の薄れた事業や成果の乏しい事業の見直しによる経費削減などを進め、健全な財政状況の維持に努めることが必要です。

第2部 基本構想

第1章 玉村町の将来像

第2章 まちづくりの基本目標

第3章 土地利用方針

第4章 地域経営の基本方針

第1章

玉村町の将来像

本町の自治基本条例では、住民参加と協働のまちづくりを基本理念に掲げています。この自治基本条例の考え方を踏まえ、今後10年間の計画期間とする基本構想を定めます。

1 まちづくりの基本理念

今後10年間のまちづくりを進めるうえでの基本的な考え方として、まちづくりの基本理念を次のとおり定めます。

(1) 安心できるまちづくり

住民が幸福に暮らすためには、その前提として、安全で安心できる地域社会を実現することが不可欠です。常に住民の視点に立ち、きめ細かい行政サービスの提供に努め、住民が安心できるまちづくりを進めます。また、小規模な町だからこそ実施できる、人とのふれあい豊かな取り組みを積極的に実践し、住民が幸せに感じるまちづくりを進めます。

(2) 協働のまちづくり

社会環境の変化や住民の価値観の多様化は、地域社会に対して新たな課題を生み出しています。地域社会の安全確保、良好な生活環境の形成など、行政だけでは対応が困難な課題、地域の関係者が協力して取り組まざるを得ない課題も増えています。また、課題解決も、住民の意思、知恵、行動力に基づいて取り組むことが求められています。住民が納得したまちづくりを進め、併せてより大きな公共を実現するために、住民、地域、NPO、団体、大学、企業などと行政による協働のまちづくりを進めます。

(3) 自律のまちづくり

地域のことは地域に住む住民が決める地域主権の時代を迎えようとしています。住民がまちづくりに参加しやすい環境を整え、住民の意思を尊重して政策を決定し、住民とともにその選択に対して責任を持つ住民自治の風土、地域自律の風土を育てます。

そして、本町固有の政策課題や住民ニーズを把握し、条例等の法的な手法の活用や県・周辺自治体等との連携はもとより、創造性ある柔軟な発想で解決していく住民本位の行政運営を進めます。

(4) 活力のあるまちづくり

本町では、今後10年間において、高崎駅を起点として、伊勢崎市、太田市などの県内主要都市を結び、板倉町に至る東毛広域幹線道路が全線開通します。また、関越自動車道の高崎・玉村スマートインターチェンジ（仮称）が整備され、高速交通網に直結するなど、交通の利便性が一層、増大します。

このような環境を活かして、本町の農業、工業、商業などの地域産業の振興と活性化を図るとともに、広域的な交流を促進し、地域に活気があるまちづくりを進めます。

2 めざす将来像

まちづくりの基本理念に基づき、本町が実現すべきまちの姿として、以下の「めざす将来像」を定めました。

県央の ^{つむ}未来を紡ぐ 玉村町

県央に位置する本町は、東毛広域幹線道路の整備、関越自動車道の高崎・玉村スマートインターチェンジ（仮称）の開設に伴い、県内有数の交通利便性に優れた地域になるとともに、県内の主要都市をつなぐ要となります。この恵まれた環境を活かし、産業の集積を進めて活気ある地域経済を実現するとともに、安全で安心して暮らしやすい生活環境を整えます。小規模ながらも活力と安心を兼ね備えたまちは、自治基本条例に基づき、住民や地域、NPO、団体、大学、企業などとの協働によって実現することになります。こうした本町の将来の姿を、「県央の ^{つむ}未来を紡ぐ 玉村町」と表現し、めざす将来像とします。



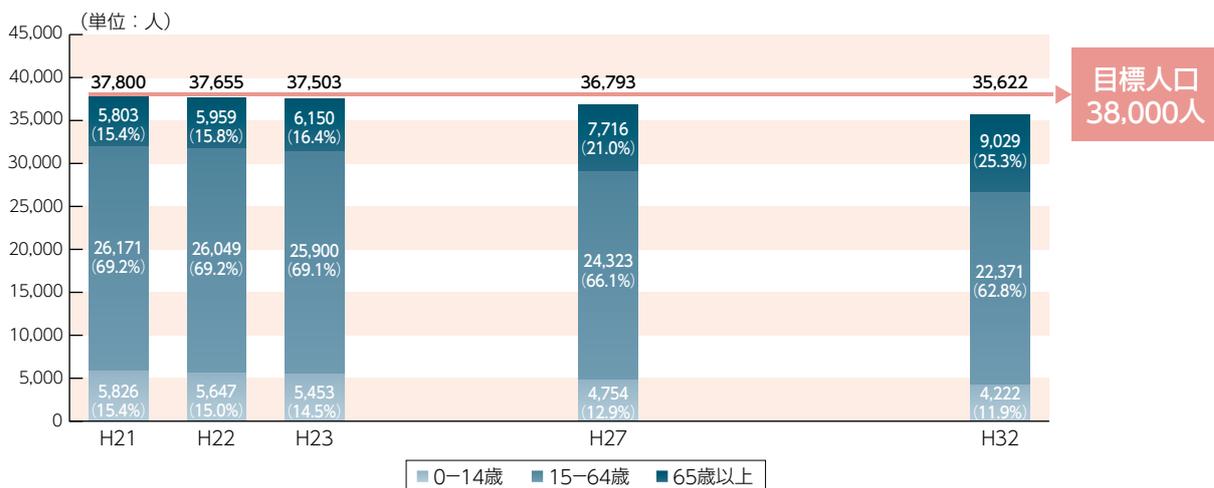
3 将来の人口

(1) 将来人口

最近の本町の人口は、平成17年から減少傾向に転じました。この傾向をあてはめて将来の人口を見込むと平成32年には35,622人と推計されます。

しかし、東毛広域幹線道路の整備などによる交通利便性を活かし、魅力あるまちづくりに努めることで、計画の最終年度である平成32年における人口は、現在と同様の38,000人を維持することを目標とします。また、現在、本町の生産年齢人口（15～64歳）の割合の高さは県内で最上位に位置しています。働き盛りの方の転入促進策を進め、10年後（平成32年）においてもその高さが県内最上位に位置することを目指します。

■本町の将来の人口



(注) 将来推計人口はコーホート変化率法による推計値

(注) 平成21年は実績値（群馬県年齢別人口調査）



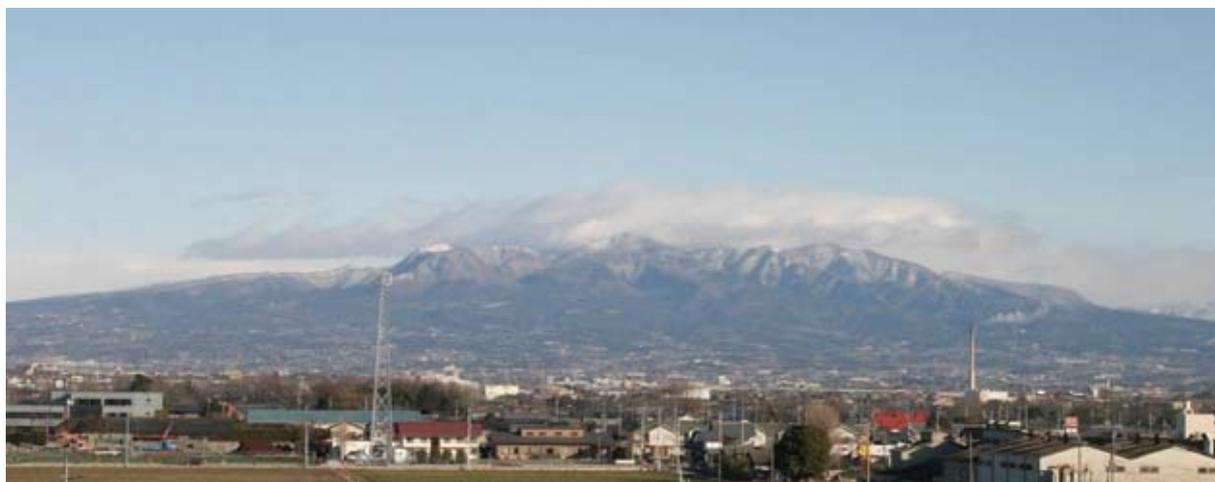
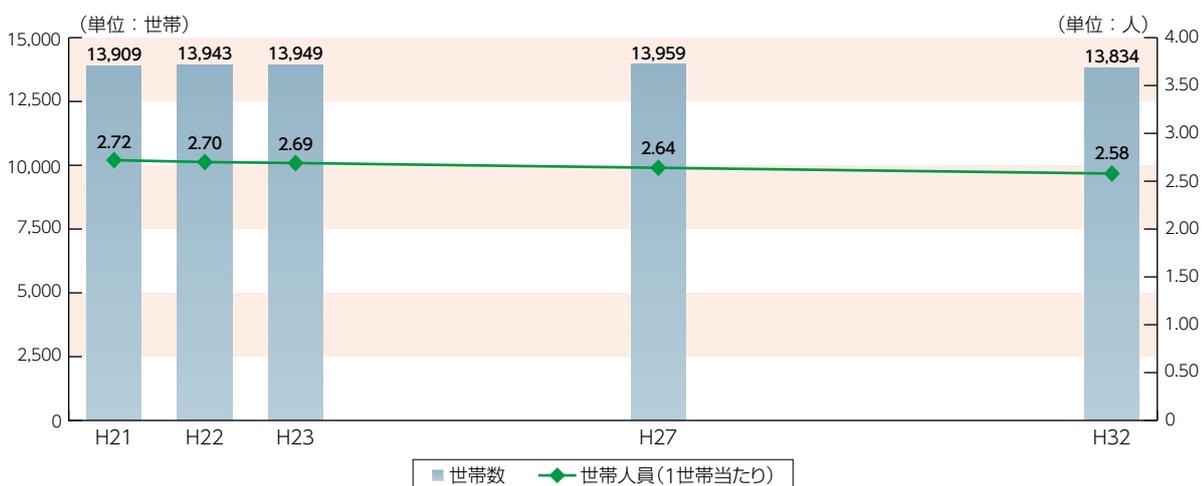
(2) 将来世帯数

本町の世帯数は、人口増加や核家族化に伴い、これまでほぼ一貫して増加してきました。これに対して、1世帯当たりの世帯人員は、核家族世帯や単身世帯の増加に伴い、減少傾向にあります。

最近の核家族化の傾向をあてはめて将来の世帯人員を推計すると、本町の平成32年の世帯人員は2.58人/世帯になります。平成32年の将来人口が、推計値のとおり35,622人となった場合には、平成32年の世帯数は現在とほぼ同様の13,834世帯となります。

また、平成32年の目標人口38,000人が確保できた場合には、世帯数は現状を上回るようになります。

■本町の将来の世帯数



第2章

まちづくりの基本目標

本町のめざす将来像「県央の 未来を紡ぐ 玉村町」を実現するため、分野ごとに、次の6つの基本目標を定めます。

1 健康・福祉分野

子育てしやすく、健康で安心して暮らせるまち

「子育てするなら玉村町」をスローガンに掲げ、子どもが夢と希望を抱き、親が安心して子育てと仕事を両立できる、子育てしやすいまちを実現します。地域ごとに保育所や児童館を備えた本町の特長を活かし、子育て支援体制をさらに充実させます。さらに、保健センター、地域子育て支援センター、児童館等での相談体制を充実させて、子育てに不安や悩みを抱える親が、気軽に相談できるなど、きめ細かな対応を図ります。

また、住民一人ひとりが若いころから、自ら進んで健康づくりに取り組める環境を整え、健康で生きがいを持って働けるまちを実現します。さらに、高齢者や障がい者に対する支援を充実させて、高齢者や障がい者が、住み慣れた地域でいつまでも生活できる温かいまちとします。

地域医療については、県や医師会等と連携して診療体制を充実させて、いつでも必要な医療が受けられる地域医療体制を築くとともに、保健・医療・福祉の連携を進め、誰もが安心して暮らせるまちを実現します。

2 教育・文化分野

心豊かな人材を育み、郷土の歴史・文化を大切にするまち

学校・家庭・地域社会が教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚して連携・協力し、変化の激しい世の中を心豊かにたくましく生き抜く子どもが育つまちを実現します。

住民一人ひとりが心豊かな人生を送ることができるよう、文化センター（図書館・公民館・歴史資料館等）の機能や内容などを一層充実させ、いつでも・どこでも・誰もが生涯にわたって学習できる環境を築くとともに、スポーツが盛んで健康的なまちを実現します。

また、大学などとの連携を図り、住民一人ひとりが生き生きと活動できる教育のまちとします。

さらに、宿場町として栄えた歴史や伝統などを尊重し、本町の優れた歴史文化の保全・継承に努めるとともに、郷土の歴史資産や文化財を教育やまちづくりに積極的に活かすまちを実現します。

3 自然・環境・安全分野

豊かな自然と共生する、安全で環境に優しいまち

利根川と烏川に抱かれた本町は、豊かな自然環境とそれを活かした暮らしを培ってきました。生態系と暮らしを支える水辺や農地などを保全し、自然環境と共生したまちを実現します。省エネルギーや自然エネルギーの活用を進め、地球温暖化の要因とされる温室効果ガスの排出量を抑えるとともに、多様なリサイクルの仕組みを整えて循環型社会を築き、地球環境に優しいまちを実現します。

また、子ども、女性、高齢者などが安心して生活できるよう、行政、警察、住民等が協力して防犯対策に取り組み、犯罪が起りにくい防犯力の高いまちを実現します。さらに、交通安全施設の充実、交通規則の徹底などに努め、子どもや高齢者の交通事故のない安全なまちとします。また、地震、集中豪雨などの自然災害や火災などに備え、防災対策や消防体制を強化し、災害に強い安全なまちを実現します。

4 産業経済分野

地域経済が元気で就業機会に恵まれたまち

関越自動車道、北関東自動車道、上信越自動車道に近接した本町の優れた交通条件や、東毛広域幹線道路の整備や関越自動車道の高崎・玉村スマートインターチェンジ（仮称）の開設を活かし、産業集積に努めて地域経済の活性化と就業機会に恵まれたまちを実現します。

農業については、意欲的な農家を積極的に支援して高付加価値化を進めるとともに、自然環境保全、文化伝承、景観形成など農業が持つ多面的機能を維持します。

工業については、新たな産業用地の確保や既存工業団地の拡張を図り、進出企業を増やします。町内企業については、安定した経営が行われるように、経営基盤の強化に向けた支援などに取り組みます。

商業については、魅力ある商品やサービスを提供する商店を増やすとともに、地域商業との共存に配慮しつつ、魅力ある商業機能の集積を図り、町外からも買物客が集まるまちを実現します。

さらに、観光については、関係機関・団体と連携を取りながら、文化財や歴史資産、花火大会などの地域資源の情報発信に努めるとともに、地域の特性を活かした魅力ある取り組みとすることにより、町外から人が訪れるまちとします。

5 都市基盤分野

コンパクトで利便性と快適性が高いまち

地域特性と調和し、潤いある景観形成などに配慮した良好な住宅地が形成されるよう、土地利用を誘導します。東毛広域幹線道路の整備に合わせ、道路をはじめとする基盤施設の整備を進めるとともに、ライフラインとして生活に不可欠な上下水道を計画的に整備・更新し、災害に強いまちを実現します。

また、高齢者の急増に備え、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインを積極的に取り入れるとともに、通院や買物に利用しやすい地域公共交通の充実、歩行者や自転車利用者が安心できる道路づくりを進め、利便性と安全性が高く、快適な生活環境を実現します。

さらに、面積が小規模で平坦な本町の特長の活用、市街化区域への重点的な整備などを通じて、効率的な地域経営につながるまちを実現します。

6 協働・行財政分野

地域力を発揮する、住民主役のまち

住民が地域の問題に関心を持ち、課題解決に参加する自治意識の高いまちを実現します。住民、地域、NPO、団体、大学、企業、行政などが交流しやすい環境を整え、地域の課題解決に向けて様々な協働の取り組みが生まれる地域力の高いまちとします。住民や地域の様々な団体が行政との協働に取り組むことで、まちづくりやサービスの幅を拡大し、豊かな生活しやすい地域社会を築きます。また、住民の主体的なまちづくり活動やボランティア活動を積極的に支援し、住民主役のまちを実現します。

さらに、行財政改革を進めて組織をスリム化するとともに、効率的な地域経営を進め、自律したまちづくりの継続と財政基盤が堅固なまちを実現します。

※「地域力」とは、住民、地域、NPO、団体、大学、企業、行政など地域の様々な主体が連携・協働することによって、地域の課題の解決や地域の魅力を高めていく力をいいます。

第3章

土地利用方針

本町の土地利用は、農地、住宅地、商業・業務地、工業地、水辺・緑地に大別することができます。広域的な道路網に恵まれた本町では、幹線道路の沿線地域等に対して開発需要が予想されますが、良好な住環境の維持、自然環境や歴史的景観との調和に努めつつ、以下の基本方針に基づき、計画的な土地利用を図ります。

1 農地

農地と住宅地が混在するスプロール化を抑制し、農業生産を支える優良農地の維持に努めます。農地が減少する中で、農地は本町の生態系を支えるとともに、良好な生活環境や景観形成にも貢献しています。農地が備える多面的機能を尊重し、身近な緑地・自然環境としての農地を計画的に保全します。

2 住宅地

市街化区域では、都市基盤施設や防災施設の整備を進め、快適で安全な生活環境の形成を図ります。農地と住宅地が混在する地域では、良好な住環境の形成に向けて適正な土地利用を進めます。さらに、転入促進に向けて、周辺環境との調和に配慮しつつ、新たな住宅地の形成を促します。

3 商業・業務地

県央と東毛各都市とを連携する東毛広域幹線道路の沿線地域に対して、商業機能や業務機能の集積を図ります。また、住民の生活利便性向上を目指して、既存商業地や幹線道路の沿線地域に対して魅力ある商業空間の創出を促進します。

4 工業地

既存工業地については、周辺環境との調和に配慮しつつ、工場等の集積を促進します。東毛広域幹線道路の整備に合わせて、町内への産業集積が進むよう、将来の発展につながる土地利用を図ります。

また、利根川の北部については、北関東自動車道が全線開通されることから、広域的な道路網を活かすことのできる土地利用を図ります。

5 水辺・緑地

利根川・烏川は、多様な生物が生息する自然環境として保全に努めます。河川敷は、憩いと潤いを与える水辺空間・緑地空間として活用を図ります。また、滝川・藤川は、身近な水辺空間として活用を図ります。身近な緑地である公園は、住宅地を中心として適正配置を行います。

第4章

地域経営の基本方針

周囲を合併都市に囲まれた本町が、埋没することなく持続的発展をしていくためには、まちづくりを財政的視点から捉えた地域経営の基本方針を持つことが必要です。

本町では、今後10年間に、地域を支える納税者が減少し、税収も減収することが見込まれます。その一方、高齢者は急増し、福祉・医療需要は確実に増大することになります。こうした状況に対処するためには、地域の担い手となる若い世代の転入を促すことや、若い頃からの健康づくり、高齢者の介護予防の徹底などを計画的に進めることが必要になります。このため、地域経営の基本方針を次のように定め、長期的な視点に立った町税等の自主財源の確保や事業の効率化・重点化などに努め、健全で安定的な財政基盤づくりを進めます。

(1) 若い世代の転入促進

本町の人口は減少傾向にあることから、計画的に働き盛りの転入者を増やす施策・事業を実施し、税収維持、活力増強に努めます。そのため、下記の取り組みを実施します。

- 安心して子どもを産み育てることができるよう、子育て支援体制を充実します。
- 周辺都市に向けて通勤通学がしやすいよう、道路網などを充実します。
- 宅地開発による住宅用地の確保や雇用の場である事業所の立地促進に向けて、計画的な土地利用を進めます。

(2) 生涯を通じた健康づくり

本町では、今後高齢者の急増に伴い、生活習慣病や要介護者が増加することによる医療費や介護経費の増大が見込まれます。このため、若い頃から自ら進んで健康づくりに取り組むための基盤整備と、高齢者の介護予防事業を重点的に進め、医療・介護経費の圧縮を図ります。そのため、下記の取り組みを実施します。

- 生活習慣病の一次予防に向けて、食育や運動などの健康づくりを進めます。
- 高齢者に対して、社会参加や介護予防対策を促し、要介護者を減らします。
- 疾病の早期発見に向けて、健康診断を充実します。

(3) 固定費の圧縮

「玉村町経営改革大綱」及び「玉村町経営改革実施計画」に基づき、施設の維持管理費、人件費などの固定費圧縮に努めてきましたが、税収が減少する中で、住民サービスに必要な財源をできるだけ多く確保するためには、施設整備の抑制、都市基盤施設等の維持管理の効率化などを通じて、さらなる固定費圧縮が必要です。そのため、下記の取り組みを実施します。

- 新たな施設整備は必要最小限にします。
- 指定管理者制度や業務委託などの民間活力の導入を推進し、公共施設の維持管理費を圧縮します。
- 職員定数の適正な管理を行います。
- 周辺都市との広域連携を図り、事業の効率化を進めます。



第5次玉村町総合計画 前期基本計画

(平成23年度～平成27年度)

第1部 序論

前期基本計画の構成
分野別計画の見方

前期基本計画の構成

めざす将来像「県央の 未来を紡ぐ 玉村町」の実現に向けて、前期基本計画では、「健康・福祉分野」「教育・文化分野」「自然・環境・安全分野」「産業経済分野」「都市基盤分野」「協働・行財政分野」の6分野について、43施策とそれに対応する施策の内容や主要事業を網羅的に示しています。

分野・施策・施策の内容

6 分野	43 施策	施策の内容
第1章 健康・福祉分野 子育てしやすく、健康で安心して暮らせるまち	1 地域福祉の充実	1. 地域福祉推進体制の充実 2. 地域福祉サービスの充実 3. 地域福祉の人材育成の強化 4. バリアフリー化の推進
	2 子育て支援体制の充実	1. 子育て応援サービスの充実 2. 多様な保育サービスの充実 3. 母子・父子家庭への支援 4. 産科・小児科診療体制の充実（再掲） 5. 保健事業の推進（再掲）
	3 高齢者福祉の充実	1. 介護予防の推進 2. 総合相談体制の充実 3. 社会参加の促進
	4 障がい者福祉の推進	1. 健診・相談・リハビリ体制の充実 2. 生活支援体制の充実 3. 社会参加の促進
	5 社会保障の充実	1. 国民健康保険の健全運営 2. 生活保護制度の適正な運営と相談体制の充実 3. 国民年金事業の推進 4. 介護サービス事業の向上 5. 福祉医療の充実
	6 保健予防・健康づくりの推進	1. 保健事業の推進 2. 感染症予防の推進 3. 健康づくりの推進
	7 地域医療体制の充実	1. 産科・小児科診療体制の充実 2. 精神科診療体制の充実 3. 地域医療体制の充実 4. 災害・感染症発生時医療体制の確保
第2章 教育・文化分野 心豊かな人材を育み、郷土の歴史・文化を大切にすするまち	1 幼児教育の充実	1. 幼児教育の充実 2. 家庭・地域の教育機能の向上
	2 学校教育の充実	1. 生きる力を育む学校教育の充実 2. 開かれた学校づくりの推進 3. 教育環境の整備・充実
	3 生涯学習の推進	1. 生涯学習環境の充実 2. 生涯学習推進体制の強化 3. 住民中心の生涯学習の推進
	4 青少年の健全育成	1. 健全な育成環境づくり 2. 青少年活動の充実
	5 文化財・地域資源の保護・活用	1. 文化財・歴史資産・地域資源を活かしたまちづくり 2. 埋蔵文化財の保護・活用 3. 郷土芸能・伝統技術の保存・伝承 4. 歴史教育の普及
	6 芸術・文化活動の推進	1. 芸術・文化活動への参加・鑑賞機会の充実 2. 芸術・文化活動の促進
	7 スポーツ・レクリエーション活動の推進	1. 生涯スポーツの普及 2. スポーツ・レクリエーション施設の充実 3. スポーツ・レクリエーション事業の推進
第3章 自然・環境・安全分野 豊かな自然と共生する、安全で環境に優しいまち	1 河川・水辺環境の保全	1. 河川緑地の整備 2. 水辺環境の保全と美化・緑化
	2 公園・緑地の充実	1. 公園・緑地の整備 2. 緑のネットワークの形成 3. 緑化の推進 4. 協働による公園・緑地の維持管理
	3 環境保全・環境共生の推進	1. 環境保全活動の推進 2. 地球温暖化防止対策の推進
	4 生活環境対策の充実	1. 快適な生活環境の形成 2. 環境美化活動の推進 3. ペットの飼育マナーの向上

	5 廃棄物処理・活用体制の充実	1. 適切なおみ処理の推進 2. リサイクルの推進 3. 安全で安定したごみ処理体制の充実
	6 防災対策の充実	1. 建築物の耐震化の推進 2. 地域防災体制の強化 3. 災害時の相互支援体制の充実
	7 消防体制の充実	1. 火災予防の充実 2. 消防・救急体制の充実
	8 防犯体制の充実	1. 防犯意識の啓発 2. 防犯体制の強化
	9 交通安全対策の充実	1. 交通安全意識の向上 2. 交通安全施設の充実
第4章 産業経済分野 地域経済が元気で 就業機会に恵まれたまち	1 時代をリードする農業の振興	1. 農業生産の効率化 2. 農業経営の安定化 3. 地域の文化・活力となる農業の振興
	2 活力ある工業の振興	1. 幹線道路網整備を活かした企業誘致 2. 新たな産業用地の確保 3. 中小企業への支援
	3 魅力あふれる商業の振興	1. 地域商業の活性化 2. 集客力の高い商業施設の形成
	4 働きやすい就業環境の創出	1. 就業支援の充実 2. 働きやすい労働環境の形成
	5 安全・安心な消費生活の確立	1. 消費生活に関する情報提供・消費者意識の啓発 2. 消費者被害への対応の充実
	6 観光による地域振興	1. 観光振興に向けた環境づくり 2. 魅力あるイベントの開催 3. 来訪者の消費拡大への工夫
第5章 都市基盤分野 コンパクトで利便性と快適性が高いまち	1 快適な生活を支える総合的な土地利用の推進	1. 地域の活力を高める土地利用の推進 2. 秩序ある土地利用の推進 3. 持続可能な都市づくりの推進
	2 魅力ある市街地の形成	1. 転入者を引きつける住環境の形成 2. 農地と調和した集落の形成 3. 魅力ある景観の形成 4. 暮らしやすい町営住宅の供給
	3 機能的な道路網の形成	1. 東毛広域幹線道路の整備促進 2. 町内幹線道路の整備 3. 狭い道路の改良と歩行者空間の整備
	4 公共交通の整備	1. 利用しやすい乗合タクシーの運行 2. バス交通の充実
	5 水の適正利用と上水道の整備	1. 水の安定供給と有効利用 2. 計画的な施設改修 3. 水道事業の健全経営
	6 下水道の整備	1. 公共下水道の整備 2. 浸水対策の推進
第6章 協働・行財政分野 地域力を発揮する、住民主役のまち	1 住民自治のまちづくりの推進	1. 住民参加の促進 2. 協働によるまちづくりの推進 3. 行政情報提供の充実 4. 広報・広聴機能の充実
	2 コミュニティの育成	1. 地域コミュニティ活動拠点の整備 2. 地域コミュニティ組織の育成
	3 地域間連携・交流の推進	1. 広域行政の推進 2. 地域間交流の推進
	4 国際交流の推進	1. 在住外国人に対する支援 2. 国際理解の促進
	5 人権の尊重	1. 人権意識の啓発・普及
	6 男女共同参画社会の実現	1. 男女共同参画計画の策定 2. 男女共同参画の推進
	7 行政改革の推進	1. 住民満足度の向上 2. 行政システムの改革 3. 情報化の推進
	8 健全な財政運営	1. 安定した財政運営 2. 適正な課税の推進 3. 適正な収税の推進

分野別計画の見方

分野別計画は、6分野、43施策ごとに、「現況と課題」「めざす姿」「成果指標と目標値」「施策の内容」「主要事業」を紹介しています。分野別計画の見方は下記のとおりです。

健康・福祉分野

第1章

子育てしやすい、健康で安心して暮らせるまち

1 地域福祉の充実

■ 現況と課題

すべての住民が、住み慣れた地域でともに助け合い、安心して暮らすためには、ノーマライゼーションの理念に基づき、住民、事業者、的な福祉のまちづくりを推進する必要があります。

本町では、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、NPO法人などが地域福祉を支えています。しかし、高齢化や核家族化の進行、地域社会とのつながりの希薄化などにより、福祉ニーズは増大するとともに多様化しています。地域福祉を支える組織を強化するとともに、福祉団体への支援を充実させることが求められています。また、地域福祉を充実させるためには、住民・事業者・福祉団体の連携や保健・福祉・医療の相互協力などが重要であり、コーディネーター機能を強化する必要があります。

さらに、高齢者、障がい者などが容易に社会参加できるまちを築くためには、福祉に関する施策を推進するとともに、公共施設や歩道等の整備に当たっては、バリアフリー化やユニバーサルデザインなどが求められています。

■ めざす姿

- ◆ 福祉に関する助言や支援が容易に得られる相談体制が整っています。
- ◆ 保健・福祉・医療が連携し、的確な支援サービスが提供されています。
- ◆ 福祉ボランティアが増えるなど福祉活動の輪が広がっています。

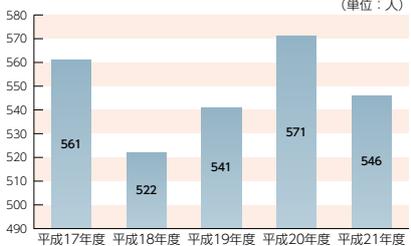
■ 成果指標と目標値

成果指標	現況	目標（H27年）
民生委員・児童委員数	54人	57人
地域福祉が充実していると思う住民の割合（注）	28.2%	35%

（注）総合計画住民意識調査より

■ 福祉ボランティア登録者数

（単位：人）



年度	登録者数
平成17年度	561
平成18年度	522
平成19年度	541
平成20年度	571
平成21年度	546

健康・福祉分野

第1章

子育てしやすい、健康で安心して暮らせるまち

■ 現況と課題

これまで実施してきた主要な取り組みと現在の状況を説明するとともに、住民ニーズや社会環境の変化などを踏まえた主要な課題を示しています。

■ めざす姿

前期基本計画の最終年度である平成27年度（5年後）において、住民や地域にとって望ましい状態を説明しています。この状態を実現するために、施策の内容や主要事業に取り組みます。

■ 成果指標と目標値

「めざす姿」の実現に向け、成果を把握できるように指標と5年後（平成27年度）の目標値を設定しました。5年後には成果の達成度合いを評価します。

■ 施策の内容

「めざす姿」の実現に向けた取り組みの内容を示しています。この施策の内容に沿って、様々な事業を進めます。

施策の内容

1. 地域福祉推進体制の充実

ともに支えあい、助けあう地域社会の形成に向けて、地域福祉ネットワークの構築とともに地域福祉活動の中心をなす民生委員・児童委員への支援と社会福祉協議会の機能強化を促進します。さらに、支援を求める人たちに対して的確に対応できるよう、相談体制を強化します。

主要事業

- 地域福祉ネットワークの構築
- 社会福祉協議会の活動への支援
- 福祉相談員の充実

2. 地域福祉サービスの充実

すべての住民が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けることができるよう、社会福祉協議会、地域包括支援センターなどが中心となり、地域全体で弱者を支援する体制を整えます。さらに、福祉関係団体やボランティアとの連携を強化し、地域福祉サービスの充実を図ります。

主要事業

- 地域の見守り活動
- 単身高齢者や障がい者との交流活動
- 交通弱者への支援
- 福祉コーディネート機能の充実

3. 地域福祉の人材育成の強化

多様化する福祉ニーズに適切に対応するため、福祉関係団体と連携して専門家の育成に努めます。障がい者と健常者が共生できる社会こそが正常の社会であるというノーマライゼーションの考えのもと、啓発活動を推進するとともに、ボランティア連絡協議会、ボランティアセンター、住民活動サポートセンターなどを人材バンクとして活用し、住民による福祉ボランティア活動の活性化を図ります。

主要事業

- 地域福祉の研修会開催
- 福祉ボランティアの養成

4. バリアフリー化の推進

高齢者や障がい者をはじめ、すべての住民が安心して快適に社会生活、日常生活を送ることができるよう、公共施設や歩道などのバリアフリー化を進め、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。

主要事業

- 公共施設や歩道などのバリアフリー化
- 誰もが利用しやすい歩道の整備

■ 主要事業

主要事業は、施策の内容に沿った事業の中から中心的な事業を掲載しています。

社会分野

第1章

子育てしやすい、健康で安心して暮らせるまち

第2部 分野別計画

第1章 健康・福祉分野

【子育てしやすく、健康で安心して暮らせるまち】

第2章 教育・文化分野

【心豊かな人材を育み、郷土の歴史・文化を大切にするまち】

第3章 自然・環境・安全分野

【豊かな自然と共生する、安全で環境に優しいまち】

第4章 産業経済分野

【地域経済が元気で就業機会に恵まれたまち】

第5章 都市基盤分野

【コンパクトで利便性と快適性が高いまち】

第6章 協働・行財政分野

【地域力を発揮する、住民主役のまち】

第1章 健康・福祉分野

子育てしやすく、 健康で安心して暮らせるまち

- 1 地域福祉の充実
- 2 子育て支援体制の充実
- 3 高齢者福祉の充実
- 4 障がい者福祉の推進
- 5 社会保障の充実
- 6 保健予防・健康づくりの推進
- 7 地域医療体制の充実

1 地域福祉の充実

現況と課題

すべての住民が、住み慣れた地域でともに助け合い、安心して暮らし続けることができる地域社会を築くためには、ノーマライゼーションの理念に基づき、住民、事業者、福祉団体、行政が一体となって総合的な福祉のまちづくりを推進する必要があります。

本町では、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、NPO法人などが地域福祉を支えています。しかし、高齢化や核家族化の進行、地域社会とのつながりの希薄化などにより、福祉ニーズは増大するとともに多様化しています。地域福祉を支える組織を強化するとともに、福祉団体への支援を充実させることが求められています。また、地域福祉を充実させるためには、住民・事業者・福祉団体の連携や保健・福祉・医療の相互協力などが重要であり、コーディネーター機能を強化することが必要です。

さらに、高齢者、障がい者などが容易に社会参加できるまちを築くため、助け合う意識の普及に努めるとともに、公共施設や歩道等の整備に当たっては、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化を進めることが求められています。

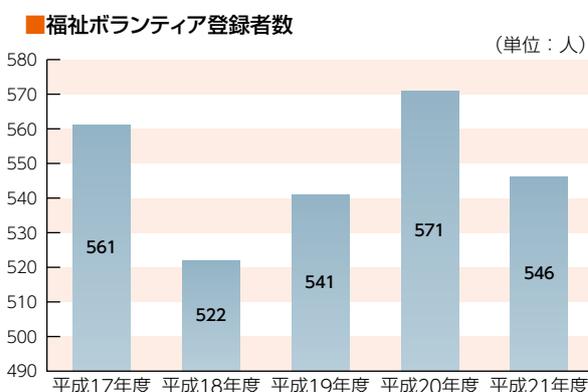
めざす姿

- ◆福祉に関する助言や支援が容易に得られる相談体制が整っています。
- ◆保健・福祉・医療が連携し、的確な支援サービスが提供されています。
- ◆福祉ボランティアが増えるなど福祉活動の輪が広がっています。

成果指標と目標値

成果指標	現 状	目標 (H27年)
民生委員・児童委員数	54人	57人
地域福祉が充実していると思う住民の割合 (注)	28.2%	35%
福祉ボランティア登録者数	546人	655人

(注) 総合計画住民意識調査より



施策の内容

1. 地域福祉推進体制の充実

ともに支えあい、助けあう地域社会の形成に向けて、地域福祉ネットワークの構築とともに地域福祉活動の中心をなす民生委員・児童委員への支援と社会福祉協議会の機能強化を促進します。さらに、支援を求める人たちに対して的確に対応できるよう、相談体制を強化します。

主要事業

- 地域福祉ネットワークの構築
- 社会福祉協議会の活動への支援
- 福祉相談員の充実

2. 地域福祉サービスの充実

すべての住民が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けることができるよう、社会福祉協議会、地域包括支援センターなどが中心となり、地域全体で弱者を支援する体制を整えます。さらに、福祉関係団体やボランティアとの連携を強化し、地域福祉サービスの充実を図ります。

主要事業

- 地域の見守り活動
- 単身高齢者や障がい者との交流活動
- 交通弱者への支援
- 福祉コーディネート機能の充実

3. 地域福祉の人材育成の強化

多様化する福祉ニーズに適切に対応するため、福祉関係団体と連携して専門家の育成に努めます。障がい者と健常者が共生できる社会こそが正常の社会であるというノーマライゼーションの考えのもと、啓発活動を推進するとともに、ボランティア連絡協議会、ボランティアセンター、住民活動サポートセンターなどを人材バンクとして活用し、住民による福祉ボランティア活動の活性化を図ります。

主要事業

- 地域福祉の研修会開催
- 福祉ボランティアの養成

4. バリアフリー化の推進

高齢者や障がい者をはじめ、すべての住民が安心して快適に社会生活、日常生活を送ることができるよう、公共施設や歩道などのバリアフリー化を進め、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。

主要事業

- 公共施設や歩道などのバリアフリー化
- 誰もが利用しやすい歩道の整備

2 子育て支援体制の充実

現況と課題

本町では、玉村町次世代育成支援地域行動計画（後期計画）に基づき、子育てしやすいまちの実現に向けて、町立幼稚園、町立保育所、児童館、地域子育て支援センターを整備し、多様な保育ニーズに対応したサービスや放課後児童クラブ等の提供に努めてきました。

しかし、共働き世帯の増加や核家族化の進行などにより、子育てに関する価値観は変化し、住民ニーズはさらに高度化しています。休日保育や病後児保育等の提供も検討することが求められています。

住民の期待に応えた子育てしやすい環境の形成に向けて、地域や関係団体とも連携して子育て支援体制を充実させる必要があります。

また、安心して子どもを産み育てる環境を築くためには、母子の健康管理や医療体制を充実させるとともに、気軽に育児相談ができる仕組みを提供することも求められています。

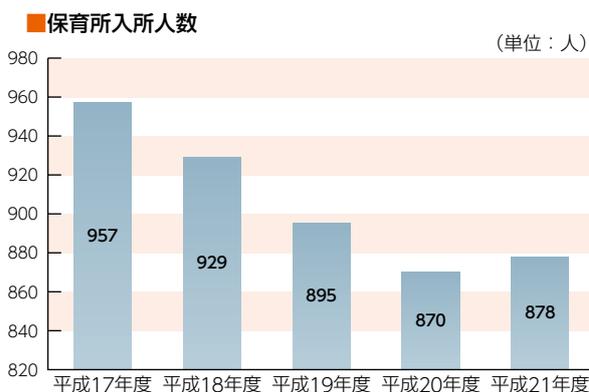
さらに、母子・父子家庭に対する支援体制を充実させて、県内で最も子育てがしやすいまちを築き、子育て世代の転入を促すことが必要です。

めざす姿

- ◆育児と仕事が両立しやすい支援体制が整っています。
- ◆多様な保育ニーズに対応したサービスが提供されています。

成果指標と目標値

成果指標	現 状	目標（H27年）
延長保育実施箇所数	3箇所	5箇所
赤ちゃんの駅設置箇所	2箇所	10箇所



施策の内容

1. 子育て応援サービスの充実

安心して子どもを育てることができる環境をつくるため、町立幼稚園、町立保育所、児童館、地域子育て支援センターなどの子育て関連施設の計画的改修、設備の充実などを進めます。さらに、国の動向を踏まえて、子育てに関する保護者の経済的負担の軽減を図ります。

主要事業

- 子育て関連施設の計画的改修、設備の充実
- ファミリーサポートセンター、産後ママヘルパー、赤ちゃんの駅の充実
- 子ども手当への支給
- 福祉医療による医療費助成（再掲）

2. 多様な保育サービスの充実

保育内容の充実に向けて、一時預かり、休日保育、病後児保育などを充実させて、多様な保育ニーズに対応したサービスを提供します。子育てに関する相談体制や情報提供を強化し、子育て世代が住みたくなるまちづくりを進めます。

主要事業

- 延長保育、一時預かり、休日保育等の充実
- 病後児保育、障がい児保育の充実

3. 母子・父子家庭への支援

母子・父子家庭の生活支援に向けて、相談体制を充実するとともに、支援事業を推進します。さらに、経済的問題を抱えがちなひとり親家庭の自立に向けて、就労支援を促します。

主要事業

- 相談、支援体制の充実
- ひとり親家庭への就労支援
- 福祉医療による医療費助成（再掲）

4. 産科・小児科診療体制の充実（再掲）

安心して出産・子育てができるよう、産科、小児科の診療体制の充実に努めます。一次医療や予防接種等については、かかりつけ医において診療を行うとともに、休日・夜間の救急時にも、適切な産科・小児科救急医療が受けられるよう、県や医師会と連携し、診療体制の充実に図ります。

主要事業

- 産科・小児科診療体制の確保
- かかりつけ医の普及

5. 保健事業の推進（再掲）

母子保健については、現在実施している乳幼児健診・教室・相談事業を充実させるとともに、児童福祉や学校教育など関連部門との連携を密にし、安心して子どもを産み育てることができるよう育児環境を整備します。

主要事業

- 母子保健事業

3 高齢者福祉の充実

現況と課題

本町の高齢化率は、平成22年4月1日現在15.6%であり、県内では最も低い水準にあります。しかし、今後は高齢者の増加、高齢化率の上昇が予想され、介護予防の充実とともに、高齢者の増加を踏まえた福祉体制を整えることが必要になります。

高齢者が住み慣れた地域で生き生きと過ごし、安心した生活を送るためには、年をとっても認知症や寝たきりにならない期間をできる限り長く保つことが必要であり、介護予防の取り組みが重要となります。介護予防や認知症に関する正しい知識の普及・啓発に努めるとともに、各地区で行っている「高齢者筋力向上トレーニング事業」を拠点とした介護予防活動を支援していく必要があります。

高齢者世帯や単身高齢者世帯、認知症高齢者は増加しており、在宅福祉サービスを充実させるとともに、地域包括支援センターを中心に、民生委員・児童委員や医療機関、介護サービス事業者などと連携しながら包括的に支えていく必要があります。

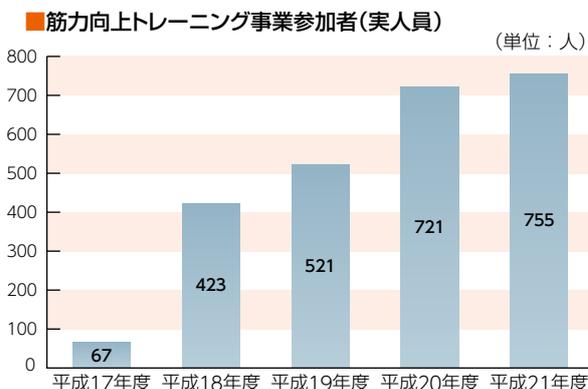
高齢者が生き生きと暮らしていくためには、生きがいづくりや就労支援が重要です。今後も高齢者の活動を広げるために長寿会やシルバー人材センターの支援を行っていく必要があります。また、高齢者の交流拠点である老人福祉センターは築後20年を経過しているため施設の老朽化がみられ、計画的な改修が必要になっています。

めざす姿

- ◆生きがいを持って暮らす健康な高齢者が増えています。
- ◆介護者相互間の情報交換の場や講演会が充実しています。
- ◆高齢者にとって憩いの場である老人福祉センターの利用者が増えています。

成果指標と目標値

成果指標	現状	目標(H27年)
高齢者筋力向上トレーニングの実施箇所数	26カ所	全行政区(34カ所)
介護者の集いの開催数	年6回	年12回
老人福祉センター利用者数	41,784人	48,000人



施策の内容

1. 介護予防の推進

高齢者がいつまでも健康で生き生きと暮らせるよう、地域包括支援センターと連携し、介護予防を推進します。高齢者の健康維持や介護予防、認知症予防に関する情報提供などを通じて、高齢者の生活機能の維持に努めます。

主要事業

- 介護予防・認知症予防に関する情報提供
- 高齢者筋力向上トレーニングの促進

2. 総合相談体制の充実

高齢者やその家族などが介護や生活上の相談に困らないように、地域包括支援センターや社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域の関係団体との連携により、身近な相談体制の充実に努めます。

また、介護者の精神的な負担を軽減するため、認知症高齢者などの家族の集いや講演会を開催するなど、介護者相互間の情報交換の場を提供します。

主要事業

- 相談体制の充実にに向けた関係機関の連携
- 介護者の支援
- 介護者間の交流促進

3. 社会参加の促進

高齢者が生き生きと暮らしていくためには、趣味を通じた交流や就業に伴う社会的役割の遂行などが重要です。今後も高齢者の活動を広げるため、長寿会やシルバー人材センターに対する支援を行うとともに、老人福祉センターの利用者の増加を図ります。

主要事業

- 長寿会への支援
- シルバー人材センターへの支援
- 老人福祉センターの計画的な改修



■スマイルボウリング



■筋力向上トレーニング

4 障がい者福祉の推進

現況と課題

障害者自立支援法が、平成18年4月から施行され、障がいの種類に関わらず、共通の制度により福祉サービスが提供されることになりました。障がい者は、障害程度区分認定、介護や居住の状況、サービスの利用意向などに応じて、福祉サービスの支給量が決められ、事業者を選択して福祉サービスを受けています。しかし、定率負担が導入されたため、原則1割の自己負担となり障がい者の経済的負担が増えています。

本町の平成22年3月末現在の身体、知的、精神障がい者数は、それぞれ933人（身体障害者手帳所持者）、173人（療育手帳所持者）、110人（精神障害者保健福祉手帳所持者）です。核家族化が進む中で、障がい者の高齢化や障がいの重度化が進行しており、障がい者を地域で支えることが求められています。

町内には、障がい者福祉の拠点施設として、障害者福祉センター「のぼら」・「たんぽぽ」があり、生活介護事業、就労移行支援事業、地域活動支援事業などを実施しています。

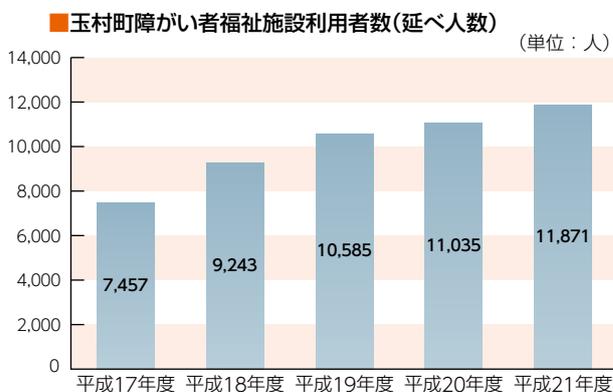
障がい者が地域社会に溶け込み、安心して生活できるように、障がい者福祉施設やサービスを充実させる必要があります。また、障がいに関する適正な理解を普及し、障がいの早期発見、リハビリ支援、ボランティア体制の充実などを進めていくことが求められています。

めざす姿

- ◆健診や相談・訓練体制が整い、障がいの早期発見や必要なリハビリ訓練が受けられます。
- ◆障がい者福祉の施設が整備され、支援サービスの充実が図られ、地域社会の支援体制が整っています。
- ◆能力に応じた社会的役割を担い、障がい者が地域社会で活躍しています。

成果指標と目標値

成果指標	現 状	目標（H27年）
障がいに関する相談件数	782件	800件
グループホーム・ケアホーム数	1施設	2施設
障がい者就労支援センター登録者数	27人	40人



施策の内容

1. 健診・相談・リハビリ体制の充実

障がいの早期発見のために、乳幼児健診・発達相談体制、情報発信の充実を図ります。さらに、児童相談所や発達訓練・リハビリ専門機関との連携を強化するとともに、医療費の助成に努め、障がいのある人たちが安心して訓練や医療を受けられるように努めます。

主要事業

- 健診・相談体制の充実
- リハビリ訓練体制の充実
- 福祉医療による医療費助成（再掲）

2. 生活支援体制の充実

障がいのある人たちが安心して自立した生活を送ることができるよう、老朽化した障がい者福祉施設の整備を図るとともに、各種の生活支援事業を推進します。また、居宅サービス・施設サービスを充実し、家族の支援にも努めます。さらに、障がい者の居住の場の確保に向けて、グループホームやケアホームの整備を促進します。

主要事業

- 障がい者福祉施設の整備推進
- 生活支援活動の充実
- グループホーム・ケアホームの整備促進

3. 社会参加の促進

障がいのある人たちが地域社会の中で生きる喜びを持つことができるよう、関係団体と連携して就業支援を行います。さらに、障がいのある人もない人も隔たりのない社会の実現に向けて、住民の意識を改善するとともに、スポーツ・文化活動、地域活動等への参加機会を広げ、地域社会との交流を促します。

主要事業

- 就業支援体制の充実
- 障がい者スポーツ教室の開催
- 障がい者雇用に向けたPR活動



■玉村町障害者福祉センター のぼら



■玉村町障害者福祉センター たんぼぽ

5 社会保障の充実

現況と課題

本町における国民健康保険の被保険者数は10,052人、加入率は26.6%です（平成22年3月末日現在、以下のデータも同様）。1人当たりの給付金額は増加傾向にあるため、健康づくりや医療費適正化を推進し、医療費負担の軽減を図ることが必要です。

生活保護世帯は54世帯ですが、長引く不況や高齢化の進行などに伴い、増加する可能性があります。生活保護世帯の実態把握や相談・指導を行い、社会的・経済的自立を促進する必要があります。

国民年金については、保険料納付率が年々減少しており、平成22年3月末日現在で58.9%まで低下しています。老後の所得保障として重要な役割を担う制度であり、納付を促し国民年金財政の安定化を図ることが求められています。

介護保険の要支援・要介護認定者数は981人です。高齢者数は今後急速に増加し、介護需要は増大する可能性があります。適正な介護サービスを提供することが重要になります。

福祉医療の対象者は、子ども・重度心身障がい者・高齢重度障がい者・母子家庭・父子家庭など7,005人です。医療費の自己負担分を公費負担し、負担軽減を図っています。

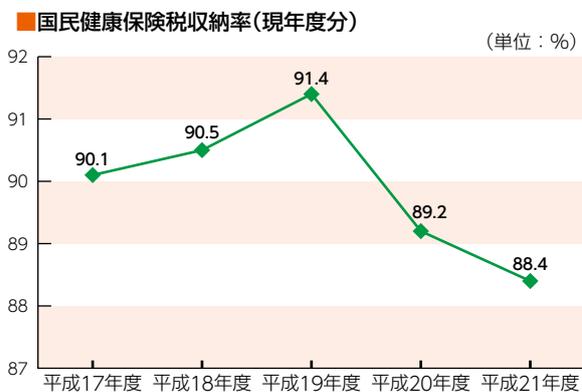
めざす姿

- ◆健全な国民健康保険財政が維持されています。
- ◆自立支援により生活保護世帯からの自立が増えています。
- ◆介護保険財政の健全化が確保され、多様なサービスが提供されています。

成果指標と目標値

成果指標	現状	目標（H27年）
国民健康保険税収納率（現年度）	88.4%	90.0%
生活保護からの自立件数	12件	15件
介護保険事業が充実していると思う住民の割合（注）	13.6%	20%

（注）総合計画住民意識調査より



施策の内容

1. 国民健康保険の健全運営

国民健康保険の健全運営に向けて、国民健康保険税の収納率向上を図ります。相互扶助の考え方を浸透させるとともに、医療費抑制に向けて、医療費給付の適正化を進めます。

主要事業

- 国民健康保険税の徴収体制の強化
- 診療報酬明細書の精査

2. 生活保護制度の適正な運営と相談体制の充実

生活困窮者の生活保障に向けて、生活実態の把握、各種貸付資金制度の活用を通じ、生活保護制度の適正な運営を図ります。さらに、生活困窮者の経済的、精神的な自立に向けて、相談・指導体制の充実を図ります。県保健福祉事務所、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などと連携し、生活困窮者の状況に応じた就労支援に努めます。

主要事業

- 生活実態の把握
- 自立支援の充実

3. 国民年金事業の推進

国民年金に対する理解を深め、未加入者に対して加入を促進するため、広報やパンフレット等の活用により、啓発事業を推進します。また、納付困難者に対する保険料免除、納付特例申請の勧奨、加入者に対する口座振替の促進により、納付率の向上に努めます。

主要事業

- 国民年金啓発事業
- 保険料免除・納付特例申請の勧奨

4. 介護サービス事業の向上

介護保険事業の適正な利用に向けて、制度の仕組みや事業者に関する情報提供、包括的・継続的ケアマネジメント、サービス基盤の充実や介護保険財政の健全運営に努めます。

主要事業

- 保険財政の健全運営
- 介護サービスの充実

5. 福祉医療の充実

子どもの子育て支援、障がい者や母子・父子家庭などの自立支援の観点から、制度の拡充を図り、医療費の負担軽減に努めます。

主要事業

- 子ども医療費助成
- ひとり親家庭への医療費助成
- 障がい者医療費助成

6 保健予防・健康づくりの推進

現況と課題

本町の平成21年の死因別死亡順位は、第1位が悪性新生物（がん）、第2位が心疾患、第3位が肺炎、第4位が脳血管疾患で、生活習慣病によるものが、全体の6割近くを占めています。今後高齢化の進行とともに、生活習慣病や要介護認定者の増加が予想されます。このため、将来、生活習慣病や要介護状態にならないために、若い頃から、住民一人ひとりが健康的な生活習慣を身につけ、地域社会全体で健康づくりに取り組むことが求められています。

本町では、保健センターを拠点に、各種健康診断、健康相談、生活習慣病予防教室、予防接種、感染症予防事業等、様々な保健サービスを提供しています。その中で、死因の第1位を占めるがん対策については、平成21年の検診受診率は20%未満と低いため、無料クーポン券を配布するなどの未受診者対策を行っています。今後とも国の目標50%に向かって努力していきます。また、平成20年から開始したメタボリックシンドロームを早期に発見するための特定健診も、平成21年の受診率は35.9%と低く、今後、目標受診率65%を達成させ、さらに、特定保健指導を実施することにより、生活習慣の改善を図っていくことが重要です。

妊婦から高齢者に至るすべての住民に対して、健診や相談、健康教育、予防接種等の保健事業を充実させ、疾病の予防・早期発見・早期治療に努めていくことが求められています。また、健康管理に必要な情報の提供、環境の整備を行い、住民一人ひとりの健康意識を高め、自ら進んで健康づくりに取り組めるよう支援していきます。

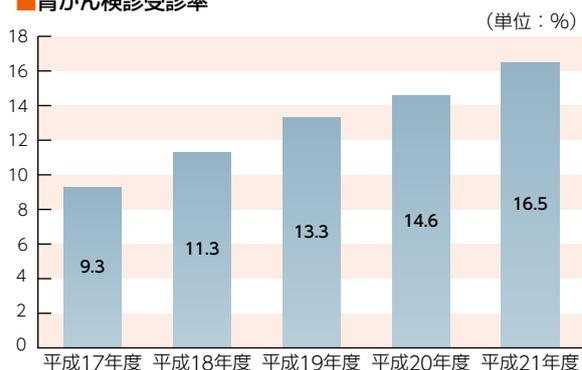
めざす姿

- ◆各種健診、健康相談、保健指導等を受ける人が増えています。
- ◆予防接種を受け、感染症予防に努める人が増えています。
- ◆健康意識が高く、自ら進んで健康づくりに取り組む人が増えています。

成果指標と目標値

成果指標	現状	目標（H27年）
特定健診受診率	35.9%	65.0%
予防接種率	77.7%	100%
1人当たりの国保医療費の年間伸び率	10%	5%

■胃がん検診受診率



施策の内容

1. 保健事業の推進

住民の健康の保持・増進に向けて、保健センターの機能強化（専門スタッフの充実）や各種健（検）診、健康相談、保健指導、健康教育などの保健サービスの充実に努めます。また、疾病の早期発見・早期治療のため、健診受診率の向上に努めます。

母子保健については、現在実施している乳幼児健診・教室・相談事業を充実させるとともに、児童福祉や学校教育など関連部門との連携を密にし、安心して子どもを産み育てることができるよう育児環境を整備します。

主要事業

- がん検診及び健康増進事業
- 特定健診・特定保健指導
- 母子保健事業

2. 感染症予防の推進

麻疹、風疹、日本脳炎、結核、インフルエンザ等の感染症を予防するため、予防接種を積極的に推進します。感染症予防法に定められた定期予防接種については、対象者（児）に個人通知や広報等で周知徹底を図り、接種率100%を目指します。また、ノロウイルスや大腸菌などが原因で起こる食中毒については、広報等で日頃から食中毒予防に心がけるよう周知を図っていきます。さらに、新型インフルエンザ対策については、玉村町新型インフルエンザ対策行動計画やマニュアルに基づいて、国や県、医師会等と情報の共有・連携を図りながら事業を進めます。

主要事業

- 予防接種・結核検診事業
- 新型インフルエンザワクチン接種費用軽減事業

3. 健康づくりの推進

住民の健康意識を高め、健康習慣を普及するために、あらゆる機会を通じて健康情報を提供します。また、本町の健康づくりの指針である「はつらつ玉村21」計画に基づいて、住民一人ひとりの健康づくりを支援し、生活習慣病の一次予防に努めます。その中でも「一人1スポーツの推進」を重視するとともに、「玉村町食育推進計画」に基づいて、全町を挙げて食育に取り組みます。

主要事業

- 町広報（はつらつ玉村21欄）、ホームページ等で健康情報を発信
- 健康の日（毎月第1日曜日）イベント事業の開催・普及
- 一人1スポーツの推進
- 食育推進事業の実施

7 地域医療体制の充実

現況と課題

平成22年4月現在、町内には病院1箇所、一般診療所20箇所、歯科診療所13箇所があり、これらの医療機関が地域医療を支えています。

伊勢崎佐波地域の中核病院として、伊勢崎佐波医師会病院と伊勢崎市民病院が伊勢崎市内にあり、本町の救急医療、高度医療、災害医療を支えています。救急医療は、伊勢崎佐波医師会病院が休日・夜間対応し、小児救急は、伊勢崎市民病院と交代制で受け入れています。歯科は、伊勢崎佐波歯科医師会による休日歯科診療所が対応しています。さらに、災害時における医療の確保と地域への医療支援を行う災害拠点病院として、伊勢崎佐波医師会病院と伊勢崎市民病院が指定されています。

また、町内に精神科の医療機関がないことから、精神に障がいのある人は、近隣の医療機関への通院を余儀なくされ、不便を強いられています。

高齢化の進行とともに、医療需要が増大するとともに、高度医療に対するニーズもさらに高まることが予想されます。また、安心して子どもを産み育てることができるよう、小児科・産科の充実も求められています。病態に応じた適切な医療を迅速に受け取ることができるよう、県や関係医療機関と連携して、地域医療体制や救急医療体制を充実させるとともに、災害や感染症発生時における医療体制の強化が求められています。

めざす姿

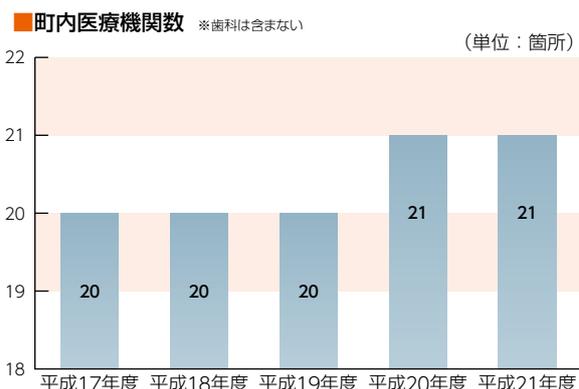
- ◆安心して子どもを産み育てることができる医療体制が整っています。
- ◆精神に障がいのある人が町内の医療機関で医療を受けることができます。
- ◆休日や夜間においても適切な救急医療を受けることができます。
- ◆災害や感染症発生など緊急時の医療体制が整っています。

成果指標と目標値

成果指標	現状	目標 (H27年)
地域医療体制が充実していると思う住民の割合 (注1)	19.3%	25.0%
町内の精神科専門医療機関数	0箇所	1箇所
病院までの所要時間が30分未満の割合 (注2)	50.4%	60.0%
感染症発生に備えた訓練実施回数 (年間)	—	1回

(注1) 総合計画住民意識調査より

(注2) 消防概要 (平成21年版) より (救急車による病院までの所要時間が30分未満の割合)



施策の内容

1. 産科・小児科診療体制の充実

安心して出産・子育てができるよう、産科、小児科の診療体制の充実に努めます。一次医療や予防接種等については、かかりつけ医において診療を行うとともに、休日・夜間の救急時にも、適切な産科・小児科救急医療が受けられるよう、県や医師会と連携し、診療体制の充実に図ります。

主要事業

- 産科・小児科診療体制の確保
- かかりつけ医の普及

2. 精神科診療体制の充実

精神に障がいのある方が、町内で専門の医療が受けられるように県や医師会に働きかけ、精神科専門医療機関の開設に努めます。

主要事業

- 精神科専門医療機関の開設に向けた働きかけ

3. 地域医療体制の充実

住民の多様化した医療ニーズに対応するため、地域の医療機関（かかりつけ医）と連携して、一次医療の充実、二次医療機関（病院）との連携強化を図ります。また、医師会・歯科医師会・薬剤師会と連携し、休日・夜間診療体制や救急医療体制の確保に努めます。

主要事業

- かかりつけ医の普及
- 休日・夜間診療体制の確保

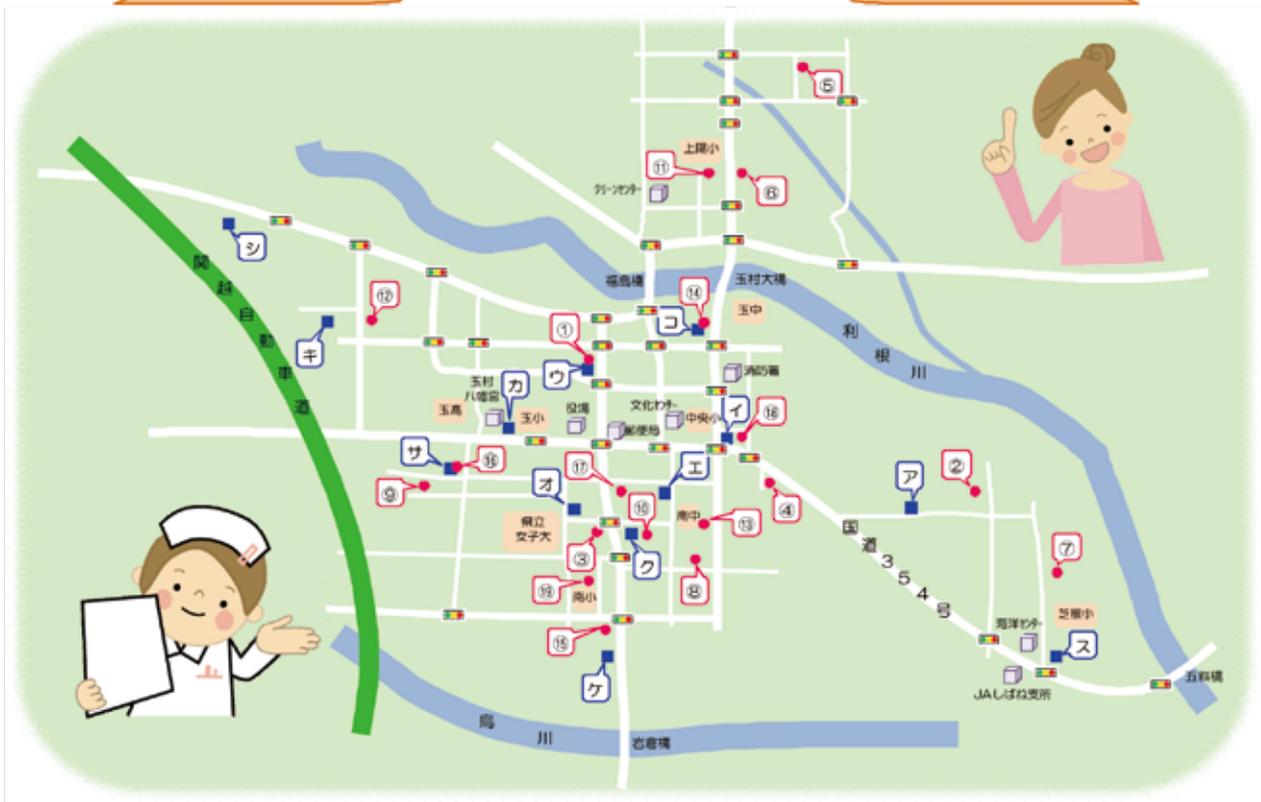
4. 災害・感染症発生時医療体制の確保

大規模災害や新型インフルエンザ等の感染症の発生に備えて、県や医師会等関係機関と連携して危機管理体制を整えます。本町の地域防災計画や新型インフルエンザ対策行動計画等に基づき、防護資材などを用意するとともに、緊急時に迅速かつ的確な医療が提供できるように、防災訓練と併せて訓練を実施します。

主要事業

- 災害・感染症発生時医療体制の確保
- 災害・感染症発生に備えた訓練の実施

玉村町医療機関マップ



	医療機関名	所在地	電話
①	新井外科胃腸科医院	福島 148-2	65-2257
②	五十嵐医院下之宮出張	下之宮 421-1	64-2288
③	植竹内科医院	上之手 1526-1	65-6886
④	魚住内科医院	上茂木 475-8	65-8838
⑤	宇津木医院	藤川 198-2	64-7878
⑥	古作クリニック玉村分院	樋越 178-7	50-3770
⑦	すこやかクリニック	小泉 34	64-8033
⑧	大門整形外科医院	後箇 253-7	64-6633
⑨	田口小児科医院	上新田 1889	65-1855
⑩	たまむら中央クリニック	上之手 1636-1	64-6880
⑪	玉村内科クリニック	樋越 786	65-2351
⑫	角田病院	上新田 675-4	65-7171
⑬	南部眼科	後箇 216-1	64-5557
⑭	ひぐち内科歯科クリニック	福島 1080-1	50-3733
⑮	ひらが脳神経外科	角淵 5067	30-2121
⑯	平成クリニック	上新田 1648	65-8888
⑰	めぐみクリニック	下新田 1119-6	30-6200
⑱	ゆのきこどもクリニック	福島 501-11	64-2325
⑲	よこて皮膚科医院	上之手 2025-6	65-0345

	歯科医院名	所在地	電話
ア	アイ歯科クリニック	箱石 84-2	61-7353
イ	アイリデンタルクリニック	福島 509-5	20-4388
ウ	新井歯科医院	福島 148-2	65-2257
エ	かたの歯科医院	下新田 815-5	64-2000
オ	からさわ歯科医院	上之手 1471-8	64-2050
カ	高橋歯科医院	下新田 465	65-5530
キ	玉村歯科医院	上新田 682-3	64-2222
ク	たまむら中央歯科	上之手 1635-2	64-3718
ケ	富沢歯科医院	角淵 5115-5	65-7912
コ	ひぐち内科歯科クリニック	福島 1080-1	50-3733
サ	平成歯科クリニック	上新田 1647	65-5005
シ	宮内歯科医院	板井 293-2	65-8665
ス	武者歯科医院	飯倉 74-15	64-6161

※平成 22 年 12 月現在の医療機関



第2章 教育・文化分野

心豊かな人材を育み、 郷土の歴史・文化を大切にするまち

- 1 幼児教育の充実
- 2 学校教育の充実
- 3 生涯学習の推進
- 4 青少年の健全育成
- 5 文化財・地域資源の保護・活用
- 6 芸術・文化活動の推進
- 7 スポーツ・レクリエーション活動の推進

1 幼児教育の充実

現況と課題

幼児期は、人間形成の基礎を培う重要な時期であり、適切な教育環境を整え、心身の健全な発達を促すことが重要です。また、子育て世代が暮らしやすいまちを創るためにも、就学前児童を抱える保護者が安心して子どもを預けることができる教育環境を提供することが求められています。このため、本町では、町立保育所5箇所と町立幼稚園2箇所を運営しています。

少子化が進む中で、就学前児童（0～6歳）の保育所・幼稚園への入所は低年齢化が進んでいます。町立幼稚園では平成16年度から3歳児保育を実施し、町立保育所では平成15年4月より一時預かりを行っています。

核家族化の進行や共働きの増加に伴い、保育や幼児教育に関する期待は高まりつつあり、安全で水準の高い教育環境を提供する必要があります。保育・教育内容の改善、施設の安全性の確保、支援体制の整備などを進め、保護者から信頼される幼児教育を行うことが求められています。

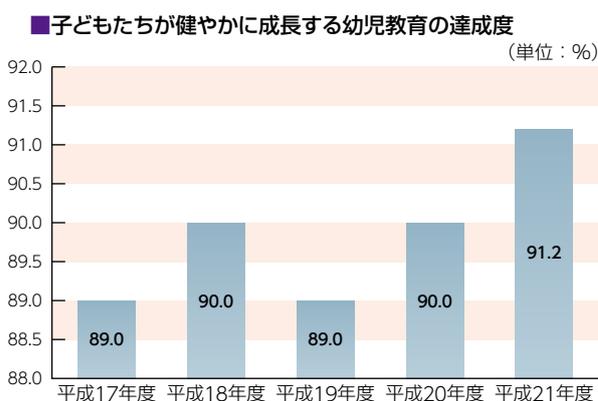
めざす姿

- ◆子どもたちが健やかに成長する幼児教育が進められています。
- ◆家庭と連携を図りながら、信頼される保育所・幼稚園づくりが推進されています。

成果指標と目標値

成果指標	現 状	目標 (H27年)
子どもたちが健やかに成長する幼児教育の達成度 (注)	91.2%	95.0%
「保護者等との連携 (幼稚園)」の達成度 (注)	92.9%	95.0%

(注) 群馬県「学校評価システム」に基づく当該項目の評価結果が「十分に達成できた(A)」である割合



施策の内容

1. 幼児教育の充実

一人ひとりの個性を大切にされた幼児教育の推進に向けて、教職員研修の充実を図るなど、教育内容の充実に努めます。また、施設の安全性確保や教育環境の充実を図るため、教育施設の整備・改善に努めます。

主要事業

- 幼児の主体的な活動を促す保育・教育の充実
- 教育環境の整備・充実

2. 家庭・地域の教育機能の向上

家庭における幼児教育の充実を図るため、家庭と保育所・幼稚園との連携を強化します。育児・幼児教育の相談体制を強化し、親が抱える不安の解消や家庭における適切な育児の支援に努めます。さらに、保育所・幼稚園と小学校、あるいは保健・福祉・医療等の関係諸機関との連携を強化し、地域社会全体で幼児を守り育てる環境の形成に努めます。

主要事業

- 開かれた保育所・幼稚園づくりの推進
- 連携体制の整備・充実



2 学校教育の充実

現況と課題

学校教育においては、基礎的・基本的な内容を重視しつつ、個性を活かす教育の充実を図るとともに、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力や豊かな心を持ち、心身ともに健康でたくましく生きる人間を育成することが求められています。

本町には、小学校5校、中学校2校があり、平成22年5月1日現在、小学生2,293人、中学生1,345人が学習しています。各校は、特色ある学校づくりを進めるとともに、児童・生徒一人ひとりを大切にした教育に努めています。学力の向上に向けて、児童生徒の学習状況を分析し、授業改善を行うとともに、個に応じたきめ細かな指導を行っています。知・徳・体のバランスの取れた児童・生徒を育てるためには、家庭や地域との連携を強化し、地域全体の教育力を高めていくことが求められています。

めざす姿

- ◆児童生徒に、生きる力（確かな学力、豊かな人間性、心身の健康と体力を備えた総合的な力）が育まれています。
- ◆家庭、地域、学校との間に信頼と協力関係が築かれています。
- ◆安全で学習しやすい充実した教育環境が提供されています。

成果指標と目標値

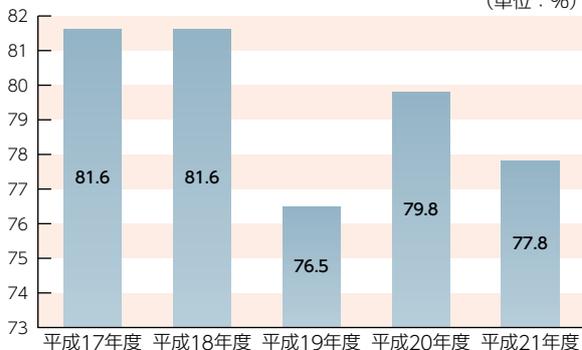
成果指標	現 状	目標 (H27年)
「学校が楽しい」と感じている児童生徒の割合 (注1)	77.8%	90.0%
「保護者等との連携 (小・中学校)」の達成度 (注2)	60.9%	80.0%
「安全の確保、施設設備の整備」の達成度 (注2)	88.0%	95.0%

(注1) 「玉村町総合学力調査」に基づく意識調査の当該評価項目における肯定的な回答の割合

(注2) 群馬県「学校評価システム」に基づく当該項目の評価結果が「十分に達成できた(A)」である割合

■「学校が楽しい」と感じている児童生徒の割合

(単位：%)



施策の内容

1. 生きる力を育む学校教育の充実

本町がめざす子ども像「確かな力を身に付け心豊かにたくましく生きぬく子ども」の育成を目指して、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしながら連携・協力し、日々の教育活動を推進します。

主要事業

- 確かな学力を培う教育の充実
基礎・基本の確実な定着と思考力・判断力・表現力の育成を目指した学習指導の推進
- 豊かな人間性を育む教育の充実
道徳教育の充実、体験的活動を重視したキャリア教育の推進
- 心身の健康と体力を育む教育の充実
体力の維持向上を図るスポーツ活動の充実、望ましい生活習慣づくり、食育の推進
- 学校教育推進上の諸課題への対応
特別支援教育・生徒指導・進路指導・人権教育・安全教育等の充実、2学期制の充実

2. 開かれた学校づくりの推進

学校の教育目標の実現に迫る自校の特色を活かした教育活動を展開します。地域・家庭に対して情報発信を行い、学校と地域が連携して効果的な教育活動を実践します。

主要事業

- 開かれた学校づくりの推進（学校評議員会、PTAとの連携）
- 一校一改革の推進
- 学校ボランティア等の活用による学校支援センターの充実
- 県立女子大学等の高等教育機関との連携

3. 教育環境の整備・充実

現代の社会情勢に対応でき、児童生徒がのびのびと安心して過ごせる教育環境づくりを推進します。また、一人ひとりの実態に応じた支援を行うための人的環境の整備・充実を図ります。

主要事業

- 学校施設の整備・充実
- マイタウンティーチャー等の教育補助員の充実
- 就学指導と就学援助の充実
- 安全・安心な学校給食の充実



■群馬県立女子大学

3 生涯学習の推進

現況と課題

本町の生涯学習の拠点施設は、ホール、公民館、図書館、歴史資料館などを併設した文化センターです。文化センターは平成5年に整備され、17年が経過していますが、年間約28万人が訪れ、生涯学習や文化活動などの拠点施設として利用されています。

図書館の年間貸出冊点数は、開館以来、県内の市町村にあっては上位を維持し、公民館・地域コミュニティ活動などの際に活用される玉村町生涯学習人材バンクには、多くのボランティアが登録されるなど、住民の高い学習意欲が表れています。

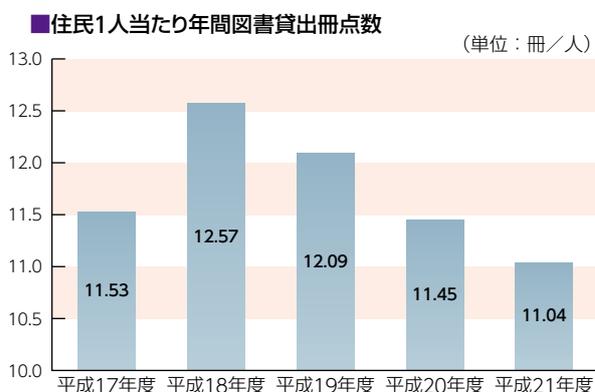
住民の自己啓発や生きがいづくりを応援するとともに、豊かな生活環境の提供に向けて、利用しやすく快適な生涯学習の環境づくりの推進が求められています。また、より多くの住民が生涯学習や地域コミュニティ活動に取り組むよう、魅力あるプログラムの提供や推進体制の充実に努めることが重要であり、生涯学習推進員、教育機関などとの連携を強化することが求められています。

めざす姿

- ◆図書館等の生涯学習環境が充実し、効率的な学習がなされています。
- ◆生涯学習の指導者が増えています。
- ◆地域の団体の自主的な地域コミュニティ活動が増えています。

成果指標と目標値

成果指標	現状	目標 (H27年)
住民1人当たり年間図書貸出冊点数	11.04冊	12.00冊
住民による生涯学習講師数	60人	70人
生涯学習推進員等による年間地域コミュニティ活動数	112件	140件



施策の内容

1. 生涯学習環境の充実

住民の多様な生涯学習ニーズに対応した環境づくりに向けて、関係機関との連携を強化して、各種講座・教室や情報システムの充実を図ります。さらに、生涯学習に関する情報提供や相談体制などを充実させるとともに、図書館をはじめとする生涯学習施設が、住民にとって一層利用しやすい施設となるよう改善に努めます。

主要事業

- 各種自主講座・教室の充実
- 生涯学習活動情報ネットワークシステムの充実
- 視聴覚資料の充実
- 図書館施設の改善
- 県立女子大学との連携による学習内容の充実

2. 生涯学習推進体制の強化

生涯学習活動をさらに推進するため、生涯学習ボランティアや指導者等の確保・育成に努めます。人材バンクの活用、指導者養成に向けた講座開設などにより、専門的な知識や技能を備えた町内外の人材が講師となり、多彩なプログラムを提供できるよう、指導者発掘の仕組みを整えます。

主要事業

- 生涯学習ボランティアの養成
- 指導者養成講座の開設

3. 住民中心の生涯学習の推進

住民ニーズに沿った生涯学習を提供するため、住民の要望把握や生涯学習推進員の充実に努めます。現在、生涯学習推進員を中心に実施している地域コミュニティ活動については、一層の支援を行うとともに、生涯学習に関する住民の意識啓発を推進し、住民の自主的・積極的な生涯学習を促進します。

主要事業

- 住民の自主的な地域コミュニティ活動の促進
- 地区における学習事業の推進
- 生涯学習推進員等による地域コミュニティ活動の充実



■生涯学習推進員による活動

4 青少年の健全育成

現況と課題

青少年を取り巻く環境は、少子高齢化社会の到来、情報通信技術の進展、核家族化の進行、価値観の多様化などに伴い大きく変化しています。その結果、家族と会話する時間や地域社会で近隣住民とふれあう機会が減少しており、青少年のマナーやコミュニケーション能力の低下が危惧されています。さらに、有害な情報も氾濫しており、青少年が犯罪に巻き込まれる可能性も広がっています。

青少年の健全な育成を促すため、青少年が参加しやすい文化・スポーツ活動やボランティア活動などの機会をつくり、青少年の社会参加を促すとともに、青少年に対して健全な居場所を提供することが求められています。

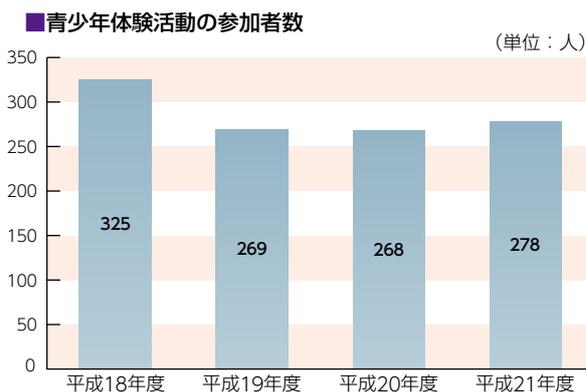
また、青少年に対して悪影響を及ぼす要因を取り除くため、家庭や学校、地域社会が一体となって、青少年の健全育成環境を整備していく必要があります。

めざす姿

- ◆青少年の健やかな成長を促す健全な環境が維持されています。
- ◆文化・スポーツ活動やボランティア活動などに青少年育成活動の参加者が増えています。

成果指標と目標値

成果指標	現 状	目標 (H27年)
街頭補導パトロール実施回数 (年間)	42回	50回
青少年体験活動の参加者数	278人	300人



施策の内容

1. 健全な育成環境づくり

青少年の犯罪や非行防止のため、学校、家庭、地域社会が一体となって、健全な育成環境づくりを進めます。青少年の居場所づくりや有害環境の排除を進めるとともに、青少年が犯罪などに巻き込まれないよう、防犯パトロール、有害サイトへのアクセス防止などに努めます。また、青少年の引きこもりなどの問題解決に向けて、関係機関と連携して相談体制の充実に努めます。

主要事業

- 非行防止等の啓発活動の推進
- 非行防止運動の地域ぐるみの展開
- 青少年の相談体制の充実

2. 青少年活動の充実

青少年の健全な心身の成長を育み、社会の一構成員としての認識を養うため、青少年に対して多彩な活動機会を提供します。学校、関係機関と連携して青少年の健全育成に向けた組織の強化を図り、文化・スポーツ活動、体験活動、ボランティア活動などへの参加機会を充実させるとともに、各種イベント時の青少年活用を推進するために、人材バンク等を活用し、指導者の確保に努めます。

主要事業

- 青少年健全育成組織の強化
- 青少年の文化・スポーツ活動の充実
- 青少年のボランティア活動の充実
- 青少年の体験活動の充実
- 指導者の確保・育成



■ ますのつかみどり



■ 自然探索キャンプ

5 文化財・地域資源の保護・活用

現況と課題

本町は、日光例幣使道の宿場町として栄えた歴史があり、町内には、国指定重要文化財の玉村八幡宮本殿をはじめ、指定文化財や有形・無形の文化財が数多く存在します。これらの文化財や歴史の面影を残す街並みは貴重な歴史資産であり、調査研究を進めるとともに、その保護・活用、さらには歴史資産を活かしたまちづくりに向け取り組む必要があります。

多数の川が合流する利根川中流域は、昔から交通・経済とともに文化の交流も盛んであり、「水辺の十字路」に位置する地域特性を見直し活用する取り組みが必要です。

埋蔵文化財については、開発者に対し適切な指導を行い、遺跡の保護を図る必要があります。そのために遺跡台帳及び遺跡地図の整備並びにそのシステム化が急務です。古墳については、軍配山古墳、梨ノ木山古墳の2ヶ所を町指定の史跡として保護していますが、今後は古墳を核とした史跡公園の整備を進めることが求められています。

伝統芸能や祭りは、地域が受け継いできた貴重な固有の財産であり、保存・伝承が重要です。後継者の育成や保存会への支援を充実させる必要があります。

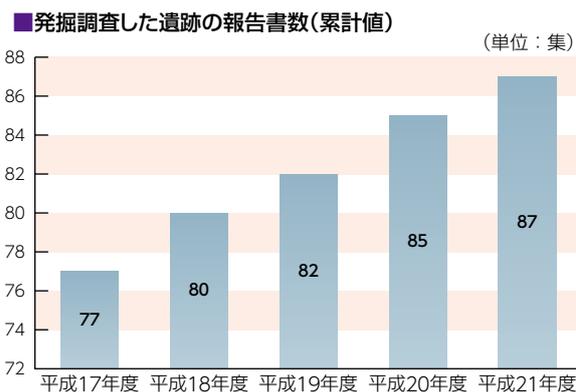
平成7年開館の歴史資料館では、常設展示として、江戸時代に宿場として栄えた町の姿や、宿場が置かれるまでの歴史を考古・歴史資料と映像などにより紹介しています。歴史資料の収集・整理、調査研究、その公開を進めるとともに、学校と連携した歴史教育の普及に努めることが求められています。

めざす姿

- ◆文化財・歴史資産・地域資源を活かしたまちづくりが進んでいます。
- ◆埋蔵文化財の保護と活用が進んでいます。
- ◆伝統芸能が伝承され、後継者が育っています。
- ◆地域の歴史・文化に関心をもつ住民が増えています。

成果指標と目標値

成果指標	現状	目標 (H27年)
登録有形文化財の登録件数	1件	4件
発掘調査した遺跡の報告書数	第87集	第95集
小学校への出前講座開催数 (郷土芸能)	年0回	年5回
歴史資料館年間入館者数	4,000人台	5,000人台



■玉村町歴史資料館

施策の内容

1.文化財・歴史資産・地域資源を活かしたまちづくり

文化財や歴史資産を後世に伝えるとともに、玉村らしい個性あるまちづくりに向けて、文化財・歴史資産・地域資源を活かしたまちづくりを進めます。特に住民・関係機関と連携して、日光例幣使道の宿場町の面影を残す旧玉村宿を対象に玉村八幡宮を核とした歴史資産の保存・活用を計画的に進め、愛着をもって暮らせるまちづくりを目指します。また、情報発信やイベントの開催などを行います。

主要事業

- 文化財・歴史資産・地域資源に関する情報提供
- 文化財の指定や登録有形文化財の登録
- 文化財・歴史資産・地域資源を活かしたイベント開催やまちづくり事業の推進

2.埋蔵文化財の保護・活用

埋蔵文化財は一度破壊されると復元が難しいため、その保存に努めるとともに、開発にあたっては遺跡保護の協力を事業者に要請します。やむなく遺跡を破壊せざるを得ない場合は、発掘調査を実施・記録し、その成果の公開に努めます。また、遺跡を把握する基礎データである遺跡台帳及び遺跡地図の整備並びにそのシステム化を推進します。

主要事業

- 埋蔵文化財の保護、調査・研究
- 埋蔵文化財報告書作成
- 遺跡台帳及び遺跡地図の整備並びにシステム化

3.郷土芸能・伝統技術の保存・伝承

伝統芸能や祭りの保存・伝承を図るため、調査・研究を行うとともに、後継者育成や保存活動に対する支援を行います。郷土芸能や伝統技術を生涯学習や小・中学校の学習の場に活用するとともに、各保存会への支援、郷土芸能・伝統技術に関する功労者の表彰などを通じて、後継者の育成に努めます。

主要事業

- 後継者育成
- 保存活動に対する支援
- 功労者表彰

4.歴史教育の普及

本町に関わる資料の収集及び整理並びに調査・研究を進めます。また、企画展の開催や館報の刊行などにより調査・研究成果の公開に努め、地域の歴史と文化に対する住民の理解を深めます。さらに学社連携を推進し、体験学習や歴史講座など歴史に親しむ機会の提供を図り、歴史教育の充実に努めます。

主要事業

- 資料の収集・整理・調査研究
- 展示・公開・資料提供
- 体験学習・講座実施

6 芸術・文化活動の推進

現況と課題

本町における芸術・文化活動の拠点は、ホールや工芸室などを備える文化センターです。財団法人玉村町文化振興財団がホール事業の運営にあたり、年間15本程度の自主事業と数本の住民参加型事業を実施しています。住民が多彩な芸術・文化活動を手軽に鑑賞することができるように、コンサート、ミュージカル、演芸などを定期的に開催しています。

成熟社会の中で団塊の世代が退職しつつあり、芸術・文化活動に関心を持ち、積極的に活動したいと思う住民はさらに増加することが予想されます。芸術や文化にふれる機会とともに、住民自らが芸術・文化活動を実践する機会を充実させることが、今まで以上に求められています。

また、限られた予算の中で、活発な芸術・文化活動を促すためには、住民、企業、関係団体などの協力が不可欠です。施設の効率的な管理運営に努めるとともに、芸術・文化活動に対するサポート体制を整えることが求められています。

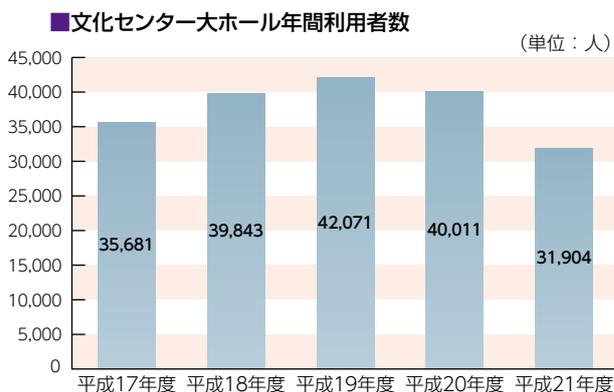
めざす姿

- ◆芸術・文化の鑑賞機会が増えています。
- ◆芸術・文化活動を実践する住民が増えています。

成果指標と目標値

成果指標	現 状	目標 (H27年)
文化センター大ホール年間利用者数	31,904人	33,000人
芸術・文化活動が充実していると思う住民の割合 (注)	35.3%	40%

(注) 総合計画住民意識調査より



施策の内容

1. 芸術・文化活動への参加・鑑賞機会の充実

芸術・文化に身近にふれることができる心豊かなまちづくりに向けて、多彩な芸術・文化活動への参加・鑑賞機会の提供に努めます。文化センターにおける自主文化事業を一層充実させるとともに、芸術・文化活動による広域交流を促進します。

主要事業

- 自主文化事業への支援
- 文化交流の促進

2. 芸術・文化活動の促進

住民の自主的な芸術・文化活動が活発に行われるよう、支援体制の充実、情報発信の強化などを進めます。芸術・文化活動施設の利用を促進するとともに、芸術・文化団体や指導者の育成、学習機会の提供に努めます。さらに、住民、企業、関係団体の協力を求めて、芸術・文化活動のサポート体制を強化します。

主要事業

- 芸術・文化団体への助成
- 芸術・文化関係情報提供サイトの開設
- 芸術・文化団体の育成



■ 芸能発表会



■ 音楽フェスティバル

7 スポーツ・レクリエーション活動の推進

現況と課題

本町には、社会体育館、総合運動公園、東部運動場、烏川河川運動場、グラウンド・ゴルフ場、B&G海洋センター、北部公園サッカー場などの施設があり、住民のスポーツ・レクリエーション活動の拠点となっています。しかし、施設や設備の老朽化もみられるため、快適な利用に向けて計画的に改修を行うことが必要になっています。また、限られた財源の中で良好なスポーツ環境を提供するためには、施設の維持管理の効率化や受益と負担の適正化についても検討を進める必要があります。

また、本町では体育協会に委託し、人気の高い種目を中心として競技大会を開催するとともに、町民体育祭、スポーツ教室などを開催しています。住民相互の交流や健康増進を図るためには、これらのスポーツイベントに初心者をはじめとする幅広い住民の参加を募ることが必要です。

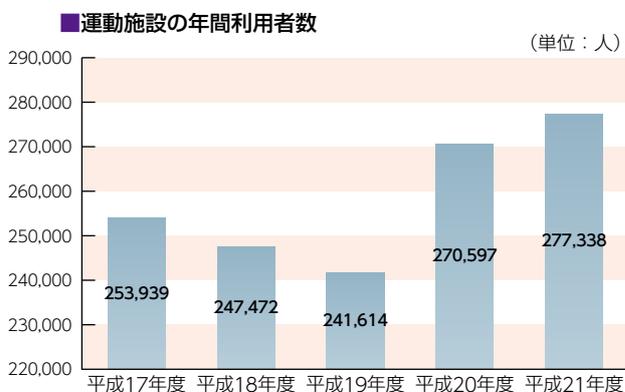
さらに、住民の多様化するスポーツニーズに応え、体力、技術などに応じて生涯にわたりスポーツに親しむ環境を築くために、スポーツ振興に向けた地域の組織体制を整えるとともに、指導体制の強化を図ることが求められています。

めざす姿

- ◆定期的にスポーツに取り組む住民が増えています。
- ◆身近な場所で手軽にスポーツ活動を楽しめる環境が整っています。
- ◆地域や民間が主体となってスポーツ活動を支えています。

成果指標と目標値

成果指標	現状	目標 (H27年)
スポーツ・レクリエーション活動(各種教室)の年間開催数	37回	45回
運動施設の年間利用者数	277,338人	300,000人
地域クラブ数	49団体1,050人	55団体1,200人



施策の内容

1.生涯スポーツの普及

住民の健康づくりや交流に向けて、スポーツ・レクリエーション関係団体と連携して、スポーツ教室やスポーツ大会を開催します。講習会や研修会を通じて、指導者の育成に努めるとともに、スポーツボランティアを活用して、スポーツ・レクリエーション活動を活性化させ、定期的にスポーツ・レクリエーション活動に親しむ住民を増やします。

主要事業

- スポーツ教室の開催
- スポーツ大会の開催

2.スポーツ・レクリエーション施設の充実

住民にスポーツ・レクリエーション活動に取り組みやすい環境を提供するため、運動施設の整備・充実に努めます。さらに、老朽化施設・設備については、計画的に改修を行い、住民が気持ちよくスポーツを楽しむことができる施設へ改善します。

主要事業

- スポーツ施設の改修
- スポーツ設備・用具の更新

3.スポーツ・レクリエーション事業の推進

生涯にわたりスポーツ活動に楽しむライフスタイルの普及に向けて、広報やインターネット等を通じて情報提供に努めるとともに、地域に根ざしたスポーツ活動を推進します。

また、体育指導者の派遣、町民体育祭の開催、各種大会の開催などを通じて、施設の利用促進及び競技技術の向上に努めます。

主要事業

- 町民体育祭の開催
- 指導者の研修機会の充実



■少年野球



■グラウンド・ゴルフ



■すみつけ祭（上福島地区）



■稲荷神社獅子舞（上新田地区）



■春鋤祭（樋越地区・藤川地区の一部）



■水神祭（五料地区）

第3章 自然・環境・安全分野

豊かな自然と共生する、 安全で環境に優しいまち

- 1 河川・水辺環境の保全
- 2 公園・緑地の充実
- 3 環境保全・環境共生の推進
- 4 生活環境対策の充実
- 5 廃棄物処理・活用体制の充実
- 6 防災対策の充実
- 7 消防体制の充実
- 8 防犯体制の充実
- 9 交通安全対策の充実

1 河川・水辺環境の保全

現況と課題

本町は、利根川、烏川、滝川などの豊かな水辺環境に恵まれています。河川敷には自然林が残り、多様な生物の生息環境となり、貴重な自然資源となっています。

また、利根川及び烏川の河川敷には、東部スポーツ広場公園、岩倉自然公園、県営ゴルフ場、サイクリングロードなどがあり、住民の憩いの場として親しまれています。

今後も「玉村町緑の基本計画」に基づいて河川緑地の整備を進めるとともに、不法投棄の防止、ペットの飼育マナーの向上などを図り、快適な水辺環境の維持に努める必要があります。

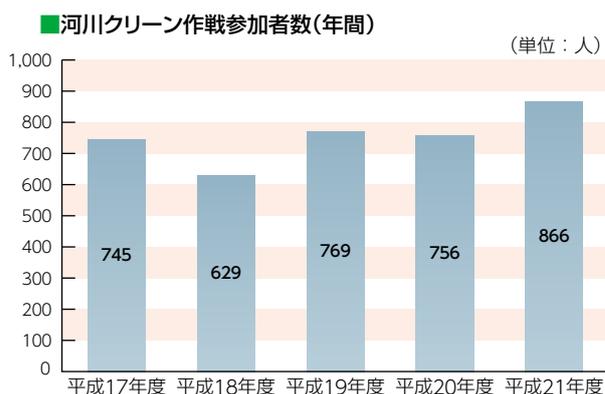
さらに、滝川については、住宅地を流れる河川であり、快適な環境づくりに向けた取り組みが必要になっています。下水道の整備、工場排水の監視強化、ごみ投棄の防止などを進めて水質浄化や環境美化に努めるとともに、河川沿いの緑化を進め、美しい散策路を創出することが求められています。

めざす姿

- ◆住民の憩いの場としてサイクリングロードや河川緑地の利用が進んでいます。
- ◆良好な水辺環境が形成されています。

成果指標と目標値

成果指標	現 状	目標 (H27年)
サイクリングロード休日1日当たり利用者数	670人	800人
河川クリーン作戦参加者数(年間)	866人	1,000人



施策の内容

1. 河川緑地の整備

住民が自然とふれあい、なおかつレクリエーションの場として活用することができるよう、「玉村町緑の基本計画」に基づき、河川敷の公園整備を進めます。さらに、サイクリングロードの整備や利用を促進します。

主要事業

- 板井根石公園及び岩倉自然公園の整備
- サイクリングロードの整備及び利用促進

2. 水辺環境の保全と美化・緑化

本町の生態系を支える水辺環境を守るため、利根川・烏川をはじめとする水辺環境にある貴重な自然樹林地を保全します。

また、市街地を流れる滝川の景観を一層潤いあるものとするため、周辺住民との協働により河川沿いの美化及び緑化に努めます。

主要事業

- 水辺環境の自然樹林地の保全
- 河川沿いの美化及び緑化の推進



■利根川サイクリングロード



■岩倉自然公園

2 公園・緑地の充実

現況と課題

本町では、北部公園、板井根石公園、五料公園などの公園を整備するとともに、地域の要望に基づいた、官民協働による公園整備を進めてきました。平成22年3月末現在、都市公園面積は27.45ha、住民1人当たり7.3m²/人、町立公園全体では、面積33.71ha、住民1人当たり8.9m²/人となっています。本町は、利根川や烏川の河川緑地を抱えており、公園・緑地に恵まれた環境にあります。さらに、良好な住環境の形成や防災機能の向上に向けて、市街化区域及び既存集落への公園配置を進めるとともに、既存公園の効率的な維持管理に努めることが求められています。

また、町内の公園・緑地の利用を促すため、歩道の整備、沿道緑化などを推進し、緑の回廊で公園・緑地をつなぐことが必要です。

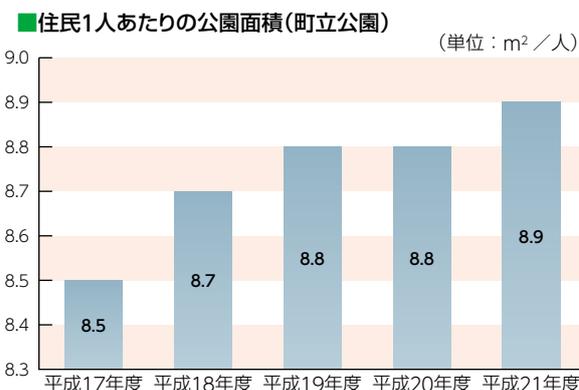
本町は都市化の進行に伴い、田園風景が減少しています。緑豊かなまちを維持するためには、市街地などに公園・緑地を整備するとともに、大木・名木の保全、屋敷林・社寺林などの伝統的緑の保全、生垣などによる緑の創出を図ることが必要です。緑化に対する意識を高め、住民・事業者・行政が一体となって、緑豊かな潤いのあるまちづくりを実現していくことが重要です。

めざす姿

- ◆地域特性に応じて公園・緑地が適正に配置され、緑豊かな環境が形成されています。
- ◆まちの公園や緑地が緑の回廊で結ばれています。
- ◆緑化に対する住民の関心が高く、地域の緑化活動が広がっています。
- ◆公園・緑地の効率的な維持管理や地域との協働による維持管理が進んでいます。

成果指標と目標値

成果指標	現状	目標 (H27年)
住民1人当たりの公園面積 (町立公園)	8.9m ²	9.5m ²
安心して歩行できる細街路歩道延長	11,582m	13,000m
緑化愛護団体登録数	8団体	16団体
地域住民との協働管理公園箇所数	15箇所	32箇所



施策の内容

1. 公園・緑地の整備

安全で快適な公園を提供するため、定期的に施設の安全点検を行い、老朽化した遊具や設備の更新を進めます。また、今後は地域の状況に応じて公園緑地などの緑のスペースの創出に努めます。

主要事業

- 定期的な施設の安全点検
- 老朽化した遊具・設備の点検と更新
- 地域特性に応じた緑地スペースの創出

2. 緑のネットワークの形成

歩行者が快適に安心して散策し、公園や緑地を利用できるよう、住宅地にある細街路の歩道の整備を進めます。

主要事業

- 住宅地内の細街路の歩道整備

3. 緑化の推進

緑豊かな住環境の創出に向けて、住宅、事業所、公共施設などの緑化を進めます。緑化意識の向上に努めるとともに、種苗の配布、緑化愛護団体などへの支援を進め、緑の回復を図ります。

主要事業

- 緑化意識の向上
- 多様な緑化活動の推進
- 町の木と花（モクセイ・バラ）による緑化郷土づくりの推進

4. 協働による公園・緑地の維持管理

地域子どもたちが安心して遊ぶことができ、地域の住民が身近な憩いの場として利用できるよう、地域との協働や民間による維持管理を進めます。

主要事業

- 協働、民間による維持管理の推進



■北部公園

3 環境保全・環境共生の推進

現況と課題

本町の自然環境の中心は、利根川や烏川の河川緑地、屋敷林等の緑地です。特に利根川と烏川の河川緑地は保安林区域に指定され、自然樹林が残されています。河川敷や中州は、野生生物の生息環境を提供するとともに、良好な水辺の景観を支えています。町内に生息する動植物の種類や個体数の維持のため、住民や関係機関と連携して、貴重な自然環境の保全に努めることが求められています。

また、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、砂漠化などが進行し、地球環境問題が徐々に深刻化しつつあります。特に地球温暖化は異常気象などを引き起こし、農作物の収穫にも影響を与え、身近に実感できる問題になりつつあります。本町としても、地球温暖化防止実行の一員として、温室効果ガスの削減に取り組む必要があります。環境に優しい社会を築くため、環境教育を充実させるとともに、省エネルギーや自然エネルギーの活用に積極的に取り組むことが求められています。

本町では、「玉村町環境基本計画2011～2020」を策定しており、この計画に沿って、住民、企業、環境関連団体と連携し、環境保全活動と環境負荷を軽減するライフスタイルの普及を図っていく必要があります。

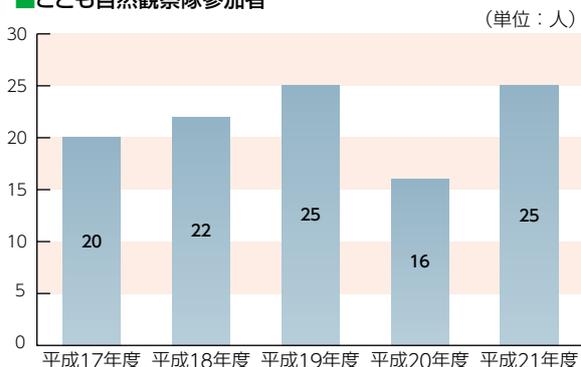
めざす姿

- ◆環境に対する意識が高まり、多彩な環境保全活動が実施されています。
- ◆省エネや自然エネルギーの活用に伴い、町内の温室効果ガスの排出削減が進んでいます。

成果指標と目標値

成果指標	現状	目標 (H27年)
環境モデル団体数	1団体	5団体
新エネルギー設置年間件数 (太陽光発電)	48件	72件

■こども自然観察隊参加者



施策の内容

1. 環境保全活動の推進

町内の貴重な自然環境を保全するとともに、環境に優しいライフスタイルや社会を実現するため、関係団体と連携して環境保全活動を推進します。新たに策定した環境基本計画の普及・推進を図るとともに、小中学校における環境教育や体験学習の充実を環境関連団体と連携して進めます。

主要事業

- 環境基本計画の推進
- 環境保全に関する情報提供、相談体制の充実
- 環境教育、体験学習の充実
- 環境モデル団体数の拡大及び連携強化

2. 地球温暖化防止対策の推進

地球温暖化防止に向けて、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減に努めます。家庭や事業所の協力を求めて、太陽光などの自然エネルギーの活用を促すとともに、省エネ設備の普及を図ります。

主要事業

- 太陽光発電システムの設置促進
- 省エネ設備の普及促進



■太陽光発電システム



■こども自然観察隊（岩倉自然公園）

4 生活環境対策の充実

現況と課題

本町の生活環境の維持・向上のため、渋滞の緩和、公共交通の利用促進、不適切な焼却処理の防止などを進める必要があります。河川水質の維持・向上についても、公共下水道事業を推進し、家庭などからの未処理雑排水の流入を防ぐことが求められています。快適な生活環境の形成に向けて、公害監視機能や公害発生源対策を充実させるとともに、苦情に対する相談・指導体制を強化する必要があります。

また、河川敷、道路、用排水路などにごみが不法投棄されていることがあります。タバコや空き缶をはじめとするごみのポイ捨てのない美しいまちにするため、マナー向上を促すとともに、住民や地域団体と連携して環境美化活動を進めることが必要です。悪質なごみの不法投棄については、地域や警察と連携して、監視体制を強化することが求められています。

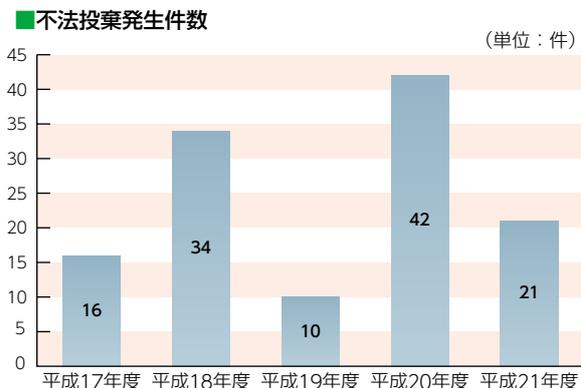
さらに、近年はペットの飼育マナーが低下しており、周辺住民とのトラブルとなることも見受けられます。関係団体と連携してペットに対する飼育マナーの指導を充実し、快適な環境づくりに努める必要があります。

めざす姿

- ◆公害のない良好な生活環境が維持されています。
- ◆ごみのポイ捨てや不法投棄のない清潔なまちが維持されています。
- ◆ペットの飼育マナーが向上しています。

成果指標と目標値

成果指標	現 状	目標 (H27年)
公害苦情件数	42件	31件
不法投棄発生件数	21件	15件
野犬の捕獲件数	37件	27件



施策の内容

1. 快適な生活環境の形成

安全で静かな生活環境を維持するため、住工混在や交通渋滞の解消に努めるとともに、県と連携し、工場などから排出されるガス、排水に対する監視・指導体制を強化します。また、未処理生活排水の河川流入を減少させるため、下水道の整備、下水道への接続促進を進めます。

主要事業

- 適切な焼却処理の推進
- 環境監視・環境測定体制の強化
- 下水道接続に向けたPR活動

2. 環境美化活動の推進

ごみのない美しいまちを実現するため、住民や事業者とともに清掃活動や不法投棄の監視活動を行います。道路や河川の清掃事業を推進するとともに、住民や事業者とともに清掃活動、草刈り、植栽活動などを展開し、環境美化に努めます。また、ポイ捨てについては県条例に基づき適切な指導を行います。

主要事業

- 河川・公園の清掃活動
- 不法投棄パトロール
- 緑化運動の充実

3. ペットの飼育マナーの向上

近隣に対する迷惑防止と清潔な歩行者空間の維持に向けて、ペットの飼育マナーの改善を促します。飼主に対する意識啓発、適切な飼育と動物愛護に向けたペットの飼育マナーの徹底を図ります。

主要事業

- 飼育マナーのPR活動
- ペットトラブル相談体制の充実
- 飼育犬の登録及び狂犬病予防注射接種の徹底



5 廃棄物処理・活用体制の充実

現況と課題

本町におけるごみ収集は、一般可燃ごみ、資源物、不燃物の3種類について行っており、粗大ごみについては、住民がクリーンセンターへ直接搬入しています。町内には、約650箇所の可燃ごみステーション、約600箇所の不燃・資源ステーションがあり、効率的な収集を行っています。平成21年度の本町のごみ排出量は、一般ごみ（一般可燃ごみ、不燃物、資源物、粗大ごみ）10,447トン、事業系ごみ3,463トンで、総排出量は13,910トンとなっており、近年は減少傾向にあります。ただし、一般可燃ごみの排出量はほぼ横ばい傾向にあり、今後も、ごみ分別の徹底やごみを出さないライフスタイルを住民に促し、ごみ減量化に努める必要があります。

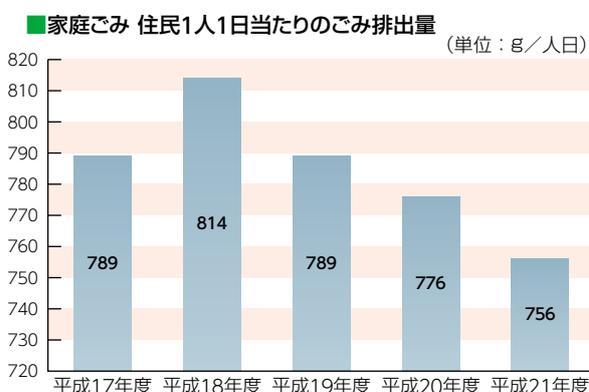
可燃ごみは、クリーンセンターにおいて焼却処分をしていますが、施設の老朽化が進んでいます。安全で安定したごみ処理体制の維持に向けて、計画的な改修を行う必要があります。資源物については、8種類に区分し、ビン・カンがクリーンセンター併設のリサイクルセンターで細分別を行い、その他の資源物は、収集後に直接事業者へ引渡し、資源化を行っています。資源化率の向上に向け、対象物の拡大、収集方法の改善などが求められています。

めざす姿

- ◆家庭や事業所から排出されるごみの量が減少しています。
- ◆資源化量が増えています。
- ◆安全で安定したゴミ処理体制が整っています。

成果指標と目標値

成果指標	現 状	目標 (H27年)
家庭ごみ 住民1人1日当たりのごみ排出量 (一般可燃ごみ、不燃物、資源物、粗大ごみ)	756g	718g
資源物年間資源化量 (集団回収含む)	1,740t	1,984t
クリーンセンターの延命年数	—	15年延長



施策の内容

1. 適切なおみ処理の推進

ごみ焼却による環境負荷の抑制、ごみ処理施設の延命化などに向けて、分別収集の徹底、ごみ排出抑制を促します。環境教育や意識啓発を充実させるとともに、生ごみや枝木の堆肥化・チップ化を進めて、住民や事業者に対してごみを減らすライフスタイルを促します。

主要事業

- 分別収集の徹底
- 生ゴミ処理機の設置促進
- 枝木粉碎機の設置促進

2. リサイクルの推進

資源循環型社会の構築に向けて、企業や関係団体と連携したリサイクル活動を広げ、資源物の拡大、回収拠点や回収体制の充実を図ります。さらに、リサイクルに関する情報提供、集団回収への支援などを進め、資源物の回収量を増やします。

主要事業

- リサイクルに関する意識の啓発
- ざつがみ回収事業の実施

3. 安全で安定したごみ処理体制の充実

安全で安定したごみ処理を継続して行うため、クリーンセンターの延命化に向けた大規模改修を行うとともに、長期的・広域的視点から、将来に向けたごみ処理体制のあり方を周辺自治体と研究・検討します。

主要事業

- クリーンセンターの大規模改修事業



■ クリーンセンター



■ 子ども会による集団回収

6 防災対策の充実

現況と課題

本町ではこれまでに大規模な災害は発生していません。しかし、大地震や風水害などの自然災害から住民の生命と財産を守るため、防災対策を整えておく必要があります。

災害時の被害を最小限に食い止めるためには、公共施設の耐震化や不燃化を図るとともに、公園や緑地を適正に配置するなど、災害に強い都市づくりを計画的に進める必要があります。

実際に災害が発生した場合には、「玉村町地域防災計画」に基づき、適切な対応を行う必要があります。災害時の混乱を回避し、安全かつ迅速に避難行動がなされるよう、住民に対して、災害に関する情報をわかりやすく伝えるとともに、平時から防災訓練への参加を促すことが必要です。さらに、自主防災組織の結成、地域ごとの防災拠点の整備など、きめ細かい仕組みを整えることが求められています。

大規模な災害は、町単独では対応できない場合も想定されるため、近隣市町村や民間事業所と災害時応援協定を締結し、広域的な防災体制を形成する必要があります。

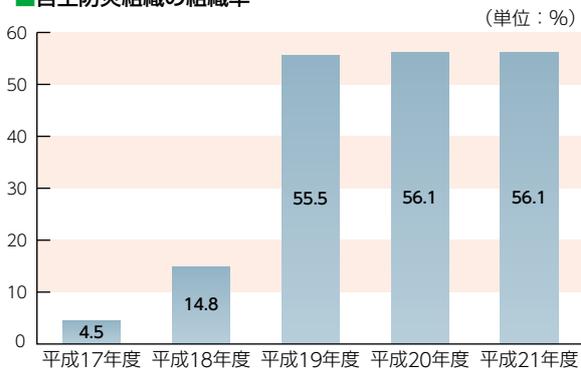
めざす姿

- ◆建築物の耐震化が進んでいます。
- ◆住民それぞれが高い防災意識を備え、地域の防災体制の強化が進んでいます。
- ◆災害時の相互支援に向けた幅広い協力体制がなされています。

成果指標と目標値

成果指標	現 状	目標 (H27年)
避難所の耐震化率	85.1%	93%
自主防災組織の組織率	56.1%	85%
民間企業との災害時応援協定数	1社	5社

■自主防災組織の組織率



施策の内容

1. 建築物の耐震化の推進

災害による被害を最小限にするため、公共施設の耐震化、民間建築物の耐震化・不燃化を進めます。

主要事業

- 公共施設の耐震化
- 民間建築物の耐震化等への支援

2. 地域防災体制の強化

地域防災体制の強化に向けて、防災意識の啓発、防災知識の普及に努めるとともに、自主防災組織の育成や地域単位の防災訓練を実施します。さらに、防災資機材・災害用備蓄物資の充実、避難場所の確保、防火水利の拡充に努め、より安全なまちを築きます。

また、高齢者や外国人を含む全住民に災害関連情報が迅速に伝わるよう、本町に適した防災情報システムを構築します。

主要事業

- 防災知識の普及
- 自主防災組織の育成、防災訓練の充実
- 防災資機材・災害用備蓄物資の充実
- 災害情報収集・伝達手段の整備

3. 災害時の相互支援体制の充実

近隣市町村や民間事業所との間で災害時応援協定を締結し、災害時の食糧提供などの相互支援体制を整備します。

主要事業

- 多様な相互支援の仕組みづくり



■土のう作り体験



■救護体験

7 消防体制の充実

現況と課題

本町では、伊勢崎市に常備消防事務を委託しています。伊勢崎市消防本部には5箇所の消防署があり、その一つが玉村消防署として町内に配置されています。本町の火災発生件数は伊勢崎市管内で最も低く、平成21年の火災発生件数は11件であり、ほぼ横ばいの状況が続いています。しかし、市街地の拡大や工場進出などに伴い、大規模火災の危険も懸念されるため、消防体制を強化することが求められています。さらに、一部の消防施設や消防機材は老朽化しており、更新を図ることが必要になっています。

また、町内には、玉村町消防団が組織され、火災予防、消火・救助などの活動を支えています。玉村町消防団は10分団からなり、155人の団員と10台のポンプ車を備えています。しかし、最近では団員の確保が困難になるとともに、組織強化と装備充実が求められています。

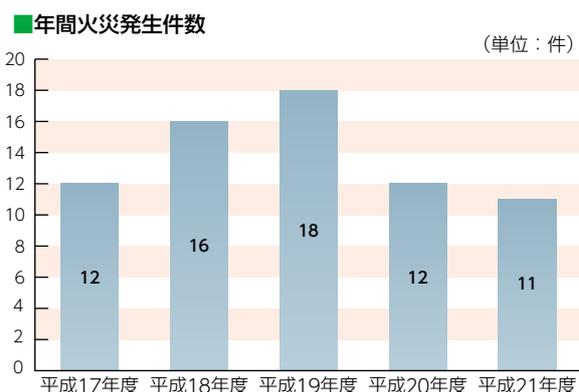
火災の発生を未然に防止するためには、消防署、消防団、女性防火クラブなどと連携して、火災予防知識や火災警報器の設置を普及することが必要です。さらに、消火水利の整備、自主防災組織の育成などを通じて、地域の防火体制を充実させることが求められています。

めざす姿

- ◆火災予防が浸透し、火災発生件数が減少しています。
- ◆火災に迅速に対応できる地域消防体制が整っています。

成果指標と目標値

成果指標	現 状	目 標 (H27年)
年間火災発生件数	11件	9件
消防団員数	155人	155人



施策の内容

1. 火災予防の充実

火災の未然防止に向けて、消防署、消防団、女性防火クラブと協力して、火災予防知識の普及、火災予防パトロール、設備の点検など進めます。さらに、住宅に対する火災警報器の設置を促し、火災の危険軽減を図ります。

主要事業

- 火災予防パトロールの充実
- 火災警報器の設置促進

2. 消防・救急体制の充実

消防体制の強化に向けて、消防機材を充実させるとともに、消防団員や女性防火クラブの組織強化を図るとともに、消防施設や車両を計画的に更新し、複雑化・大規模化する火災に迅速に対応できる体制を整えます。さらに、消防水利の充実を図り、地域レベルの消防力の向上を図ります。

また、救急体制については、救急車両の整備や装備の充実を図ります。

主要事業

- 消防団員の確保
- 消防施設の改修
- 新型消防車両の導入
- 消火栓、防火水槽の整備
- 高規格救急車の更新



■ポンプ操作大会



■秋季消防点検

8 防犯体制の充実

現況と課題

本町は、伊勢崎警察署管内にあり、町内には玉村町交番があります。本町の平成21年の刑法犯認知件数は450件であり、近年は減少傾向にあります。群馬県内、伊勢崎署管内の刑法犯認知件数も減少傾向にあり、防犯対策の成果がうかがえます。

伊勢崎署管内の刑法犯認知件数の内訳は、空き巣・車上あらしなどの窃盗犯が約8割を占めており、防犯知識の普及に努めるとともに、住宅に対する防犯対策の強化、防犯灯の設置などを進めることが求められています。

一方、県内の刑法犯認知件数が減少する中で、ストーカー、配偶者からの暴力、児童虐待に関する相談件数は増加傾向にあり、地域、防犯団体などと連携して、事件の未然防止に努めることが必要です。

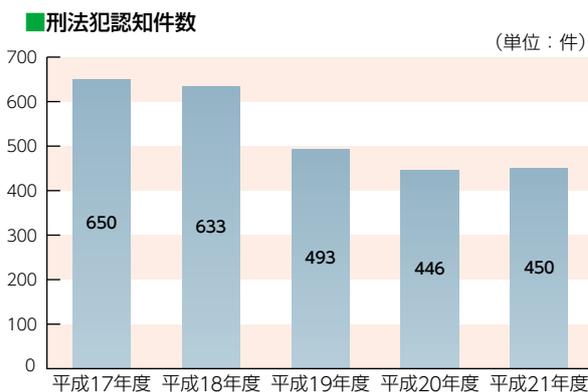
また、全国的に見ると、幼い子どもや女性を狙った凶悪犯罪も発生し、社会に不安が広がっています。保育所、幼稚園、小中学校などの防犯体制を強化するとともに、様々な関係者が協力して地域の防犯活動に取り組み、犯罪のない安全で安心できる社会を築くことが求められています。

めざす姿

- ◆防犯に関する意識が高まり、防犯活動ボランティア団体が増えています。
- ◆地域の防犯体制が強化され、犯罪発生件数が減少しています。

成果指標と目標値

成果指標	現 状	目標 (H27年)
防犯活動ボランティア団体数	3団体	5団体
刑法犯認知件数	450件	400件



施策の内容

1. 防犯意識の啓発

空き巣や振込め詐欺といった身近な犯罪の防止に向けて、防犯知識や犯罪に狙われにくい暮らし方を普及し、防犯意識の向上に努めます。さらに、警察や防犯活動団体と協力して防犯診断や防犯キャンペーン活動などを定期的を実施し、住民や事業者の防犯対策のレベルアップを図ります。

主要事業

- 防犯講習会の開催
- 防犯診断事業の実施
- 防犯PR活動

2. 防犯体制の強化

住民の生命と財産を守り、安全に暮らせるまちの実現に向けて、防犯灯の増設、防犯メールの普及などを進めます。さらに、防犯活動団体や区と協力して、青色防犯パトロールの強化、子ども安全協力の家の普及などを通じて、地域と連携した防犯体制を強化します。

主要事業

- 防犯灯の設置
- 防犯メールの普及
- 青色防犯パトロール
- 子ども安全協力の家



■シニアパトロールの会



■女子大パトロールの会

9 交通安全対策の充実

現況と課題

本町における交通人身事故発生件数は、以前は年間360件前後で推移していましたが、平成21年は320件でした。また、群馬県全体の交通人身事故発生件数も平成16年をピークに毎年減少傾向にあります。交通事故のない安全なまちを築くため、交通安全対策を強化し、交通事故の防止を図る必要があります。

また、県内の交通事故死亡者は、高齢者の割合が高く約6割を占めています。歩行中や自転車利用中に死亡事故に遭う割合が高く、高齢者に対する交通安全対策を充実させる必要があります。

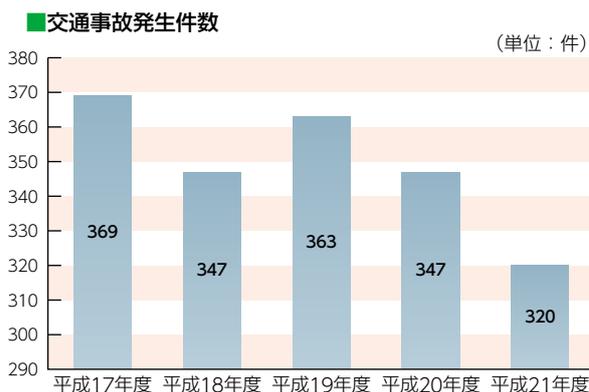
すべてのドライバーが、生命の尊さと交通事故の悲惨さを深く心にとどめ、思いやりと譲り合いの気持ちを持って運転するよう、交通ルールへの遵守を呼びかけることが必要です。また、本町では東毛広域幹線道路の全線開通を控え、町内の通行量が変化する可能性があることから、子どもや高齢者などを対象とした交通安全教育を充実させることが必要です。さらに、歩道整備、道路改良、交通安全施設の設置などを通じてより安全な交通環境を整え、交通事故の発生を防ぐことが求められています。

めざす姿

- ◆ドライバーや歩行者の交通安全意識が高く、交通ルールやマナーを守っています。
- ◆交通安全施設が充実して、高齢者や子どもの交通事故が減少しています。

成果指標と目標値

成果指標	現状	目標 (H27年)
交通事故死亡者数 (年間)	1人	0人
交通事故発生件数 (年間)	320件	270件



施策の内容

1. 交通安全意識の向上

交通事故の防止に向けて、警察、交通指導隊、交通安全協会などの関係機関と連携して、住民の交通安全意識の向上を図ります。さらに、交通事故から子どもや高齢者を守るため、交通安全教室の開催、高齢者ドライバーの認知機能検査の受診促進などを進めるとともに、町内を通過する車両に対して街頭指導を行い、安全運転を促します。また、スピード違反、駐車違反などの取締り強化を警察署に要請し、交通事故の未然防止に努めます。

主要事業

- 街頭指導や啓発用チラシの配布
- 交通安全教室の開催
- 認知機能検査のPR
- 交通違反の取締り強化の要請

2. 交通安全施設の充実

歩行者の安全確保や車両の安全な通行に向けて、歩道や道路の整備・改良を進めるとともに、危険箇所への交通安全施設の整備・改善を推進します。さらに、確認しやすい信号機の設置、視覚障がい者や高齢者の安全を守るバリアフリー型信号機の設置を警察署に要請します。

主要事業

- 歩道の整備
- カーブミラー、ガードレール、道路照明などの整備
- 発光ダイオード式信号機、バリアフリー型信号機の設置促進



■交通安全教室（幼稚園児向け）



■交通安全教室（自転車の正しい乗り方）

玉村町都市公園マップ



■北部公園



■東部スポーツ広場

第4章 産業経済分野

地域経済が元気で 就業機会に恵まれたまち

- 1 時代をリードする農業の振興
- 2 活力ある工業の振興
- 3 魅力あふれる商業の振興
- 4 働きやすい就業環境の創出
- 5 安全・安心な消費生活の確立
- 6 観光による地域振興

1 時代をリードする農業の振興

現況と課題

本町では、水稻・小麦の二毛作と野菜を中心とした農業が行われています。農業従事者は減少傾向にあるとともに、兼業農家が農家総数の7割以上を占めています。

これまで本町では、農業生産基盤整備を進め農用地の基盤整備率は99%と極めて高く、農地の面的条件は整っています。しかし、国内農業と同様に農業従事者の高齢化が進む傾向にあり、農地の貸し付けや農作業の委託を希望する農業者が増加しています。

この傾向を本町農業転換のチャンスととらえ、地域農業の担い手となる、認定農業者や集落営農組織へ優良農地を集積し、効率的な土地利用型農業の実現を支援する必要があります。また、園芸、畜産分野においては、首都圏という消費地に近い立地条件を活かし、集約的かつ高収益型農業の実現を支援します。

近年、食の安全・安心や環境に配慮した農業が求められ、消費者から信頼される農産物の生産・供給が課題となっています。消費者・市場の動向を的確に把握するとともに、流通・販売経路の充実に努め、農業経営の安定化を図る必要があります。

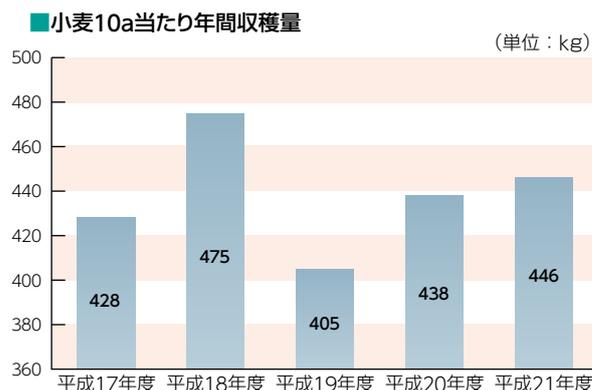
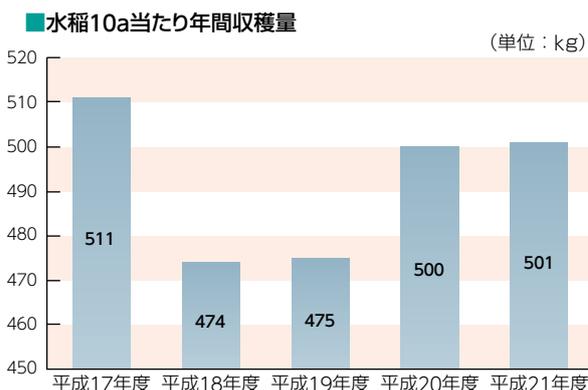
また、農業は、多面的な機能を備えていることから、環境、教育、文化など他方面の活用を進めることが求められています。農業体験、消費者との交流、地産地消の推進などを通じて、住民の農業への関心・理解を深めていくことが必要です。

めざす姿

- ◆町内の水稻・麦類の単位当たり収穫量が増えています。
- ◆農業の担い手（認定農業者や集落営農組織）に優良農地が集積されています。
- ◆農業が備える多面的な機能が理解され活用されています。

成果指標と目標値

成果指標	現 状	目標 (H27年)
水稻・麦類の10a当たり年間収穫量	水 稻501kg 小 麦446kg	水 稻510kg 小 麦500kg
担い手への農地集積率	43%	65%
農業体験参加者数（学校、消費者）	児 童200人 消 費者 0人	児 童600人 消 費者 200人



施策の内容

1. 農業生産の効率化

農業生産の効率化に向けて、農業者、農業関連団体と連携して、優良農地の保全・集約化、農作業の受委託促進、集落営農組織の強化、栽培技術の高度化などを進めます。また、農道、用水路などの農業生産施設に関して、適正な維持管理と計画的な改修を行います。

主要事業

- 優良農地の保全・集約化
- 農業生産施設の維持管理

2. 農業経営の安定化

農業経営の安定化を図るため、認定農業者の育成、集落営農組織の法人化などを進めるとともに、市場動向の的確な把握、付加価値の高い農産物の栽培、農産物直売所の活用なども含めた販路の工夫などを通じて、儲かる農業に向けた取り組みを強化します。

さらに、消費者が求める安全で安心できる高品質な農作物の生産・供給に向けて、土づくりの強化、堆肥の有効活用、減農薬栽培などを進めます。

主要事業

- 認定農業者の確保
- 地産地消の推進
- 農産物直売所の建設
- 地域ブランド化
- 環境保全型農業の促進

3. 地域の文化・活力となる農業の振興

本町の農業は、主要産業であるとともに、地域の自然、生活、文化なども支えてきた地域社会の基盤です。稲と麦を中心とした本町の農業は、郷土の田園風景を生み出すとともに、地域の生態系を支えています。農業が備える多面的な機能の発揮に向けて、農業者、農業関係団体と連携して、優良農地の保全・管理、農村集落機能の強化、体験学習への利用、食と農業を結び付ける観光や交流活動への活用などを進めます。

主要事業

- 農業体験学習の開催
- 市民農園事業、消費者交流事業の拠点づくり



■ 玉村町の田園風景

2 活力ある工業の振興

現況と課題

本町は、交通利便性や工業用水に恵まれ、工業立地に適した条件を備えています。東部工業団地を中心として製造業が集積し、電子部品製造業や一般機械製造業などは、製造品出荷額や従業者数が大きい業種となっています。しかし、近年では生産施設の海外移転や省力化などに伴い、工業の従業者数は減少傾向にあります。

今後、東毛広域幹線道路、関越自動車道の高崎・玉村スマートインターチェンジ（仮称）の整備が進み、本町の交通利便性はさらに向上することから、定住人口を増やすためにも地域経済の活性化と雇用機会の確保に向けて、企業誘致と工業用地の確保に取り組むことが求められています。

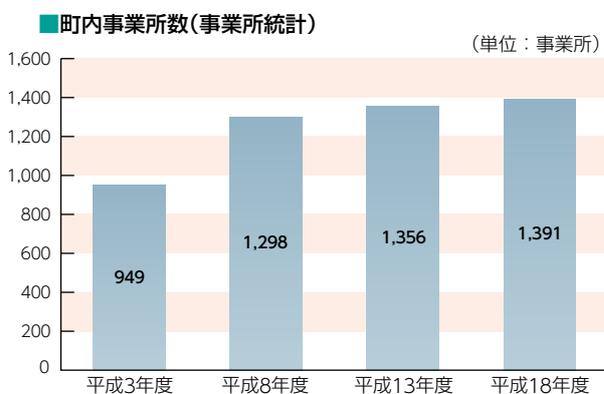
また、町内製造業の経営安定化、新規事業の展開、起業者の育成などを後押しするため、融資や技術開発などの支援体制を強化していくことが必要です。さらに、一部の地域では、住宅と工場・事業所が混在しているため、その弊害を解消し、工業の集積と良好な住環境の形成を両立させていくことが求められています。

めざす姿

- ◆ 幹線道路網の整備に伴い、企業の進出が進んでいます。
- ◆ 住工混在が解消に向かい、環境と調和した工業集積が実現しています。
- ◆ 町内事業所数が増えています。

成果指標と目標値

成果指標	現 状	目標（H27年）
新規工業団地等への新規進出企業数	—	15社
町内事業所の工業団地への移転件数	—	5社
町内事業所数（事業所統計）	1,391事業所	1,406事業所



施策の内容

1. 幹線道路網整備を活かした企業誘致

東毛広域幹線道路の整備に伴い、本町の優れた交通条件を活かして、産業振興を進めます。東毛広域幹線道路の沿線地域や町内工業団地の立地の良さをPRするとともに、優良企業の誘致や育成に向けた条例を制定し、各種優遇策の実施を図ります。特に技術先端型企业や特定流通業務施設については開発許可制度を利用した誘致に努めます。

主要事業

- 企業誘致に向けた情報発信
- 企業誘致の体制強化
- 企業誘致条例の制定
- 開発許可制度を利用した企業誘致の推進

2. 新たな産業用地の確保

企業誘致に向けて、既存工業団地の拡張と新たな産業用地の確保を進めます。東毛広域幹線道路及び関越自動車道の高崎・玉村スマートインターチェンジ（仮称）並びに北関東自動車道の前橋南インターチェンジへのアクセス性に優れ、なおかつ周辺地域との環境調和が可能な場所に、工業・物流の拠点を創出します。また、新たな産業用地については、町内市街地に立地する事業所の移転場所としても活用し、住工混在の解消に努めます。

主要事業

- 既存工業団地の拡張
- 産業用地の確保

3. 中小企業への支援

町内中小企業の経営基盤の強化、新規事業の開拓などを応援するため、経営活動を金融面から支援します。利子補給、保証料補助などの支援制度を充実させるとともに、県や商工団体と連携して、経営や技術開発に関する指導や相談体制を強化します。

主要事業

- 利子補給、保証料補助
- 経営指導者の派遣



■ 工業用部品工場



■ 拡張された東部工業団地

3 魅力あふれる商業の振興

現況と課題

平成21年の商業統計調査における本町の商品販売額は、1,130億円、事業所数は281事業所です。平成16年と比較すると、商品販売額、事業所数ともに減少しています。特に小売業の事業所数は、平成16年の234事業所から平成21年には209事業所へ減少しています。

本町では、自動車を利用した買物が定着しており、主要地方道の藤岡大胡線沿いの商業施設に買物客が集まっています。今後、東毛広域幹線道路の整備が進み、本町の交通条件はさらに向上することから、魅力ある商業環境の形成と生活利便性の向上に向けて、商業施設の適正な立地を促進することが必要です。

しかし、商業施設の立地は、本町の商業を支えてきた個人商店の経営に影響を与え、既存の商店街は店舗が減少しています。自動車を運転しない高齢者などにとって、最寄りの地域商業は生活に不可欠な施設であるため、品揃えが豊富で買物に便利な商業施設と地域商業との共存に向けて、意欲のある個人商店に対して支援を行うことが求められています。

めざす姿

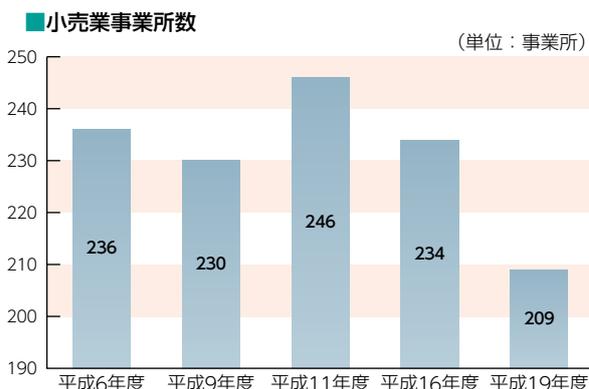
- ◆高齢者や障がい者にも、買物がしやすい個人商店が増えています。
- ◆幹線道路を活かした、便利な商業施設が形成されています。

成果指標と目標値

成果指標	現 状	目 標 (H27年)
小売業事業所数 (注1)	209事業所	210事業所
買回り品の町内吸引率 (注2)	14%	20%

(注1) 平成19年商業統計調査より

(注2) 平成20年玉村町消費者動向調査より



施策の内容

1. 地域商業の活性化

高齢者をはじめとして地域住民から親しまれる身近な地域商業となるよう、大型店にはない個店の魅力づくりを支援します。農業との連携を図り、特産品の開発や地元消費の拡大に向けた取り組みを支援するとともに、駐車場や休息スペースなどの環境整備を行い、訪れる人の利便性の向上を図ります。また、商工会と連携して、経営相談や経営指導を充実させるとともに、融資や利子補給などを通じて経営面の支援を行います。

主要事業

- 相談・指導体制の充実
- 支援制度等の充実
- 商業活動の活性化に向けた取り組みに対する支援

2. 集客力の高い商業施設の形成

東毛広域幹線道路、藤岡大胡線バイパス、斉田上之手線沿線地域などに対して、既存商店との共存を図りながら、周辺市町村からも買物客が集まる魅力のある商業施設を計画的に誘導します。

主要事業

- 商業施設の計画的な誘導



4 働きやすい就業環境の創出

現況と課題

世界的な景気後退の影響を受けて、我が国も景気回復が遅れています。さらに、人口減少時代への移行、生産施設の海外移転などの要因も加わり、雇用環境は厳しい状況にあります。また、雇用形態も多様化が進み、非正規雇用の割合が増加しています。先行きが不透明な時代となり、リストラや生涯賃金の低下などの不安が募る中では、安定して働くことができる場所を提供することが重要になっています。本町の従業者数は減少に転じており、定住人口を増やすためにも、今まで以上に産業振興、雇用機会の確保に努めていく必要があります。

現在、高校生や大学生などの新卒者は、就職難に直面しており、女性、中高年、障がい者の就職も厳しさを増しています。このため、ハローワークなどの関係機関と連携して、求人情報の提供に努めるとともに、就業に必要な知識、技術の習得を支援することが求められています。

本町の事業所はその大部分が中小企業です。これらの企業が、より安全で働きやすい職場環境を築き、充実した福利厚生がなされるよう、支援を行うことが必要です。

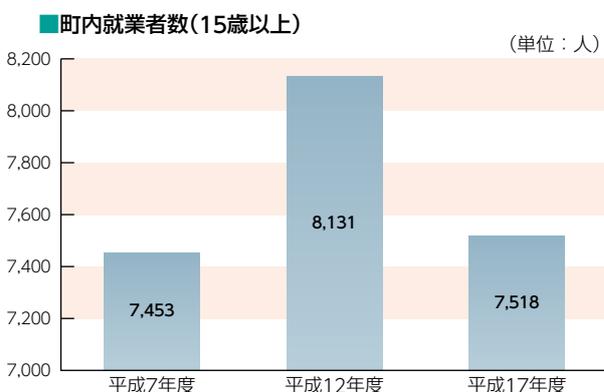
めざす姿

- ◆産業の振興が図られ、就業機会に恵まれています。
- ◆誰もが安全に就労できる労働環境が形成されています。

成果指標と目標値

成果指標	現状	目標 (H27年)
町内就業者数 (15歳以上) (注1)	7,518人	7,600人
働きやすい就業環境が整っていると思う住民の割合 (注2)	11%	20%

(注1) 平成17年国勢調査より
(注2) 総合計画住民意識調査より



施策の内容

1. 就業支援の充実

就業機会に恵まれたまちづくりに向けて、産業振興を進めるとともに、町内の求人情報の収集・提供に努めます。また、企業に対して、女性、高齢者、障がい者の雇用を促します。さらに、再就職の支援に向けて、資格取得に向けた支援制度の創設に努めます。

また、早くから町内企業への意識を高め、関心を持ってもらえるように、中学生をはじめとした学生の就業体験機会の充実を図ります。

主要事業

- 求人情報の収集・提供
- 職業相談の充実
- シルバー人材センターとの連携
- 学生の就業体験機会の充実

2. 働きやすい労働環境の形成

安全な労働環境の形成に向けて、企業に対して情報提供や融資制度の活用を促します。また、仕事と家庭の両立に向けて、育児休業や介護休業などの制度の周知と取得しやすい環境づくりを進めます。さらに、勤労者の相互交流に向けて、「勤労者友の会」を中心とした交流活動を実施します。

主要事業

- 各種融資制度のPR
- 休業制度の普及
- 勤労者の交流促進



■勤労者友の会・ボウリング大会



■職場体験

5 安全・安心な消費生活の確立

現況と課題

日常生活の利便性が向上し、消費者は様々な商品やサービスを得ることができるようになりました。しかし、悪徳商法は増加し、消費者トラブルも多様化しています。消費者の被害を未然に防止するため、消費者トラブルに関する情報提供を充実させるとともに、被害にあった消費者を守るため、平成22年4月に開設した消費生活センターを中心とした相談体制を充実させることが必要になっています。

また、食品の安全性や環境に優しい消費行動に対する関心が高まりつつあり、商品に関する正しい情報の提供や、健康面や環境面に関する正しい知識を消費者に分かりやすく伝えることが求められています。

インターネットや通信販売などが普及する中で、消費者、消費関係団体、行政が連携して消費者保護対策に取り組み、安心できる消費生活を実現します。

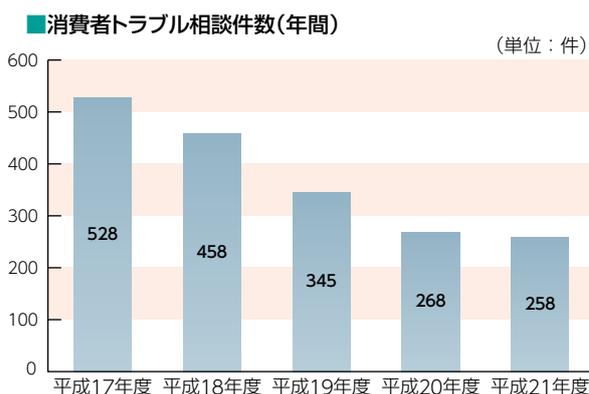
めざす姿

- ◆消費者育成体制が整っています。
- ◆消費者トラブルに対する相談体制が整い、消費生活センターの活用が拡充しています。

成果指標と目標値

成果指標	現 状	目標 (H27年)
消費者育成講座 (年間開催数)	—	48回
消費者トラブル相談件数 (年間) (注)	258件	200件

(注) 現状は、群馬県消費生活センター及び隣接市の消費生活センターに寄せられた本町の住民からの相談件数



施策の内容

1. 消費生活に関する情報提供・消費者意識の啓発

消費者トラブルの未然防止に向けて、消費者トラブルに関する情報提供や、商品の契約に関する正しい知識の普及に努めます。広報、パンフレットなどを通じた注意喚起や消費者セミナーを通じた意識啓発を行い、自立した消費者の育成を目指します。また、環境に優しい社会の実現に向けて、環境負荷の少ない商品の購入など、環境に配慮した消費行動の普及に努めます。

主要事業

- 消費者トラブルに関する情報提供
- 消費者セミナーの開催
- エコ活動の普及

2. 消費者被害への対応の充実

複雑・多様化する消費トラブルに適切に対応するため、消費生活センターを中心とした消費生活相談体制を充実させます。また、振り込め詐欺や悪徳商法に巻き込まれる高齢者なども見られることから、県、警察や弁護士会などと連携して、被害者救済に向けた体制づくりを進めます。

主要事業

- 消費者相談体制の充実
- 被害者救済体制の構築

悪質商法
契約トラブル
多重債務

一人で悩まず
相談を!!

玉村町消費生活センター
☎0270-20-4020 Fax.0270-20-4021

相談時間 月曜日～金曜日(土日祝日・年末年始を除く)
午前9時～午後5時まで

〒270-1122 千葉県玉村町大字下新田227-1 E-mail: yyou@town.tamamura.jp



■消費生活センター

6 観光による地域振興

現況と課題

本町は江戸時代に倉賀野と日光を結ぶ日光例幣使道の宿場町として栄え、歴史資産が国道354号沿線を中心に点在しています。また、各地域では昔から伝わる神事やお祭りなど伝統的な行事も行われています。

本町も含めた利根川中流域は利根川、烏川、神流川などの合流点が集中し、「水辺の十字路」と呼ぶにふさわしい地域で、特に本町の五料地区には水にかかわる多様な文化が残っています。

さらに、年々人気が高まっている「たまむら花火大会」には、県内外を問わず多くの方が訪れ、夏の到来を告げる風物詩として定着し、本町の知名度を高める観光資源になっています。

観光には魅力的な「食」の存在が不可欠です。このため農業者や商工業者を中心に地域資源を活用した特産品開発を支援するとともに、来訪者への観光情報の発信や、地産農畜産物や特産品を提供する「道の駅」等の交流拠点づくりが必要です。

平成23年の群馬destinationキャンペーンを機に、本町の住民が愛着と誇りをもつ様々な資源に観光資源としての魅力を付加し、町外へのPR活動をはじめ、観光客の受け入れ体制を整え、観光地としての整備が求められています。

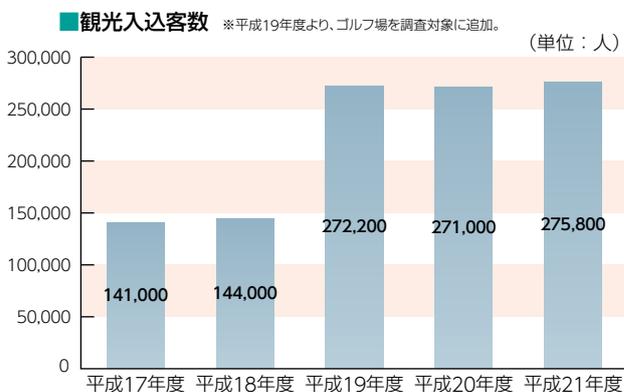
めざす姿

- ◆観光振興に向けた環境が整っています。
- ◆町外からの観光客が増えています。
- ◆観光地としての整備が進み、消費額が増えています。

成果指標と目標値

成果指標	現状	目標 (H27年)
観光協会等の組織化	—	組織化済み
観光入込客数 (注)	275,800人	300,000人
観光消費額 (注)	1,243,689千円	1,288,000千円

(注) 平成21年度観光客数・消費額調査より



施策の内容

1. 観光振興に向けた環境づくり

観光資源の発掘や魅力アップに向けて、長期的視点に基づいた計画を策定するとともに、観光振興に向けた組織体制を強化し、観光客を迎えるための環境を整えます。さらには、自然資源、歴史・文化資源、農業などの産業資源を再評価し、保全・修復・再生などによって観光資源としての魅力を高め、首都圏等の都市住民を引きつける観光資源化を進めます。

主要事業

- 魅力ある観光事業実施のための観光ビジョンの策定
- 観光協会をはじめ観光資源づくり研究会などの組織化と運営
- 地域資源の再評価と観光資源化、観光客受け入れ体制の整備

2. 魅力あるイベントの開催

花火大会や体験農業などの内容を工夫し、町外からの見学者や参加者を集める魅力あるイベントを開催します。また、本町の独自性を活かしたイベントを開発するとともに、観光商品としての整備を図り、質の高いイベントに発展させて、集客力や知名度の向上を図ります。あわせて、四季の行事、イベントなどに関する情報発信を強化します。

主要事業

- 集客力のある花火大会の開催
- 新たなイベントの開発
- ホームページ等によるPR、情報発信の強化

3. 来訪者の消費拡大への工夫

イベントなどを通じて本町に立寄る来訪者が、町内で飲食や買物をするよう、魅力あるメニューや商品の開発を促します。農業者、商工業者、住民が連携し、本町の農産物を活用したB級グルメや特産品づくりを進め、地域経済に貢献する観光振興を進めます。

主要事業

- 飲食店の新メニュー開発への支援
- 町内の農産物を活用した料理コンテスト
- 特産品づくり



■ 例幣使道まちあるきツアー



■ 花火大会

玉村町

TAMAMURA
田園夢花火



玉村町・ご当地ぐんまちゃん

玉村町のご当地ぐんまちゃんは、たまむら花火大会をテーマにしたものです。たまむら花火大会は、田園地帯の真ん中から打ち上げるため、四方どこからでも楽しむことができ、さらには打ち上げ地点の間近で見ることができるため、頭上に花火が上がっているような臨場感満点の迫力ある花火を体感できます。

第5章 都市基盤分野

コンパクトで利便性と快適性が高いまち

- 1 快適な生活を支える総合的な土地利用の推進
- 2 魅力ある市街地の形成
- 3 機能的な道路網の形成
- 4 公共交通の整備
- 5 水の適正利用と上水道の整備
- 6 下水道の整備

1

快適な生活を支える総合的な土地利用の推進

現況と課題

本町では、市街化区域が約325ha、市街化調整区域が約2,256haです。平成21年12月末現在の地目別面積は、宅地が約721ha、農地が約1,026haであり、両者で全体の約68%を占めています。本町では、平成3年の線引き時に、市街化区域よりも市街化調整区域において数多くの農地転用が行われ、農地の宅地化が進みました。このため、市街化調整区域内に多くの住宅地が形成され現在に至っています。

秩序ある土地利用と効率的な地域経営を実現するためには、市街化区域では土地利用の高度化に向けて人口集積を促す都市計画を進めることが必要です。本町の人口は、今後、減少に転じる可能性があります。持続可能な都市の形成と転入者促進に貢献する生活しやすいまちづくりに向けて、時代の転換期にふさわしい都市計画が求められています。

一方、市街化調整区域においては、良好な自然環境や農地の保全を図るとともに、スプロール化の防止などが求められています。

また、東毛広域幹線道路の整備、関越自動車道の高崎・玉村スマートインターチェンジ（仮称）の開設が行われるため、社会環境の変化に応じて本町全体の土地利用のあり方を再考することが必要になっています。特に幹線道路の沿道地域には、開発需要が高まることが予想されます。本町に対して産業集積や転入者増加が促進されるよう、環境及び農林漁業との調和に配慮しつつ、市街化区域の拡大、工業用地の確保などを進めていくことが望まれます。

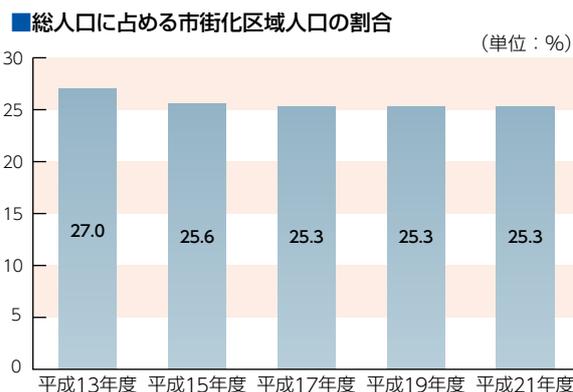
めざす姿

- ◆良好な農地を保全しながら、計画的に市街化区域の拡大が図られています。
- ◆社会環境の変化に応じて、産業・業務機能の集積を促す土地利用が進んでいます。
- ◆効率的な地域経営にむけて、持続可能な都市づくりが進んでいます。

成果指標と目標値

成 果 指 標	現 状	目 標 (H27年)
都市計画マスタープランの改定	—	平成23年度改定
計画的な土地利用がなされていると思う住民の割合 (注)	17.2%	25%
総人口に占める市街化区域人口の割合	25.3%	29%

(注) 総合計画住民意識調査より



施策の内容

1. 秩序ある土地利用の推進

昨今の社会経済状況の変化に対応した都市づくりを推進するため、都市計画マスタープランの改定を行います。

また、良好な農地の保全と機能的な市街地が両立した秩序ある土地利用の実現に向けて、社会環境の変化を見極めながら、市街化区域や用途地域の見直しを行います。

主要事業

- 都市計画マスタープランの改定
- 市街化区域や用途地域の見直し
- 市街化調整区域のスプロール化の防止

2. 地域の活力を高める土地利用の推進

東毛広域幹線道路網の整備に合わせて、本町への産業振興を促進する土地利用を図ります。東毛広域幹線道路の沿道地域や、関越自動車道の高崎・玉村スマートインターチェンジ（仮称）周辺地域の土地利用計画を推進し、商業施設、流通施設などの集積を促進するとともに、新たな工業用地の確保を進めます。

主要事業

- 高崎・玉村スマートインターチェンジ（仮称）周辺関連事業の推進
- 産業・業務集積の促進
- 新たな工業用地の確保

3. 持続可能な都市づくりの推進

都市経営コストの効率化や低炭素社会の実現を目指して、都市構造に大きな影響を及ぼす公共公益施設や商業施設などの立地を適正に誘導し、地域のコミュニティの維持や社会経済情勢への対応の観点に配慮しつつ持続可能な都市づくりへの転換を推進します。

無秩序な市街地の拡散を抑制し、生活を支える多様な都市機能がコンパクトにまとまった都市基盤施設の優先的整備、公共施設の集約化・複合化などを通じて、都市機能の集約化を図り、中心市街地や拠点地区の形成を進めます。

主要事業

- 中心市街地、拠点地区に対する都市基盤施設の優先的整備
- 公共施設の集約化・複合化



■スマートインターチェンジ（完成イメージ）

2 魅力ある市街地の形成

現況と課題

本町の市街化区域は325haであり、町内の約12%を占めています。市街化区域においては、広域幹線道路の整備などを活かして産業集積や住宅開発を促すとともに、地区計画や建築協定などを活用し、良好な住環境の形成を図る必要があります。

本町は、これまで著しい人口増加を見せてきましたが、その過程では市街化調整区域においてスプロール化が進行し、住宅地と農地の混在が生じました。市街化調整区域ではスプロール化を防止するとともに、農地など周辺環境と調和した集落形成及び低・未利用地の有効活用を促す必要があります。

また、本町では市街地とそれを取り囲むようにすばらしい田園風景が形成されています。しかし、街並みは空き地、空き店舗、駐車場などにより連続性が失われるなど統一感のない景観となっている場所もあります。一方、平成16年に景観法が施行され、全国的に景観計画の策定が検討されるなど景観形成に対する取り組みが始まっています。本町においても、豊かな自然環境と歴史文化を活かした魅力ある街並み・景観づくりを進めていく必要があります。ただし、景観に対する意識が低いことから、意識向上を図るための取り組みが課題とされています。

また、昨今の経済不況や高齢化、離婚率の増加に伴い、今まで以上に町営住宅の需要が高まっています。誰もが暮らしやすい町営住宅の提供に向けて、住宅の改修や建て替えの検討を進めます。

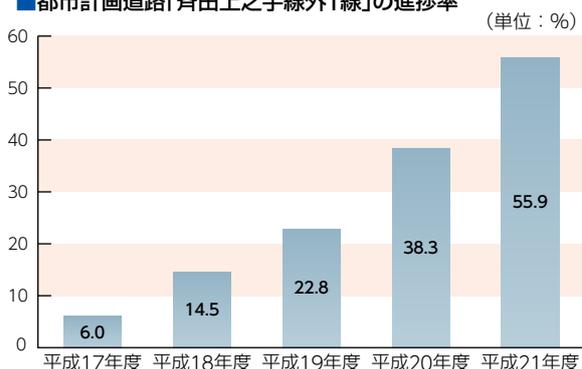
めざす姿

- ◆市街化区域では魅力ある街並みを備えた良好な住宅開発が進み、転入者が増えています。
- ◆市街化調整区域では、優れた農地や自然環境が保全され、ゆとりある集落が形成されています。
- ◆地域にふさわしい景観形成に向けての意識の向上が図られています。
- ◆暮らしやすい町営住宅が提供されています。

成果指標と目標値

成果指標	現状	目標 (H27年)
都市計画道路「齊田上之手線外1線」の進捗率	55.9%	100%
市街化調整区域の農地面積	1,026ha	1,000ha
景観意識の向上イベントの開催数	—	1回/年
町営住宅の下水道接続率	73%	87%

■都市計画道路「齊田上之手線外1線」の進捗率



施策の内容

1. 転入者を引きつける住環境の形成

市街化区域では、ゆとりある住宅地の形成と魅力ある街並みを目指し、住宅開発の適切な誘導に努めます。また、市街化区域内にある低・未利用地に対して有効利用を図るため、各種の整備事業を導入し、都市機能が集積した生活しやすい空間づくりを進めます。

主要事業

- 都市計画道路の整備推進
- 地区計画等の活用
- 狭あい道路の整備

2. 農地と調和した集落の形成

市街化調整区域においては、計画的な農地の保全に努めることでスプロール化を抑制し、良好な農地や自然環境と調和した集落の形成を目指します。ミニ開発や過小宅地の防止、市街化調整区域における地区計画等の活用を通じて、秩序ある良好な空間形成を図ります。

主要事業

- 優良農地の保全
- 地区計画等の活用
- 大規模指定既存集落等の検討
- 狭あい道路の整備

3. 魅力ある景観の形成

住みたくなる街並みづくりや愛着のわく地域づくりを目指して、自然・歴史的景観の保全や自然・歴史的景観と調和した都市景観の形成に向けて、景観行政団体に移行し、建築協定、地区計画、緑地協定などの制度を適切に利用して、地域の特色を活かした良好な景観形成を促します。

主要事業

- 自然景観の保全と活用
- 歴史的景観の保全と活用
- 景観意識の向上
- 良好な景観形成に向けた仕組みづくり

4. 暮らしやすい町営住宅の供給

誰もが安心して暮らすことができるよう、町営住宅のバリアフリー化などの改修を行うとともに、建て替えの検討を進めます。

主要事業

- 町営住宅の改修

3 機能的な道路網の形成

現況と課題

本町には、国道が1路線（国道354号）、主要地方道が3路線（藤岡大胡線、前橋玉村線、高崎伊勢崎線）あり、広域的交通の軸となっています。さらに、東毛広域幹線道路や関越自動車道の高崎・玉村スマートインターチェンジ（仮称）の整備が進められており、今後は、これらの幹線道路の完成を踏まえた町道整備を行う必要があります。

町内の円滑な移動に向けて、町内の各集落を結ぶ生活道路網の整備を図るとともに、安全な道路・交通環境づくりのために、狭あい道路の拡幅、バリアフリー化など、良好な歩行空間の整備に努めることが求められています。

また、本町は利根川と烏川の2大河川に囲まれ、町内にも小河川や水路が多く、町が管理する橋梁は109基あります。橋梁の老朽化に合わせて、計画的な改修が求められています。

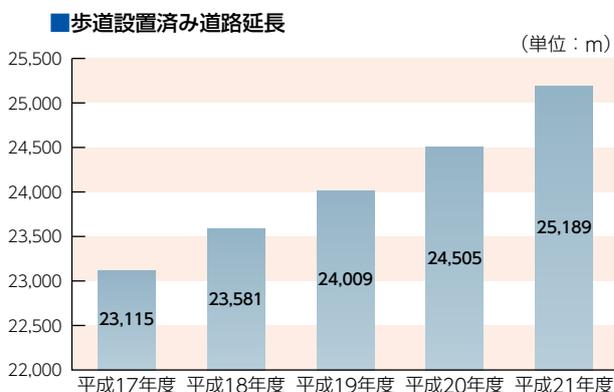
さらに、利根川、烏川沿いには、県が管理するサイクリングロードが2路線整備されています。県のサイクリングロードネットワーク計画に基づき、町内の公共施設等への連結を図るため、自転車及び歩行者が利用しやすい環境を整える必要があります。

めざす姿

- ◆東毛広域幹線道路が整備され、地域活性化が進んでいます。
- ◆町内道路網が整備され、アクセス機能が向上しています。
- ◆狭あい道路の改良や歩行者空間の整備が進み、安心して道路を通行できます。

成果指標と目標値

成果指標	現状	目標（H27年）
東毛広域幹線道路（玉村町区間）の供用延長	2.03km	5.60km
改良済道路延長	254,421m	258,800m
歩道設置済み道路延長	25,189m	27,200m



施策の内容

1. 東毛広域幹線道路の整備促進

県央と東毛各都市の連携を高め、沿線地域への産業立地が期待されている東毛広域幹線道路の整備を促進します。さらに、本町の新たな玄関となる関越自動車道の高崎・玉村スマートインターチェンジ（仮称）の整備を促進します。

主要事業

- 東毛広域幹線道路の整備促進
- 高崎・玉村スマートインターチェンジ（仮称）の整備促進
- 「道の駅」の整備推進

2. 町内幹線道路の整備

本町の交通利便性の向上、交通渋滞の解消などに向けて、東毛広域幹線道路へのアクセス道路や都市計画道路の計画的な整備を進めます。さらに、町内各地区への円滑な移動及び周辺主要都市間との連携強化が図れるよう、東毛広域幹線道路、都市計画道路、町道を連携させて機能的な町内幹線道路網を形成します。また、老朽化した橋梁については、計画的に改修を進めます。

主要事業

- 東毛広域幹線道路へのアクセス道路の整備
- 都市計画道路の整備推進
- 改修による橋梁長寿命化の推進

3. 狭あい道路の改良と歩行者空間の整備

交通事故の防止、歩行者の安全確保に向けて、狭あい道路の改良や交通安全施設の整備を進めます。さらに、歩行者や自転車利用者が安全かつ快適に移動できるよう、道路改良に合わせて歩道整備やバリアフリー化、電柱の移設などを進めます。

主要事業

- 狭あい道路の改良
- 交通安全施設の整備
- 歩行者・自転車空間の整備



4 公共交通の整備

現況と課題

本町の公共交通は、3路線のバス交通と、町内5路線と町外2路線の乗合タクシー「たまりん」です。バス交通は、利用者が減少傾向にあり、路線を維持するためには、住民の利用を促すことが必要です。環境保全の視点からも、自動車に過度に頼る暮らしを改善するためにも、できるだけ公共交通を利用する暮らしへとライフスタイルを転換させることが求められています。

本町が平成13年度から運行している乗合タクシー「たまりん」は、高齢者や子どもなどの移動を支えています。当初は町内を巡回する路線だけでしたが、平成15年度からは伊勢崎市と高崎市への乗り入れを行っています。しかし、平成18年度までは利用者の増加が続きましたが平成19年度から減少に転じています。利用者の増加及び利益率の向上を図るため運行形態等の見直しが必要です。

今後も、周辺市町村との連携を図り、バス交通や乗合タクシーの相互乗り入れを検討するなど、住民が利用しやすい公共交通を築いていくことが必要です。

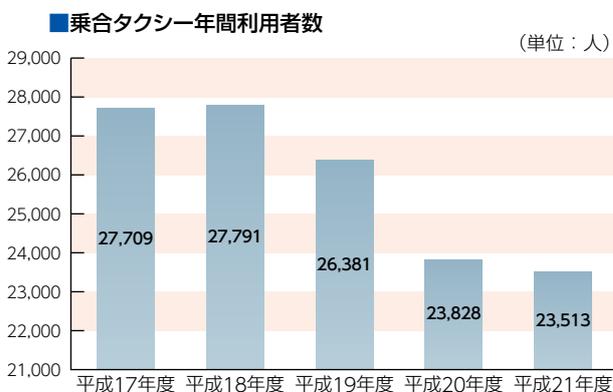
また、東毛広域幹線道路が整備されることから、沿線市町村と連携して、急行バスの運行に努めることが必要です。高崎市をはじめとする沿線市町村と本町との交通利便性をさらに向上させることで、住宅開発などを誘発していくことが望まれます。

めざす姿

- ◆乗合タクシーの利用者が増加しています。
- ◆周辺市町村へ移動しやすい公共交通が提供されています。

成果指標と目標値

成果指標	現状	目標 (H27年)
乗合タクシー年間利用者数	23,513人	28,000人
周辺都市への平日バス便数	44便	50便



施策の内容

1. 利用しやすい乗合タクシーの運行

自動車を利用しない高齢者や学生などに対して、生活に密着した移動サービスを提供するため、引き続き乗合タクシー「たまりん」を運行します。さらに利用しやすい地域公共交通となるよう、周辺市町村で運行されている乗合バスとの連携を強化するとともに、利用者実態やニーズを把握し改善を図ります。

なお、本町の地域公共交通の担い手には、町が運営に関与するこの乗合タクシー、民間事業者が運営するバス及びタクシーなどがあり、地域公共交通の活性化及び再生に向けて、一体的な利用を推進します。

主要事業

- 乗合バスとの相互乗り入れ
- 乗合タクシー「たまりん」の改善
- 地域公共交通戦略の策定

2. バス交通の充実

本町の地域公共交通の柱である乗合バスが将来にわたり維持されるよう、バスの利用を促進します。住民にとって利用しやすい交通機関となるよう、バス路線の拡充、運行本数の増加、低公害・低床車両の導入について関係機関に要望します。

さらに、東毛広域幹線道路の全面開通に合わせて、東毛地域の沿線都市と高崎駅とを連絡する急行バスが運行されるよう、関係機関に働きかけます。

主要事業

- 公共交通の利用促進
- 急行バス実現活動



■乗合タクシー・たまりん

5 水の適正利用と上水道の整備

現況と課題

本町では、増加する水需要に対処するため、第3次拡張事業計画に基づき水道施設の拡張を進めてきました。しかし、本町は、今後人口が減少する可能性があり、転換期を迎えています。人口動態や産業集積などの社会環境の変化に適切に対応しながら、安全な水を安定して供給していくことが求められています。

本町では、以前は水源を地下水だけに依存していましたが、将来にわたり水を安定的に供給するため、広域水道からの供給も受け、複数の水源を確保しています。限りある資源としての水の大切さについて理解を求め、節水意識を高めていかなければなりません。

水道施設については、設備や配水管などに老朽化がみられ、計画的な更新が必要です。更新の際には、災害時にも強いインフラとなるよう、耐震化を進めることが求められています。

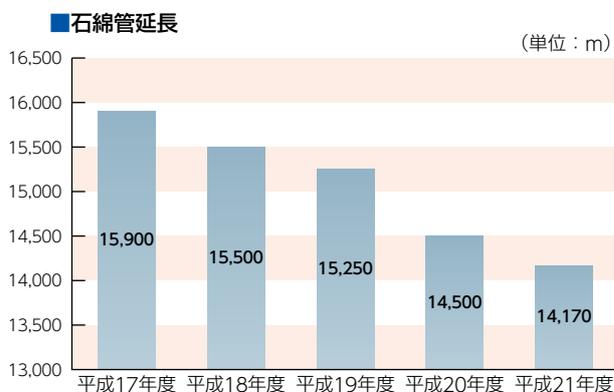
また、水道事業の健全な経営に向けて、管理運営の合理化を進めるとともに、受益と負担に関する検討や未納者対策を進める必要があります。

めざす姿

- ◆安全で安心できる水が安定して供給されています。
- ◆老朽化した施設や配水管が計画的に更新されています。
- ◆水道事業の合理化が進み、健全な経営が維持されています。

成果指標と目標値

成果指標	現 状	目標 (H27年)
耐震性能を有する配水管敷設率 (φ 75以上)	34.9%	38.5%
石綿管延長 (率)	14.1km (5.41%)	10.0km (3.84%)
水道事業会計の企業債現在高	19億1,500万円	16億円



施策の内容

1. 水の安定供給と有効利用

安全で安定した上水の提供に向けて、水源である地下水と広域水道（県央第二水道）をバランスよく利用するとともに、取水、浄水、配水に至る水質管理をしていきます。また、限りある水資源を有効に利用するため、節水意識の啓発に努めます。

主要事業

- 水質検査の充実
- 水質検査結果の公表
- 浄水場の見学会開催

2. 計画的な施設改修

石綿管や老朽した管の敷設替えの際には、災害時に強いインフラとなるよう耐震化を考慮して実施していきます。また、耐用年数が経過した浄水場施設の機器類等の更新を計画的に実施します。

主要事業

- 石綿管や老朽した管の敷設替え
- ダクタイル鋳鉄管の敷設
- 浄水場施設の機器類等の更新

3. 水道事業の健全経営

水道事業の健全経営を維持するため、外部委託や管理運営のスリム化を通じて、経費節減に努めます。さらに、水道事業は水道料金を収入とした独立採算制で運営するため、水道料金の未納者対策を強化します。

主要事業

- 民間委託による浄水場の管理
- 水道料金未納者への戸別訪問の強化



■水道庁舎と給水塔



■給水車

6 下水道の整備

現況と課題

本町の下水道は、市町村の枠を越えた広域的な処理区域を持つ流域下水道です。本町は利根川上流流域下水道事業の県央処理区に属し、平成21年度末の普及率は59.3%、接続率は87.5%となっています。

これまで5ヶ年から7ヶ年毎に下水道事業計画を見直し、市街地を中心に周辺地域や関連事業が実施されている地域が新たな区域となり、下水道事業区域は931haになっています。さらに、本町全域が下水道計画区域となっているので、宅地化が進む区域については見直し時期での拡大を行います。その内の事業認可区域における下水道整備を進めるとともに、すでに供用開始された区域においては、下水道への接続を促進していく必要があります。

また、都市化の進行に伴い雨水の浸透能力や貯留能力が減少しており、豪雨に伴い浸水被害が発生しています。そこで、浸水被害の防止に向けて、雨水滝川区域をはじめとして雨水管渠の整備を進めており、現在は、重点地区に対して雨水管渠の敷設を施工し、浸水被害の発生を抑制しています。

今後も、安全で衛生的なまちづくりに向けて、投資効果の高い地区から下水道（污水）施設や雨水管渠施設の整備を進めていくことが求められています。

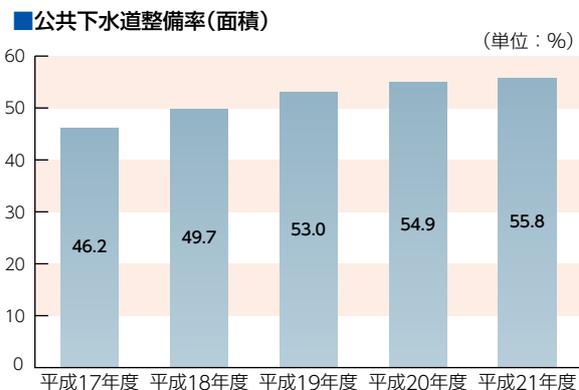
めざす姿

- ◆下水道の整備が進み、公衆衛生の向上並びに公共用水域の水質が保全されています。
- ◆雨水管渠施設の整備が進み、浸水被害が防止されています。

成果指標と目標値

成 果 指 標	現 状	目 標 (H27年)
公共下水道整備率（面積）	55.8%	75.7%
道路冠水箇所数（注）	17箇所	8箇所

（注）平成10年（台風5号）及び平成14年（台風6号）の降雨により冠水した道路の箇所数
（雨水流出量・・・1時間最大雨量61.6mm）



施策の内容

1. 公共下水道の整備

河川の水質汚染防止に向けて、事業認可区域における公共下水道の整備を計画的に推進します。さらに、供用開始区域内の下水道接続を促進するため、水洗トイレへの改造費利子補給などの事業を引き続き実施します。また、下水道事業の経営効率化に努めるとともに、長期的な視点から受益と負担の適正化について検討します。

主要事業

- 下水道整備事業
- 水洗トイレへの改造費利子補給
- 受益と負担の適正化に向けた研究

2. 浸水対策の推進

道路冠水や住宅の浸水被害を防ぐため、事業認可区域における雨水管渠の整備を優先度の高い地区から進めます。また、雨水管渠施設の負荷軽減や地下水涵養に向けて、各家庭における雨水浸透枳の設置を促します。

主要事業

- 雨水管渠施設の整備
- 雨水浸透枳の設置促進



■ 雨水管渠工事



■ 滝川の雨水管渠施設



■東毛広域幹線道路工事・スマートIC予定地付近



■東毛広域幹線道路工事



■東毛広域幹線道路工事・利根川新橋

第6章 協働・行財政分野

地域力を発揮する、住民主役のまち

- 1 住民自治のまちづくりの推進
- 2 コミュニティの育成
- 3 地域間連携・交流の推進
- 4 国際交流の推進
- 5 人権の尊重
- 6 男女共同参画社会の実現
- 7 行政改革の推進
- 8 健全な財政運営

1 住民自治のまちづくりの推進

現況と課題

「自らの地域のことは、住民自らの意思で決定し、その結果についても責任を持つ」という、住民自治の考え方を実践していくことが求められています。住民自治にふさわしい地域経営を行うためには、その前提条件として、多数の住民が行政に対して関心を持つ土壌、行政情報が容易に入手できる環境、住民の意見を幅広く汲み上げる仕組みなどを整える必要があります。さらに、各種行政計画の策定段階から住民とともに内容を検討するプロセスを重視したうえで、その成果を確認し、成果が不十分な場合には改善案を協議する仕組みを設けることが必要です。

平成19年4月、本町では住民自治の実現のために「玉村町自治基本条例」を施行し、住民参加と協働によるまちづくりを町政運営の基本原則としました。

さらに、平成22年5月には住民やNPOなどによる地域活動の拠点として、「住民活動サポートセンター・ぱる」を開設しました。住民主体のまちづくり活動を推進するために、地域活動団体やNPOなどに対して、「ぱる」を拠点として、まちづくりに関するアドバイザーの派遣や活動場所の提供を図るなど、支援充実に努めることが求められています。

今後とも、本町の住民自治によるまちづくりを発展させるため、自治基本条例に基づく具体的な取り組みを強化していく必要があります。

めざす姿

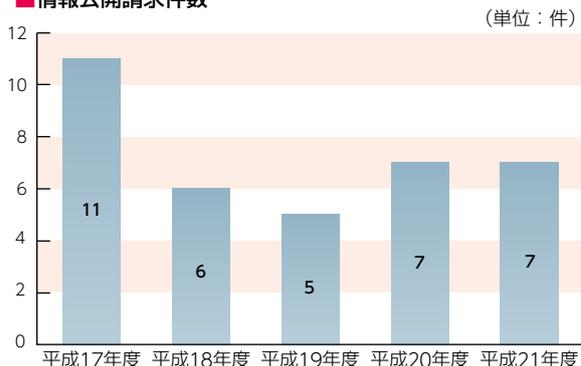
- ◆まちづくりに対する住民の関心が高まり参加者が増えています。
- ◆住民や地域活動団体と町との協働が進んでいます。
- ◆誰でも容易に行政情報を入手することができます。
- ◆最新の行政情報が判りやすく住民に提供されています。

成果指標と目標値

成果指標	現状	目標 (H27年)
住民座談会への参加者数	219人	300人
住民活動サポートセンター利用登録団体数	—	50団体
出前講座の開催数	2回/年	10回/年
広報の充実度を示す点数 (注)	3.89点	4.5点

(注) 平成19年2月に実施した町民満足度調査結果より (6点を満点とした基準による平均点)

■情報公開請求件数



■住民活動サポートセンター・ぱる

施策の内容

1. 住民参加の促進

住民の意向に基づいたまちづくりを進めるため、幅広い住民とともにまちづくりを進めます。計画策定やまちづくり活動に住民が参加しやすい仕組みを整え、住民と行政が意見交換を重ねながらまちづくりを進める対話型方式を定着化していきます。

主要事業

- 住民座談会の開催
- パブリックコメント手続の活用
- 附属機関や任意設置の審議会等の委員への住民公募枠拡充
- 住民参加条例（住民が行政活動へ参加する方法を定める条例）の検討

2. 協働によるまちづくりの推進

環境保全活動や地域の防犯活動をはじめ、地域福祉、高齢者福祉、保健健康づくりなど行政だけでは効果が限定される取り組みについて、住民、地域活動団体、企業との協働によるまちづくりを推進します。行政と住民との連携強化に努めるとともに、住民の知恵と行動力を活かす仕組みを構築します。

また、県立女子大学等と本町が包括的な連携協力のもと、まちづくり全般にわたり協働し、大学のあるまち・玉村町の魅力を高めます。

主要事業

- 庁内推進体制の整備
- 活動拠点となる住民活動サポートセンターの充実
- 協働事業への助成
- 人づくり講座等による人材の育成
- 県立女子大学等との包括的な連携体制づくり
- 住民活動促進条例（住民のまちづくり活動の活発化を目的とする条例）の検討

3. 行政情報提供の充実

行政の透明性を確保し、住民参加や協働によるまちづくりを推進するために、その土台となる行政情報の提供を充実させます。また、情報公開制度を引き続き運用して、住民の知る権利を確保し、行政の説明責任を果たします。

個人情報の保護については、玉村町個人情報保護条例の趣旨に則り、町が取り扱う個人情報の適正な管理を行います。さらに、職員自らが地域に出向いて直接情報を伝え、意見交換を行い、まちづくりに関する意識啓発や問題解決に向けた検討を進めます。

主要事業

- 情報公開制度の適切な運用
- 個人情報の適正な管理
- 職員出前講座メニューの充実

4. 広報・広聴機能の充実

最新の行政情報を判りやすく住民に提供するとともに、住民の期待や要望が町政に的確に届くように、広報・広聴機能の充実を図ります。「広報たまむら」や町ホームページを充実させるとともに「愛町箱」、インターネット、広聴用ハガキなどを活用して、幅広い意見の把握に努めます。また、コミュニティ放送局を活用した行政情報の提供について、さらに研究を進めます。

主要事業

- 広報発行事業
- ホームページの充実
- 町長メール

2 コミュニティの育成

現況と課題

本町には25の区（行政区）があり、各区では、地域の環境美化、安全・安心や高齢化などの地域課題に関すること、祭礼、納涼祭などの行事、スポーツや生涯学習などの活動が区長を中心に行われ、住民相互の交流の場である地域コミュニティを形成しています。

さらに、区長は、広報誌により情報の区民への伝達、地域からの要望を取りまとめて町に申し入れる等、行政と区民とをつなぐ重要な役割を担っています。

平成3年以降において、急激な転入者の増加と、核家族化の進行や価値観の多様化などが重なり、地域社会に対する関心が低下して、人と人との結びつきが希薄化しています。

しかし、地域福祉の充実、地域の防犯体制や防災力を強化するためには、住民が地域社会に対して関心を持ち、地域コミュニティを充実させることが必要です。

行政区の組織率は、平成22年1月末現在で89%であり、さらに組織化を促すことが必要です。コミュニティ活動に対する意識を啓発するとともに、住民の地域活動参加機会の拡大、コミュニティ活動組織の育成などを進めることが求められています。

さらに、コミュニティ活動組織に対する支援を強化し、地域活動のリーダー育成、組織の相互連携を促進する必要があります。

地域自らが行政と連携しつつ、地域の問題解決に積極的に取り組むことができるよう、地域の連帯感の形成とコミュニティ組織の強化が求められています。

めざす姿

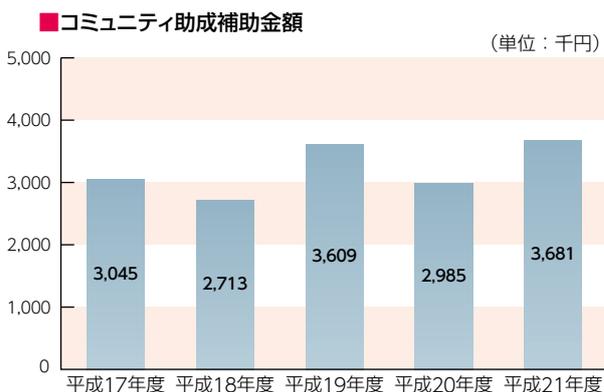
- ◆コミュニティ活動の拠点となる地区公民館の環境が整備されています。
- ◆誰もが参加しやすいコミュニティ活動が展開されています。

成果指標と目標値

成果指標	現状	目標（H27年）
コミュニティ助成制度を利用した地区公民館の備品等の整備箇所数	1箇所／年	1箇所／年
コミュニティ活動支援団体数	—	5団体／年

（注）「コミュニティ」とは、共通の価値観や意識などによって結びついている集団や社会をいう。一定の地域内で住民相互の交流が行われている地域社会のことを地域コミュニティといい、本町の区も地域コミュニティです。

（注）「地区公民館」とは、各地区の公民館、集会所、住民センター、研修所等のこと。（社会教育法の規定に基づき町が設置している公民館のことではない）



施策の内容

1. 地域コミュニティ活動拠点の整備

住民相互のつながりが深まり、地域コミュニティ活動への参加者が増えるように、住民が利用しやすく、コミュニティ活動の拠点となる地区公民館の整備を支援します。

主要事業

- 地区公民館の備品等の整備に対する助成
- 地区公民館の施設改修等に対する助成

2. 地域コミュニティ組織の育成

地域の住民や団体が、地域の問題解決に取り組むよう、主体性のある地域コミュニティの形成を促します。住民が地域の問題に関心を持ち、解決に向けた活動が生まれるよう、地域と行政との意見交換の機会や、町の事業に関する情報提供などを充実させます。さらに、地域コミュニティ活動を促進するため、講習会やまちづくりの専門家との交流機会の提供に努めます。

本町の区（行政区）は、最も重要な地域コミュニティであり、協働のまちづくりの推進母体です。多様な住民が地域のまちづくりに参画し、能力・個性を発揮する地域協働型のまちづくりを支援する仕組みづくりを検討します。

主要事業

- 地域コミュニティ活動への支援
- 人づくり講座の開催
- 地域協働型のまちづくりに向けた仕組みづくりの検討



■ウェルカム交流会



■生涯学習推進員による活動

3 地域間連携・交流の推進

現況と課題

交通環境の充実や価値観やライフスタイルの多様化などに伴い、住民の生活圏は拡大しています。さらに、行政に対するニーズも高度化しており、広域的な連携・協力のもとに効率的に取り組むべき課題も増えており、現在、消防業務については伊勢崎市に委託しています。

今後においても、限られた財源の中で、充実した行政サービスを安定して提供するためには、県や近隣市町村との連携を一層強化することが求められています。消防、医療・福祉、公共交通、観光、廃棄物処理などをはじめとして、県や近隣市町村と連携した取り組みを進めて効率的な地域経営を行うとともに、公共施設の相互利用を推進し、住民の利便性向上に努める必要があります。

また、地域の活性化に向けて地域間交流を促進し、交流人口を増やす必要があります。行政、住民、団体など様々な主体による芸術・文化活動、スポーツ・レクリエーション活動、まちづくり活動、あるいは本町の花である「バラ（マリアカラス）」を通じた交流事業などを活かして、他市町村や他地域との活発な交流活動を行い、より充実した生活を実現していくことが求められています。

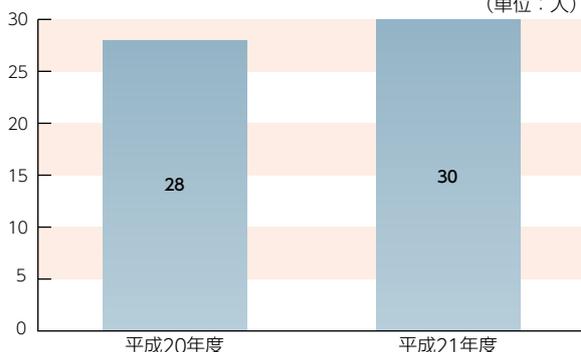
めざす姿

- ◆多様な広域行政を通じて、効率的な地域経営と住民の利便性向上が図られています。
- ◆交流事業を通じて、他市町村との交流が深まっています。

成果指標と目標値

成果指標	現 状	目標 (H27年)
東毛広域幹線道路沿線地域の連携	—	連携事業の立ち上げ
他市町村との交流事業数	8事業	11事業

■山ノ内町リンゴ収穫ボランティア参加者数(募集人数 30人)
(単位：人)



施策の内容

1. 広域行政の推進

効率的な行政運営に向けて、スケールメリットが期待できる業務や広域的な連携が必要な業務などは、県や周辺市町村と連携・協力して、広域処理や共同処理に取り組みます。また、高崎都市圏連携会議などの組織による連携事業を充実させ、住民の利便性の向上と地域の活性化につなげていきます。さらに、広域的な連携が必要な課題については、県や関係市町村との研究に取り組みます。

主要事業

- 広域的処理業務の推進
- 高崎都市圏連携会議などによる連携事業の充実
- 東毛広域幹線道路沿線地域連携
- 県央南部地域連絡道路・新橋建設促進協議会による連携推進

2. 地域間交流の推進

交流人口の増加や地域活性化を図るため、地域間交流の充実を進めます。平成19年に友好交流都市となった長野県山ノ内町との交流を推進するとともに、日光例幣使道の宿場町やバラをまちの花とする市町村とのネットワークなどを通じて、地域資源を活かした交流を推進します。また、住民や団体などの民間レベルでの交流活性化に向けて、積極的な支援を行います。

主要事業

- 山ノ内町との交流事業の推進
- バラのまち交流事業
- 民間交流活動の支援



■玉村町住民の森記念植樹（山ノ内町）



■山ノ内町でのりんご収穫ボランティアの様子

4 国際交流の推進

現況と課題

情報通信技術の進歩や国際的な輸送網の発達などに伴い、人、モノ、情報、資本が地球規模で活発に行き来する時代を迎えています。学校、職場、地域社会など日常生活においても、外国人と直接交流する機会も広がっています。

本町に在住する外国人（登録者数）は、平成22年3月末現在、686人であり、人口の1.8%を占めています。ブラジル、韓国、中国など多岐にわたる国籍の人々が本町に住んでおり、外国人にとっても住みやすいまちとなるよう、外国語による情報提供や相談窓口の強化、日本語教室などの環境整備を進めることが求められています。本町における国際交流活動は、主として玉村町国際交流協会が支えてきましたが、さらに住民の国際理解を促し、相互の文化を認め合う多文化共生社会を築くことが求められています。

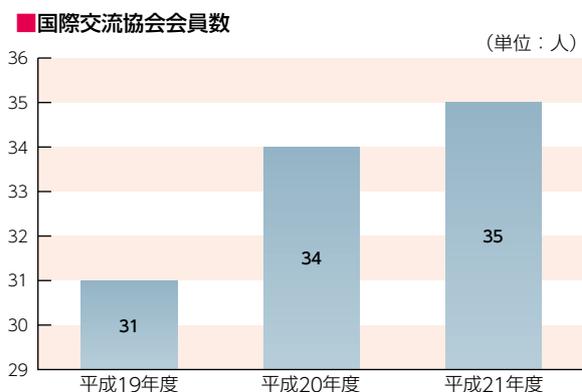
一方、次代を担う子どもたちは、広い視野から国際理解を深め、国際社会に生きる日本人としての自覚を高めるとともに、その基礎となるコミュニケーション能力を培うことが求められています。そのため、学校教育においては、外国や我が国の生活や文化について理解を深め、互いを尊重し合い、協調できるように努めることが求められ、地域においては、多彩な国際交流活動に対する支援を行い、国際的に活躍できる人材を育てることが求められています。

めざす姿

- ◆外国人にも住みやすいまちづくりが進んでいます。
- ◆住民や地域レベルでの国際理解、国際交流が進んでいます。

成果指標と目標値

成果指標	現 状	目標 (H27年)
外国語による印刷物作成数	2種類	4種類
国際交流協会会員数	35人	100人



施策の内容

1. 在住外国人に対する支援

本町在住の外国人が、快適な生活を送ることができるまちづくりを進めます。ホームページやパンフレットを通じて、外国語による生活情報を分かりやすく伝えるとともに、公共施設や道路等の案内板を外国語併記とするなど環境整備に努めます。さらに、日本語や日本文化の講習機会の提供や外国人と住民との交流機会を設けて、外国人居住者と住民との相互理解を深めます。

主要事業

- パンフレット（外国語版ゴミの出し方など）の役場窓口での配付
- 諸手当など手続きの役場窓口での案内
- 外国語ホームページによる情報提供

2. 国際理解の促進

学校教育、生涯学習などの機会を活用して、多文化共生についての理解を深めます。また、玉村町国際交流協会への支援を継続するとともに、住民レベルでの国際交流を促進するため、国際交流に関する住民交流団体の育成・支援に努めます。

主要事業

- ALTの活用
- 玉村町国際交流協会への助成
- 海外派遣推進協議会への助成による米国エレンズバーグ市への中学生海外派遣事業
- 米国エレンズバーグ市からのホームステイ受け入れ事業



■エレンズバーグへ中学生海外派遣



■エレンズバーグから招致

5 人権の尊重

現況と課題

21世紀は「人権の世紀」といわれており、すべての人の人権が尊重される社会を築くことが求められています。我が国の憲法においても基本的人権の尊重が基本原理として定められており、すべての国民が人として尊重されるとともに、平等であって差別されないこととなっています。

本町では、人権問題に関する講演会の開催や啓発パンフレットの配布、「広報たまむら」や「にしきの通信」への掲載などを通じて、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人などに関する様々な人権問題を取り上げ、人権教育・人権啓発に取り組んできました。また、学校教育においても、確かな力を身につけ、心豊かにたくましく生きぬく子どもを育てる教育に取り組んできました。

しかし、情報化の進展等を背景に、インターネットを悪用した人権侵害などの新たな課題も発生しています。

すべての住民が互いに人権を尊重しあい、その結果、自由と平等が保障され、不当に差別されることなく生活が送れるよう、人権尊重社会を築くことが求められています。

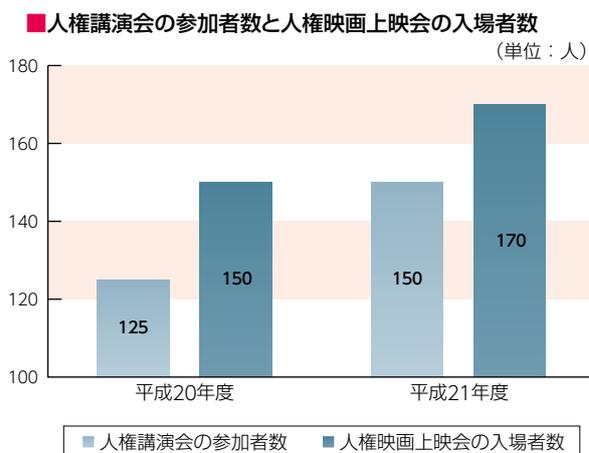
そのためには、住民一人ひとりが人権に対して正しい理解と認識を深めることが必要であり、家庭、学校、職場、地域社会、行政が連携して人権問題に取り組み、差別や偏見のない、人に優しく明るいまちづくりを推進する必要があります。

めざす姿

◆住民の人権尊重に対する理解が進んでいます。

成果指標と目標値

成果指標	現 状	目標 (H27年)
講演会の参加者数	150人	250人



施策の内容

1. 人権意識の啓発・普及

住民一人ひとりが人権に対する正しい理解と認識を持ち、差別や偏見がない明るいまちにするため、研修会や講演会などを開催するとともに、広報やパンフレットなどを活用して、様々な機会を通じて積極的に人権啓発を図ります。

学校教育においては、児童・生徒への人権教育の充実を図るとともに、教職員の人権感覚を高めます。また、地域の活動などを通じて、行政と地域や家庭などが連携して、人権を尊重するまちづくりの推進に取り組めます。

今後も関係機関・団体等と連携を図りながら、人権問題に対する相談体制の充実、指導者の育成に努めます。

主要事業

- 人権啓発の推進
- 人権教育の推進
- 相談体制の充実



■人権啓発イベント

6 男女共同参画社会の実現

現況と課題

平成11年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会の実現に向けた理解や取り組みが進みました。しかし、家庭、職場、地域社会では男女の固定的な役割分担意識が依然として根強く残っています。

少子高齢化の進行や人口減少時代への移行など社会が転換期を迎える中で、豊かで活力ある社会を築くためには、性別にかかわらず、個性と能力が十分に発揮できる環境を整えることが必要です。家庭、職場、地域社会などに残されている男女の固定的な役割分担の考え方などを見直し、男女が互いに人権を尊重する社会を実現することが求められています。

本町においては、男女共同参画に対する意識向上及び個性を活かす教育の充実などに努めています。性別による差別のない社会、旧来のしきたりにしばられない社会、女性に対する暴力を許さない社会の実現を目指し、ガイドラインとしての男女共同参画計画を策定し、家庭、職場、地域社会における男女共同参画を推進していくことが求められています。

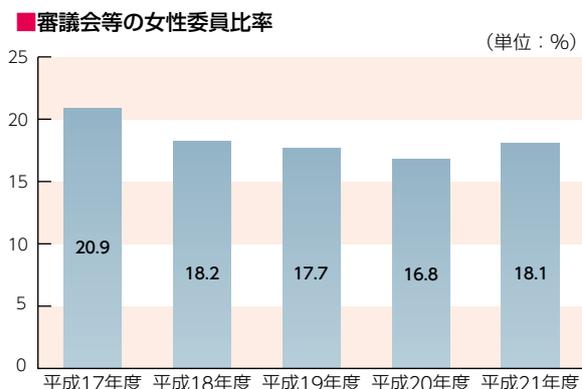
めざす姿

- ◆まちづくり活動に対して女性の参加者が増えています。
- ◆男女の固定的な役割分担意識の改善が進んでいます。

成果指標と目標値

成果指標	現 状	目 標 (H27年)
審議会等の女性委員比率	18.1%	30%
男女の固定的な役割分担意識が改善されていると思う住民の割合 (注)	16.6%	30%

(注) 総合計画住民意識調査より



施策の内容

1. 男女共同参画計画の策定

男女共同参画を総合的に推進するため、その指針となる男女共同参画計画を策定します。家庭、職場などにおける男女共同参画の実態を把握した上で、企業、地域団体、国・県などの関係機関と連携を図りつつ、住民参加型の検討方式で実効性の高い男女共同参画計画を策定します。

主要事業

- 男女共同参画住民意識調査の実施
- 男女共同参画計画の策定

2. 男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現に向けて、家庭や職場における固定的な意識の改善を図ります。講習会、広報パンフレットなどを通じて、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会の必要性を示すとともに、学校教育においても、児童生徒一人ひとりの自立と共生を目指し、生きる力を育む教育を推進します。

主要事業

- 男女共同参画出張意見交換会の実施
- 男女共同参画講演会の開催



■男女共同参画セミナー



■DV研修

7 行政改革の推進

現況と課題

価値観やライフスタイルの多様化、少子高齢化の進行、地域主権への移行などに伴い、行政に対する住民ニーズは多様化が進んでいます。行政は住民の期待や要望を的確に把握し、行政サービスに反映させることが求められています。民間企業は厳しい市場環境にさらされ、生き残りをかけてサービス改善、コスト削減などに取り組んでいます。民間企業の優れた姿勢を取り入れ、住民本位や迅速な改革に取り組み、住民の満足度を高める必要があります。

本町が将来にわたり、充実した行政サービスを提供するためには、経常収支比率を抑制し、投資的経費を確保することが必要です。高齢化が進行し扶助費の上昇が予想される中で、人件費、扶助費、公債費などからなる義務的経費の支出を抑えるためには、人件費の圧縮に取り組む必要があり、民間活力の導入推進による行政組織のスリム化をさらに進めることが求められています。また、地域主権時代への移行を踏まえて、職員の政策立案能力の向上を図る必要があり、庁内分権、人事制度改革、職員研修などに取り組むことが求められています。

一方、行政の情報化に対する住民ニーズは高まりつつあり、情報通信機器の普及に合わせた新たな取り組みが求められています。本町においても、行政サービスの向上・行政事務の効率化を目指し、住民生活の利便性の向上に向けた電子自治体の構築を推進する必要があります。

めざす姿

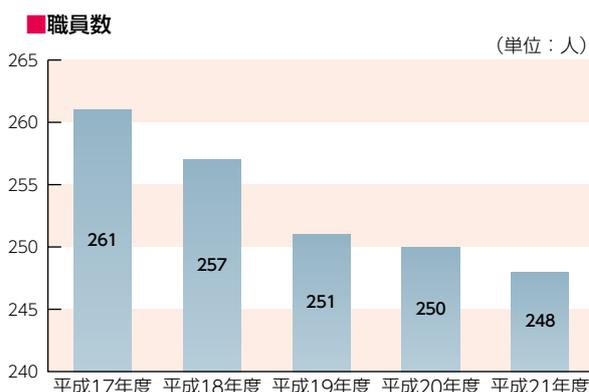
- ◆事業やサービスの改善が進み、住民満足度が向上しています。
- ◆政策立案力と機動力が高く、効率性に優れた行政組織になっています。
- ◆インターネットを活用した行政情報の入手が容易になっています。

成果指標と目標値

成果指標	現 状	目標 (H27年)
効率的な行政運営がなされていると思う住民の割合 (注1)	16.9%	25%
職員数 (注2)	248人	237人
ホームページのアクセス件数 (年間)	102,408件	120,000件

(注1) 総合計画住民意識調査より

(注2) 定員適正化計画より



施策の内容

1. 住民満足度の向上

住民が満足するサービス提供に向けて、住民本位の行政運営を行います。行政評価の導入や、成果を踏まえた人事評価制度などを通じて、住民や地域などに対する効果の高い事業を行います。また、ICT（情報通信技術）の活用による窓口での待ち時間のより一層の短縮、窓口相談機能や接遇マナーの向上などに努め、便利で優しい町役場となります。

主要事業

- 行政評価制度の導入
- 人事評価制度の充実
- 接遇研修の充実
- 住民満足度の定期的把握

2. 行政システムの改革

定員適正化計画に基づいた組織スリム化を進めるとともに、指定管理者制度や業務委託などを的確に導入し、公共施設の効率的な管理運営を行います。さらに、職員の政策法務能力の向上に向けて、職員に対する研修などを行うとともに、職員提案制度を活用して事業やサービスの改善に積極的に取り組む組織に変えます。

主要事業

- 職員の適正配置
- 行政組織・機構の見直し
- 職員研修の充実
- 職員提案制度の活用
- 経営改革推進事業の推進
- 業務委託・指定管理者制度・民営化など民間活力の導入推進

3. 情報化の推進

費用対効果を考慮しつつ行政手続きの電子化や電子申請手続き、行政サービスのネットワーク化を積極的に推進し、住民サービスの向上と行政事務の効率化を進めます。

また、情報システムの運用に留意し、個人情報や行政情報等の漏洩や盗難、改ざんなどから守るためのセキュリティ対策を強化します。

主要事業

- インターネットを活用した情報提供、申請手続きの調査推進
- 情報管理マニュアルの作成
- 情報セキュリティ対策の強化



■ 住民満足度の向上に向けて

8 健全な財政運営

現況と課題

景気の低迷、地価の下落、人口減少などに伴い、本町では厳しい財政運営を迎えています。本町の経常収支比率は上昇傾向にあり、平成21年度の経常収支比率は93.9%となっています。歳入面では、町民税が減収となり、収税の確保に努めることが求められています。本町では、東毛広域幹線道路や関越自動車道の高崎・玉村スマートインターチェンジ（仮称）の整備が進められていることから、その沿線地域に対して産業集積を促すとともに、転入者の増加を図り、収税を増やして経常収支比率を抑制することが必要です。

一方、歳出面では、義務的経費の割合が年々増加しています。今後、高齢化の進行に伴い、高齢者の増加による扶助費上昇が懸念されます。さらに、既存の公共施設や都市基盤施設も老朽化が進んでおり、その改修費用もかさむ可能性があります。

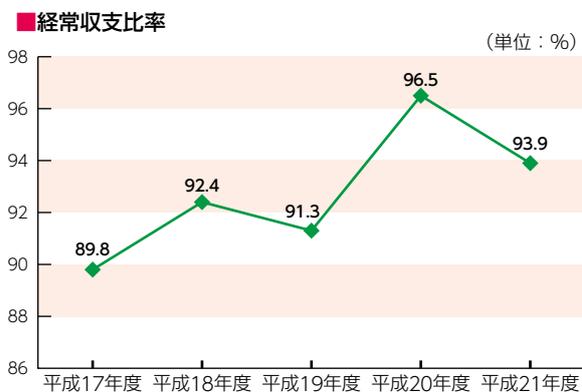
本町が将来にわたり、住民に対して充実した行政サービスを提供するためには、健全な財政運営に努める必要があります。すでに役割を終えた事業や成果が上がらない事業などは大胆に廃止し、財政運営の簡素合理化を進めなければなりません。さらに、適正な課税、収税力の強化、受益者負担の適正化などに努めることが求められています。

めざす姿

- ◆持続可能な財政運営が行われています。
- ◆適正な収税が行われ、滞納者が減少しています。

成果指標と目標値

成果指標	現 状	目標 (H27年)
経常収支比率	93.9%	92.0%
町税収納率（現年度）	97.9%	98.1%



施策の内容

1. 安定した財政運営

将来にわたり満足度の高い行政サービスを提供するため、健全な財政状況の維持に努めます。意義が薄れた補助金や成果の乏しい事務事業の見直しを進めるとともに、定員管理の徹底や施設維持管理の効率化などを通じて、経費削減に努力します。

さらに、働く世代の転入促進、企業誘致などを通じて、自主財源の拡大に努めるとともに、国県の補助対象事業の活用、施設使用料や各種手数料の適正化、広告収入の確保などを進め、歳入確保に努めます。

主要事業

- 事務事業の見直し
- 受益と負担の適正化

2. 適正な課税の推進

公平な課税に向けて、各種税目ごとに課税資料を整備します。固定資産税については、土地、家屋に関する現況調査を定期的実施し、課税対象の正確な把握に努めます。

主要事業

- 土地、家屋現況調査
- 課税対象の正確な把握

3. 適正な収税の推進

納税は納税者自身が自主的に納税する「自主納税」が原則で最も望ましいことを踏まえ、自主納付を推進します。このため納税意識の啓発に努めるとともにコンビニエンスストアでの収納を普及させるなど、納税機会の拡充と収納率の向上を図ります。

さらに、税の公平性や収税の確保のため、納税相談によって計画的な納付を促すと同時に積極的に滞納整理を行うなど、収納率の向上を図るための取り組みを進めます。

主要事業

- 広報による納税制度の周知と自主納税の推進
- 納税機会の拡充
- 収納対策の促進
- 滞納整理の強化



資料編

- 1 財政計画
- 2 成果指標と目標値一覧
- 3 策定体制
- 4 策定経過
- 5 住民意見の反映
- 6 玉村町総合計画審議会
- 7 玉村町総合計画策定委員会
- 8 玉村町自治基本条例
- 9 用語解説

1 財政計画

■ 目的

- 第5次玉村町総合計画の着実な実現を図るとともに、将来に向けて持続可能な自律のまちづくりを進めるための財源の見通しを示すこと。
- 効率的かつ安定的な行政サービスを提供し、財政の健全化を推進するための指針とするとともに、前期基本計画の計画期間中における予算編成の基礎資料とすること。

■ 推計期間

平成23年度から平成27年度まで（5年間）

■ 基本的な推計方法

【全般】

現時点における社会経済情勢を考慮した税収見込みのほか、国等の制度改革が明らかなものについては、その変動を見込んで推計し、それ以外は現行の制度が維持されるものとして推計しています。

※国の制度改革や社会経済情勢の変動によって、後年度の歳入歳出見込みに不確定要素が多くなることが予想されます。

【歳入】

1 町税

現行の制度をもとに、過去の実績と今後の人口推計、経済成長による伸びを若干見込んで推計しています。

2 地方交付税

町税等の動向や過去の実績等を勘案し、現行制度を基本に推計しています。

3 国庫支出金・県支出金

現行制度を基本に、過去の実績、将来の事業等を踏まえて推計しています。

4 町債

将来の主要事業の財源として町債発行額を推計し、さらに臨時財政対策債を見込んで推計しています。

【歳出】

1 人件費

玉村町経営改革実施計画の定員適正化計画に基づく職員数をもとに推計しています。

2 扶助費

少子高齢化・核家族化の進行に伴い、子育て支援や高齢者対策などの費用が増加しているため、平成21年度をもとに将来人口を踏まえて推計しています。

3 物件費

行財政改革による業務の効率化を図り、将来人口も踏まえて、計画期間を通じて継続的な削減を見込んで推計しています。

4 投資的経費

普通建設事業費などの投資的経費は、各施策における主要事業の所要額を見込んで推計しています。通常の事業については、過去の実績等を参考に推計しています。

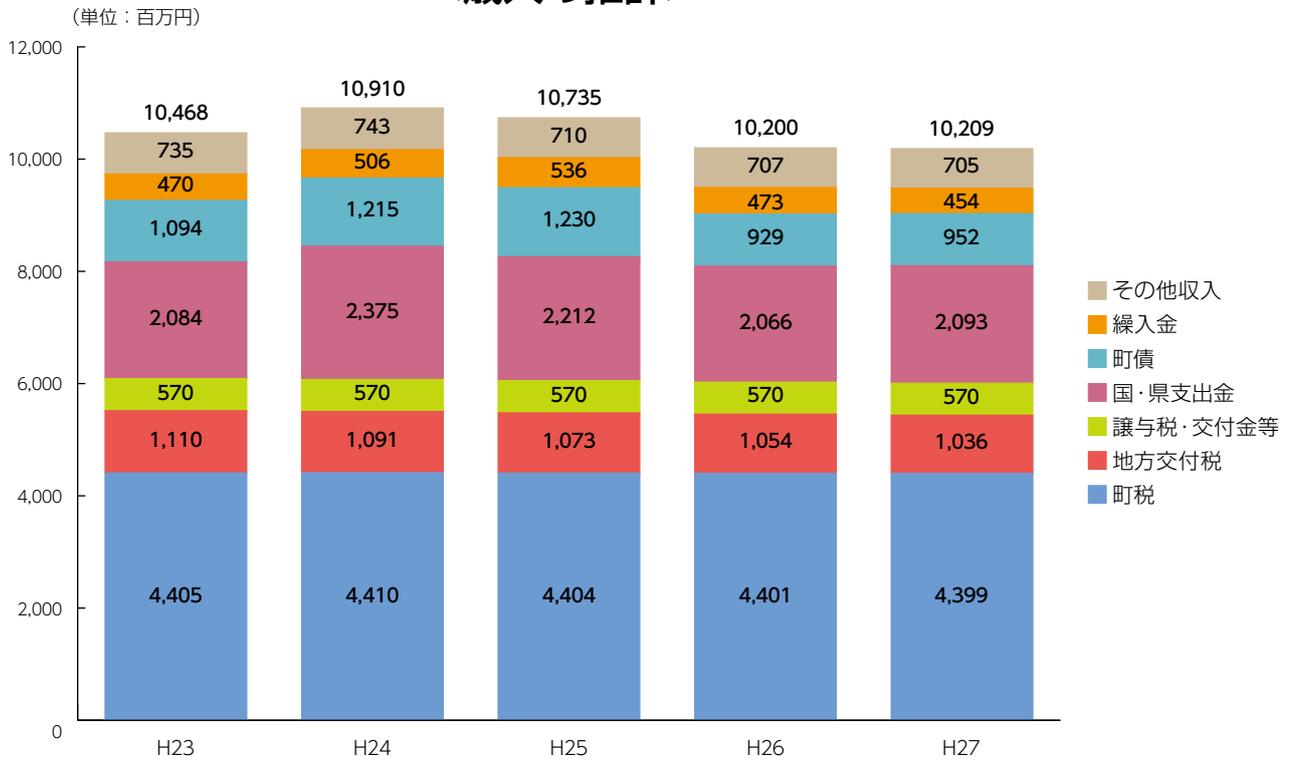
5 公債費

過去の町債発行額と、将来の主要事業の財源としての町債発行額をもとに推計しています。

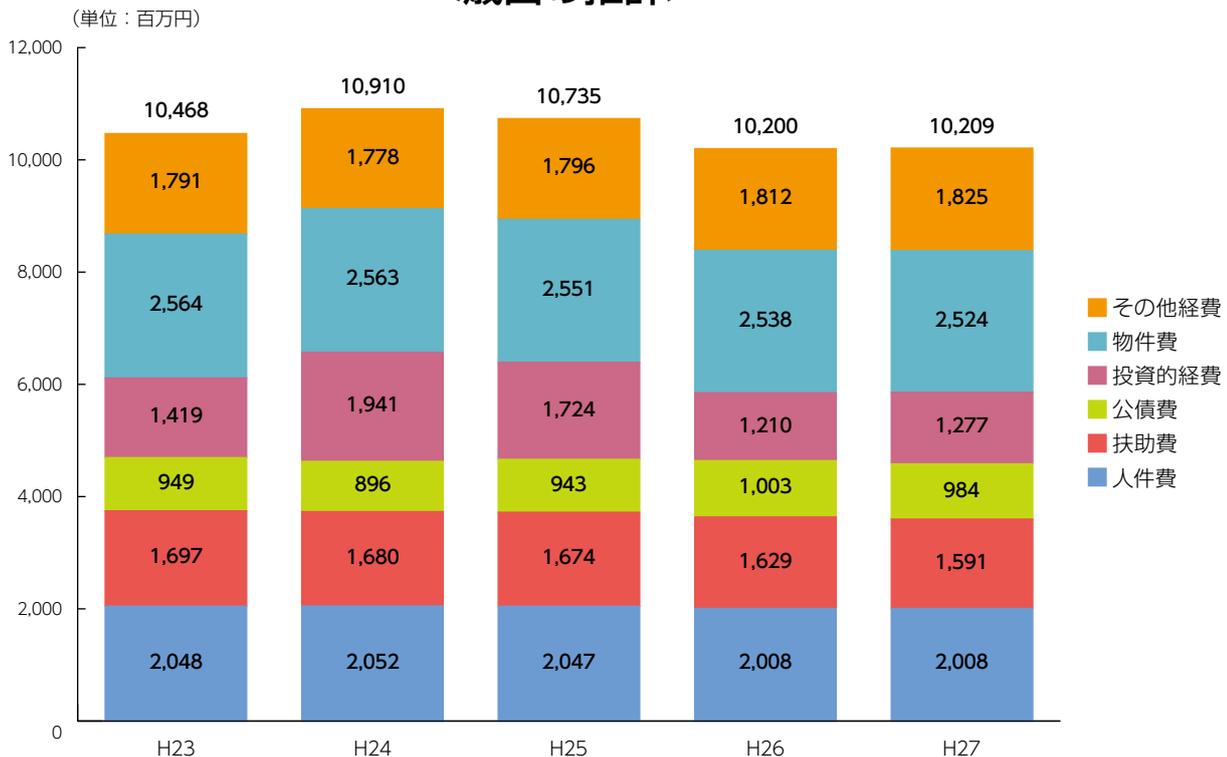
※一般会計をベースとして推計しています。

※平成23年度は当初予算額となっています。

＜歳入の推計＞



＜歳出の推計＞



2 成果指標と目標値一覧

第1章 健康・福祉分野 [子育てしやすく、健康で安心して暮らせるまち]

1-1 地域福祉の充実

P38

成果指標	現状	目標 (H27年)
民生委員・児童委員数	54人	57人
地域福祉が充実していると思う住民の割合 (注)	28.2%	35%
福祉ボランティア登録者数	546人	655人

(注) 総合計画住民意識調査より

1-2 子育て支援体制の充実

P40

成果指標	現状	目標 (H27年)
延長保育実施箇所数	3箇所	5箇所
赤ちゃんの駅設置箇所	2箇所	10箇所

1-3 高齢者福祉の充実

P42

成果指標	現状	目標 (H27年)
高齢者筋力向上トレーニングの実施箇所数	26カ所	全行政区(34カ所)
介護者の集いの開催数	年6回	年12回
老人福祉センター利用者数	41,784人	48,000人

1-4 障がい者福祉の推進

P44

成果指標	現状	目標 (H27年)
障がいに関する相談件数	782件	800件
グループホーム・ケアホーム数	1施設	2施設
障がい者就労支援センター登録者数	27人	40人

1-5 社会保障の充実

P46

成果指標	現状	目標 (H27年)
国民健康保険税収納率 (現年度)	88.4%	90.0%
生活保護からの自立件数	12件	15件
介護保険事業が充実していると思う住民の割合 (注)	13.6%	20%

(注) 総合計画住民意識調査より

1-6 保健予防・健康づくりの推進

P48

成果指標	現状	目標 (H27年)
特定健診受診率	35.9%	65.0%
予防接種率	77.7%	100%
1人当たりの国保医療費の年間伸び率	10%	5%

1-7 地域医療体制の充実

P50

成果指標	現 状	目標 (H27年)
地域医療体制が充実していると思う住民の割合 (注1)	19.3%	25.0%
町内の精神科専門医療機関数	0箇所	1箇所
病院までの所要時間が30分未満の割合 (注2)	50.4%	60.0%
感染症発生に備えた訓練実施回数 (年間)	—	1回

(注1) 総合計画住民意識調査より

(注2) 消防概要 (平成21年版) より (救急車による病院までの所要時間が30分未満の割合)

第2章 教育・文化分野 [心豊かな人材を育み、郷土の歴史・文化を大切にすまち]

2-1 幼児教育の充実

P54

成果指標	現 状	目標 (H27年)
子どもたちが健やかに成長する幼児教育の達成度 (注)	91.2%	95.0%
「保護者等との連携 (幼稚園)」の達成度 (注)	92.9%	95.0%

(注) 群馬県「学校評価システム」に基づく当該項目の評価結果が「十分に達成できた(A)」である割合

2-2 学校教育の充実

P56

成果指標	現 状	目標 (H27年)
「学校が楽しい」と感じている児童生徒の割合 (注1)	77.8%	90.0%
「保護者等との連携 (小・中学校)」の達成度 (注2)	60.9%	80.0%
「安全の確保、施設設備の整備」の達成度 (注2)	88.0%	95.0%

(注1) 「玉村町総合学力調査」に基づく意識調査の当該評価項目における肯定的な回答の割合

(注2) 群馬県「学校評価システム」に基づく当該項目の評価結果が「十分に達成できた(A)」である割合

2-3 生涯学習の推進

P58

成果指標	現 状	目標 (H27年)
住民1人当たり年間図書貸出冊点数	11.04冊	12.00冊
住民による生涯学習講師数	60人	70人
生涯学習推進員等による年間地域コミュニティ活動数	112件	140件

2-4 青少年の健全育成

P60

成果指標	現 状	目標 (H27年)
街頭補導パトロール実施回数 (年間)	42回	50回
青少年体験活動の参加者数	278人	300人

2-5 文化財・地域資源の保護・活用

P62

成果指標	現 状	目標 (H27年)
登録有形文化財の登録件数	1件	4件
発掘調査した遺跡の報告書数	第87集	第95集
小学校への出前講座開催数 (郷土芸能)	年0回	年5回
歴史資料館年間入館者数	4,000人台	5,000人台

2-6 芸術・文化活動の推進

P64

成果指標	現 状	目標 (H27年)
文化センター大ホール年間利用者数	31,904人	33,000人
芸術・文化活動が充実していると思う住民の割合 (注)	35.3%	40%

(注) 総合計画住民意識調査より

2-7 スポーツ・レクリエーション活動の推進

P66

成果指標	現 状	目標 (H27年)
スポーツ・レクリエーション活動(各種教室)の年間開催数	37回	45回
運動施設の年間利用者数	277,338人	300,000人
地域クラブ数	49団体1,050人	55団体1,200人

第3章 自然・環境・安全分野 [豊かな自然と共生する、安全で環境に優しいまち]

3-1 河川・水辺環境の保全

P70

成果指標	現 状	目標 (H27年)
サイクリングロード休日1日当たり利用者数	670人	800人
河川クリーン作戦参加者数 (年間)	866人	1,000人

3-2 公園・緑地の充実

P72

成果指標	現 状	目標 (H27年)
住民1人当たりの公園面積 (町立公園)	8.9㎡	9.5㎡
安心して歩行できる細街路歩道延長	11,582m	13,000m
緑化愛護団体登録数	8団体	16団体
地域住民との協働管理公園箇所数	15箇所	32箇所

3-3 環境保全・環境共生の推進

P74

成果指標	現 状	目標 (H27年)
環境モデル団体数	1団体	5団体
新エネルギー設置年間件数 (太陽光発電)	48件	72件

3-4 生活環境対策の充実

P76

成果指標	現 状	目標 (H27年)
公害苦情件数	42件	31件
不法投棄発生件数	21件	15件
野犬の捕獲件数	37件	27件

3-5 廃棄物処理・活用体制の充実

P78

成果指標	現 状	目標 (H27年)
家庭ごみ 住民1人1日当たりのごみ排出量 (一般可燃ごみ、不燃物、資源物、粗大ごみ)	756g	718g
資源物年間資源化量 (集団回収含む)	1,740t	1,984t
クリーンセンターの延命年数	—	15年延長

3-6 防災対策の充実 P80

成果指標	現状	目標 (H27年)
避難所の耐震化率	85.1%	93%
自主防災組織の組織率	56.1%	85%
民間企業との災害時応援協定数	1社	5社

3-7 消防体制の充実 P82

成果指標	現状	目標 (H27年)
年間火災発生件数	11件	9件
消防団員数	155人	155人

3-8 防犯体制の充実 P84

成果指標	現状	目標 (H27年)
防犯活動ボランティア団体数	3団体	5団体
刑法犯認知件数	450件	400件

3-9 交通安全対策の充実 P86

成果指標	現状	目標 (H27年)
交通事故死亡者数 (年間)	1人	0人
交通事故発生件数 (年間)	320件	270件

第4章 産業経済分野 [地域経済が元気で就業機会に恵まれたまち]

4-1 時代をリードする農業の振興 P90

成果指標	現状	目標 (H27年)
水稻・麦類の10a当たり年間収穫量	水 稲501kg 小 麦446kg	水 稲510kg 小 麦500kg
担い手への農地集積率	43%	65%
農業体験参加者数 (学校、消費者)	児 童200人 消費者 0人	児 童600人 消費者200人

4-2 活力ある工業の振興 P92

成果指標	現状	目標 (H27年)
新規工業団地等への新規進出企業数	—	15社
町内事業所の工業団地への移転件数	—	5社
町内事業所数 (事業所統計)	1,391事業所	1,406事業所

4-3 魅力あふれる商業の振興 P94

成果指標	現状	目標 (H27年)
小売業事業所数 (注1)	209事業所	210事業所
買回り品の町内吸引率 (注2)	14%	20%

(注1) 平成19年商業統計調査より

(注2) 平成20年玉村町消費者動向調査より

4-4 働きやすい就業環境の創出

P96

成果指標	現状	目標 (H27年)
町内就業者数 (15歳以上) (注1)	7,518人	7,600人
働きやすい就業環境が整っていると思う住民の割合 (注2)	11%	20%

(注1) 平成17年国勢調査より
(注2) 総合計画住民意識調査より

4-5 安全・安心な消費生活の確立

P98

成果指標	現状	目標 (H27年)
消費者育成講座 (年間開催数)	—	48回
消費者トラブル相談件数 (年間) (注)	258件	200件

(注) 現状は、群馬県消費生活センター及び隣接市の消費生活センターに寄せられた本町の住民からの相談件数

4-6 観光による地域振興

P100

成果指標	現状	目標 (H27年)
観光協会等の組織化	—	組織化済み
観光入込客数 (注)	275,800人	300,000人
観光消費額 (注)	1,243,689千円	1,288,000千円

(注) 平成21年度観光客数・消費額調査より

第5章 都市基盤分野【コンパクトで利便性と快適性が高いまち】

5-1 快適な生活を支える総合的な土地利用の推進

P104

成果指標	現状	目標 (H27年)
都市計画マスタープランの改定	—	平成23年度改定
計画的な土地利用がなされていると思う住民の割合 (注)	17.2%	25%
総人口に占める市街化区域人口の割合	25.3%	29%

(注) 総合計画住民意識調査より

5-2 魅力ある市街地の形成

P106

成果指標	現状	目標 (H27年)
都市計画道路「齊田上之手線外1線」の進捗率	55.9%	100%
市街化調整区域の農地面積	1,026ha	1,000ha
景観意識の向上イベントの開催数	—	1回/年
町営住宅の下水道接続率	73%	87%

5-3 機能的な道路網の形成

P108

成果指標	現状	目標 (H27年)
東毛広域幹線道路 (玉村町区間) の供用延長	2.03km	5.60km
改良済道路延長	254,421m	258,800m
歩道設置済み道路延長	25,189m	27,200m

5-4 公共交通の整備

P110

成果指標	現状	目標 (H27年)
乗合タクシー年間利用者数	23,513人	28,000人
周辺都市への平日バス便数	44便	50便

5-5 水の適正利用と上水道の整備

P112

成果指標	現状	目標 (H27年)
耐震性能を有する配水管敷設率 (φ75以上)	34.9%	38.5%
石綿管延長 (率)	14.1km (5.41%)	10.0km (3.84%)
水道事業会計の企業債現在高	19億1,500万円	16億円

5-6 下水道の整備

P114

成果指標	現状	目標 (H27年)
公共下水道整備率 (面積)	55.8%	75.7%
道路冠水箇所数 (注)	17箇所	8箇所

(注) 平成10年 (台風5号) 及び平成14年 (台風6号) の降雨により冠水した道路の箇所数
(雨水流出量…1時間最大雨量61.6mm)

第6章 協働・行財政分野【地域力を発揮する、住民役のまち】

6-1 住民自治のまちづくりの推進

P118

成果指標	現状	目標 (H27年)
住民座談会への参加者数	219人	300人
住民活動サポートセンター利用登録団体数	—	50団体
出前講座の開催数	2回/年	10回/年
広報の充実度を示す点数 (注)	3.89点	4.5点

(注) 平成19年2月に実施した町民満足度調査結果より (6点を満点とした基準による平均点)

6-2 コミュニティの育成

P120

成果指標	現状	目標 (H27年)
コミュニティ助成制度を利用した地区公民館の備品等の整備箇所数	1箇所/年	1箇所/年
コミュニティ活動支援団体数	—	5団体/年

(注) 「コミュニティ」とは、共通の価値観や意識などによって結びついている集団や社会をいう。一定の地域内で住民相互の交流が行われている地域社会のことを地域コミュニティといい、本町の区も地域コミュニティです。

(注) 「地区公民館」とは、各地区の公民館、集会所、住民センター、研修所等のこと。(社会教育法の規定に基づき町が設置している公民館のことではない)

6-3 地域間連携・交流の推進

P122

成果指標	現状	目標 (H27年)
東毛広域幹線道路沿線地域の連携	—	連携事業の立ち上げ
他市町村との交流事業数	8事業	11事業

6-4 国際交流の推進 P124

成果指標	現 状	目標 (H27年)
外国語による印刷物作成数	2種類	4種類
国際交流協会会員数	35人	100人

6-5 人権の尊重 P126

成果指標	現 状	目標 (H27年)
講演会の参加者数	150人	250人

6-6 男女共同参画社会の実現 P128

成果指標	現 状	目標 (H27年)
審議会等の女性委員比率	18.1%	30%
男女の固定的な役割分担意識が改善されていると思う住民の割合 (注)	16.6%	30%

(注) 総合計画住民意識調査より

6-7 行政改革の推進 P130

成果指標	現 状	目標 (H27年)
効率的な行政運営がなされていると思う住民の割合 (注1)	16.9%	25%
職員数 (注2)	248人	237人
ホームページのアクセス件数 (年間)	102,408件	120,000件

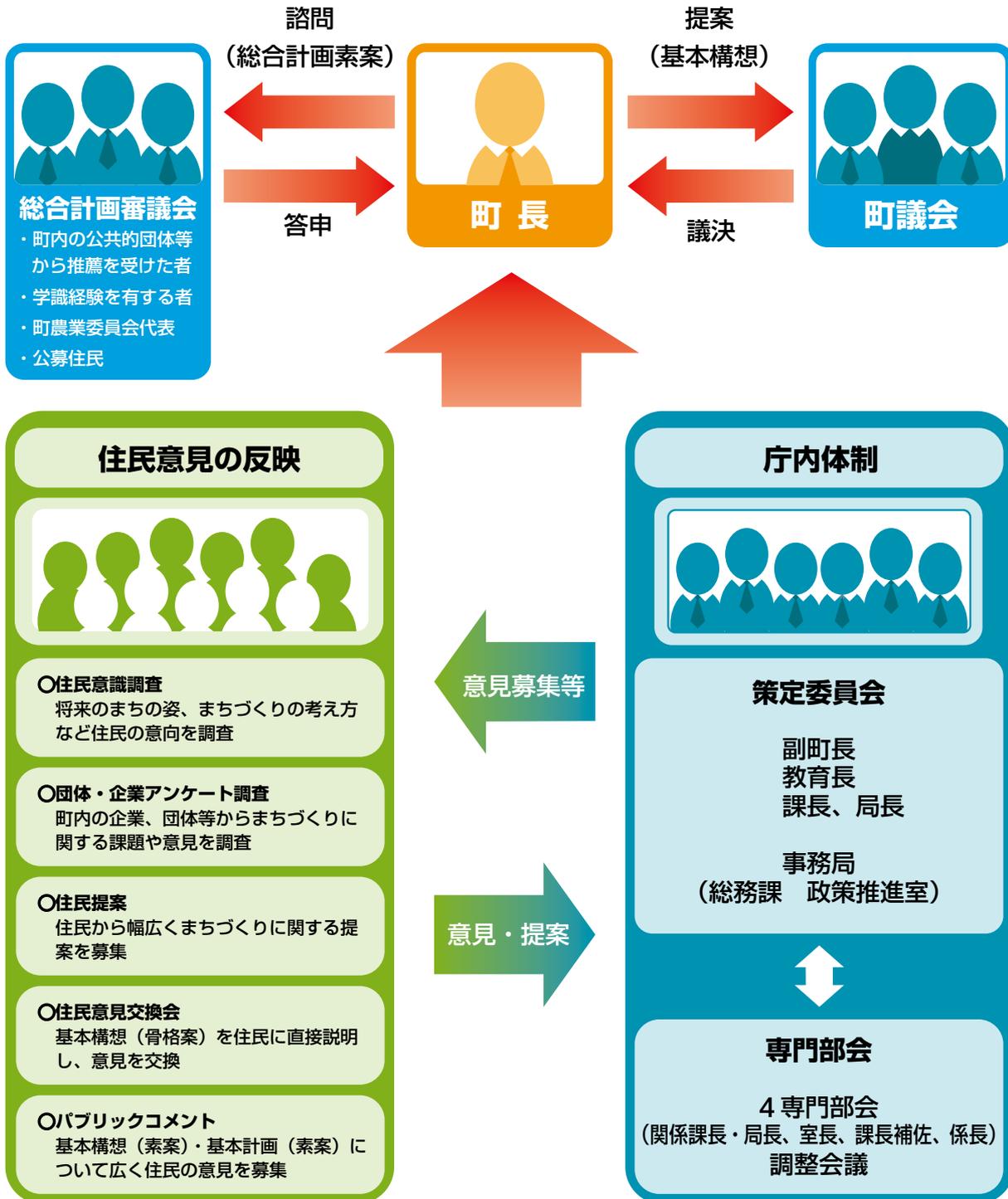
(注1) 総合計画住民意識調査より

(注2) 定員適正化計画より

6-8 健全な財政運営 P132

成果指標	現 状	目標 (H27年)
経常収支比率	93.9%	92.0%
町税収納率 (現年度)	97.9%	98.1%

3 策定体制



4 策定経過

年 月	主要会議等
平成21年 8月	◇第1回策定委員会（8月25日）
9月	—
10月	◇第2回策定委員会（10月1日） ・策定方針の決定（10月8日） ・住民意識調査（10月26日～11月9日）
11月	・団体・企業アンケート調査（11月12日～11月25日） ・住民提案の募集（11月16日～1月31日）
12月	◇第3回策定委員会（12月25日）
平成22年 1月	◇第4回策定委員会（1月29日）
2月	◇第5回策定委員会（2月10日）
3月	◇第6回策定委員会（3月15日）
4月	◇第7回策定委員会（4月13日） ・住民意見交換会（4月19日～4月30日）
5月	◇第8回策定委員会（5月10日） ◆第1回総合計画審議会（5月31日）
6月	・基本構想（素案）に対するパブリックコメント意見募集（6月8日～7月7日） ◆第2回総合計画審議会（6月22日） ◇第9回策定委員会（6月30日）
7月	◆第3回総合計画審議会（7月15日） 基本構想素案諮問 ・基本計画（素案）に対するパブリックコメント意見募集（7月27日～8月20日） ◆第4回総合計画審議会（7月29日）
8月	◆第5回総合計画審議会（8月17日） ◆第6回総合計画審議会（8月31日）
9月	◇第10回策定委員会（9月17日） ◆第7回総合計画審議会（9月28日） 基本計画素案諮問
10月	◆第8回総合計画審議会（10月12日） ◆第9回総合計画審議会（10月19日） ◇第11回策定委員会（10月27日）
11月	◆第10回総合計画審議会（11月2日） ・総合計画審議会答申（11月22日）
12月	・町議会12月定例会で基本構想議決（12月2日） ・町議会全員協議会で基本計画報告（12月15日）

5 住民意見の反映

(1) 住民意識調査

総合計画の策定に際して、住民の意向を幅広く把握し、住民の視点に立った基本構想・基本計画を策定するため、住民意識調査を実施した。

項目	内容
調査対象者	20歳以上の住民
調査票数	2,500人（住民基本台帳から無作為抽出）
調査方法	郵送配布、郵送回収
調査期間	平成21年10月26日～11月9日（投函締切り）
回収率	34.5%（862票回収）

(2) 団体・企業アンケート調査

町内の団体、企業等からまちづくりに関する課題や意見を把握し、基本構想・基本計画策定の参考資料とするため、団体アンケート調査を実施した。

項目	内容
調査対象	町内の団体、NPO法人、企業
調査票数	59団体（20団体、7NPO法人、32企業）
調査方法	郵送配布、郵送回収
調査期間	平成21年11月12日～11月25日（投函締切り）
回収率	45.8%（27票回収）

(3) 住民提案の募集

住民から幅広くまちづくりに関するご意見を集め、総合計画の策定に活かすため、電子メールや庁舎内の提案専用コーナーなどで、提案の募集を実施した。

項目	内容
募集対象	全住民
募集期間	平成21年11月16日～平成22年1月31日
提出方法	郵送、メール、FAX、役場へ持参
提案者数	3人
提案件数	3件

(4) 住民意見交換会

基本構想の骨格ができた段階で、将来のまちづくりのあり方を直接住民に説明し、意見交換を行うため、町内8箇所で住民意見交換会を開催した。

項目	内容
参加対象者	全住民
開催期間	平成22年4月19日～4月30日
開催場所	8箇所（役場庁舎大会議室、上陽公民館、板井東部公民館、文化センター小ホール、箱石農業者研修所、上之手公民館、角淵公民館、芝根公民館）
参加者数	延219人

(5) 基本構想（素案）に対するパブリックコメント意見募集

基本構想（素案）に対して、広く住民の意見を求めるため、パブリックコメントを実施した。

項目	内容
募集対象	町内に在住、在勤、在学している人 町内に事務所、事業所を有する人 利害関係を有する人
募集期間	平成22年6月8日～7月7日
閲覧場所	町ホームページ、役場庁舎1階、文化センター1階
提出方法	郵送、メール、FAX、役場等へ持参
提出者数	2人
意見数	8件

(6) 基本計画（素案）に対するパブリックコメント意見募集

基本計画（素案）に対して、広く住民の意見を求めるため、パブリックコメントを実施した。

項目	内容
募集対象	町内に在住、在勤、在学している人 町内に事務所、事業所を有する人 利害関係を有する人
募集期間	平成22年7月27日～8月20日
閲覧場所	町ホームページ、役場庁舎1階、文化センター1階
提出方法	郵送、メール、FAX、役場等へ持参
提出者数	6人
意見数	25件

6 玉村町総合計画審議会

(1) 玉村町総合計画審議会条例 (昭和46年3月19日、条例第8号)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、玉村町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、玉村町総合計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織し、委員は、町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員は、当該諮問にかかわる審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年3月1日から適用する。

附 則(昭和60年12月18日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年3月24日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年3月22日条例第4号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月16日条例第43号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(2) 審議会委員名簿

(敬称略、委員は五十音順)

役職	氏名	所属団体名	団体役職
会長	熊倉 浩靖	群馬県立女子大学 群馬学センター	副センター長 教授
副会長	滝口 健一	公募委員	
委員	新井 俊光	玉村町保健衛生組合	会計
//	五十嵐 三枝子	玉村町文化協会	副会長
//	井田 克敬	玉村町区長会	会長
//	金子 文雄	玉村町体育協会	会長
//	齋藤 三千男	佐波伊勢崎農業協同組合	理事
//	佐竹 友義	公募委員	
//	佐藤 則子	玉村町保健推進員協議会	会計
//	佐藤 範博	公募委員	
//	田中 代志	公募委員	
//	束田 理敏	玉村町民生委員児童委員協議会	部会長
//	勅使川原 功	玉村町農業委員会	会長
//	徳江 光俊	玉村町安全・安心まちづくり推進協議会	代表
//	中沢 経吉	玉村町長寿会連合会	副会長
//	原 丈一	玉村町商工会	会長
//	原田 美知代	玉村町青少年育成推進員連絡協議会	会計
//	松本 俊子	玉村町ボランティア連絡協議会	会長
//	間瀬 誠	玉村町社会福祉協議会	会長
//	山下 厚子	玉村町PTA連絡協議会	常務理事

(3) 審議会の開催概要

	開催日・開催場所	審議内容等
第1回審議会	平成22年5月31日(月) 役場庁舎3階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ●委員の委嘱、会長・副会長の選出 ●策定体制・方針・スケジュール等の説明 ●住民意見交換会における意見等の説明 ●基本構想素案（パブリックコメント実施前）の説明等
第2回審議会	平成22年6月22日(火) 役場庁舎3階 大会議室 及び現地	<ul style="list-style-type: none"> ●現地視察 東毛広域幹線道路 (今後のまちづくりにおいて重要になるとと思われる場所)
第3回審議会	平成22年7月15日(木) 役場庁舎3階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ●講演「群馬県の中に見る玉村町」 (講師：中部県民局長 秋山勝己氏) ●基本構想素案の諮問・説明
第4回審議会	平成22年7月29日(木) 役場庁舎3階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ●基本構想素案の審議Ⅰ（第1部）
第5回審議会	平成22年8月17日(火) 県立女子大学新館1階 第3講義室	<ul style="list-style-type: none"> ●基本構想素案の審議Ⅱ（第2部）
第6回審議会	平成22年8月31日(火) 役場庁舎3階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ●基本構想素案の審議Ⅲ（第1部、第2部）
第7回審議会	平成22年9月28日(火) ふるハートホール	<ul style="list-style-type: none"> ●基本構想素案の審議Ⅳ（修正案の確認） ●基本計画素案の諮問・説明
第8回審議会	平成22年10月12日(火) ふるハートホール	<ul style="list-style-type: none"> ●基本計画素案の審議Ⅰ <ul style="list-style-type: none"> ○都市基盤分野 ○産業経済分野 ○自然・環境・安全分野
第9回審議会	平成22年10月19日(火) ふるハートホール	<ul style="list-style-type: none"> ●基本計画素案の審議Ⅱ <ul style="list-style-type: none"> ○健康・福祉分野 ○教育・文化分野 ○協働・行財政分野
第10回審議会	平成22年11月2日(火) 役場庁舎3階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ●基本構想素案の確認（最終案） ●基本計画素案の確認（修正案） ●基本構想素案及び基本計画素案に対する答申案の協議
答 申	平成22年11月22日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ●基本構想素案及び基本計画素案について町長へ答申

(4) 諮問書（基本構想）

玉発第 414号
平成22年7月15日

玉村町総合計画審議会
会長 熊倉 浩靖 様

玉村町長 貫 井 孝 道

第5次玉村町総合計画（基本構想素案）について（諮問）

標記の件につきまして、玉村町総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、第5次玉村町総合計画（基本構想素案）について、貴審議会に意見を求めます。

(5) 諮問書（基本計画）

玉発第 482号
平成22年9月28日

玉村町総合計画審議会
会長 熊倉 浩靖 様

玉村町長 貫 井 孝 道

第5次玉村町総合計画（基本計画素案）について（諮問）

標記の件につきまして、玉村町総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、第5次玉村町総合計画（基本計画素案）について、貴審議会に意見を求めます。

(6) 答申書（基本構想、基本計画）

平成22年11月22日

玉村町長 貫井 孝道 様

玉村町総合計画審議会
会 長 熊倉 浩 靖

第5次玉村町総合計画素案について（答申）

平成22年7月15日付け玉発第414号をもって諮問のあった第5次玉村町総合計画基本構想素案及び平成22年9月28日付け玉発第482号をもって諮問のあった第5次玉村町総合計画基本計画素案について、本審議会において慎重に審議し、審議過程で出された意見等を踏まえた修正素案（別添のとおり）について最終確認をしましたので、これをもって答申いたします。

7

玉村町総合計画策定委員会

(1) 玉村町総合計画策定委員会規則 (平成3年10月3日、規則第9号)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項の規定による総合計画の基本構想、基本計画及び実施計画の策定並びにその実施を推進するため、玉村町総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(計画策定事務等)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる計画を策定するための調査、研究、企画立案等の事務に当たる。

- (1) 基本構想
- (2) 基本計画
- (3) 実施計画

(委員会の構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は副町長、副委員長は教育長をもって充てる。
- 3 委員は、課(局・所)長及びその他町長が任命したものとす。

(委員長等の職務)

第4条 委員長は、委員会の事務を総括し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要と認めるときは、その他の職員を委員会に出席させ、意見を求めることができる。

(専門部会)

第6条 委員会の所掌事務を円滑に処理するために、委員会に以下の専門部会を置く。

- (1) 住民・健康福祉専門部会
- (2) 教育・文化専門部会
- (3) 生活環境・都市基盤・経済産業専門部会
- (4) 協働・行財政専門部会

- 2 専門部会は、別表に掲げる者をもって組織する。
- 3 専門部会に、それぞれ部会長及び副部会長を置く。
- 4 専門部会は、部会長が招集し、会議の議長となる。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 部会長は、必要と認めるときは、その他の職員を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課で処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月27日規則第3号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月23日規則第11号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月22日規則第5号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月30日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表 (第6条関係)

専門部会名	委 員
住民・健康福祉専門部会	住民課長 健康福祉課長 子ども育成課長 及び所属の関係室長、課長補佐、係長
教育・文化専門部会	学校教育課長 生涯学習課長 健康福祉課長 総務課長 及び所属の関係室長、課長補佐、係長
生活環境・都市基盤・経済産業専門部会	生活環境安全課長 都市建設課長 上下水道課長 経済産業課長 及び所属の関係室長、課長補佐、係長
協働・行財政専門部会	総務課長 税務課長 会計課長 議会事務局長 及び所属の関係室長、課長補佐、係長

(2) 策定委員名簿

■平成21年度

役職	職名	氏名	備考
委員長	副町長	横堀 憲司	
副委員長	教育長	熊谷 誠司 新井 道憲	H21.12.23まで H21.12.24から
委員	総務課長	小林 秀行	
//	税務課長	阿佐美 恒治	
//	健康福祉課長	松本 恭明	
//	子ども育成課長	新井 敬茂	
//	住民課長	佐藤 千尋	
//	生活環境安全課長	重田 正典	
//	経済産業課長	高井 弘仁	
//	都市建設課長	横堀 徳壽	
//	上下水道課長	太田 巧	
//	会計課長	新井 淳一	
//	議会事務局長	大島 俊秀	
//	学校教育課長	川端 洋一	
//	生涯学習課長	加藤 喜代孝	

■平成22年度

役職	職名	氏名	備考
委員長	副町長	横堀 憲司	
副委員長	教育長	新井 道憲	
委員	総務課長	重田 正典	
//	税務課長	新井 淳一	
//	健康福祉課長	松本 恭明	
//	子ども育成課長	筑井 俊光	
//	住民課長	井野 成美	
//	生活環境安全課長	高橋 雅之	
//	経済産業課長	高井 弘仁	
//	都市建設課長	横堀 徳壽	
//	上下水道課長	原 幸弘	
//	会計課長	小林 訓	
//	議会事務局長	佐藤 千尋	
//	学校教育課長	大島 俊秀	
//	生涯学習課長	川端 秀信	

8

玉村町自治基本条例 (平成18年9月20日、条例第27号)

前文

わたくしたちのまち玉村町は、遠く上毛三山を望み、利根川及び烏川の大川が流れ、広々とした田園風景と緑あふれる自然環境に恵まれています。また、この豊かな自然環境と、例幣使道を始めとする歴史、文化及び伝統が調和した町として、近年、急激な人口増加を伴い発展してきました。

21世紀が幕開けし、地方分権社会や成熟社会の到来とともに価値観や社会情勢が大きく変化し、財政を取り巻く情勢は極めて厳しい状況におかれています。このような状況に対応するために、今まで築き上げてきた社会資本を基に、町の自然や文化など地域資源をいかして、更に住みよいまちを創り、後世に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、わたくしたち住民一人ひとりが住民自治の精神を再認識し、自らの意思によってまちづくりに参画するとともに、住民、議会及び町がそれぞれの責任と役割を自覚して、ともに協力して助け合い、まちづくりを進める必要があります。

ここに、わたくしたち住民、議会及び町は、まちづくりの全般にわたる指針として、基本となる理念と目標を明らかにするとともに、住民の町政参画と協働のまちづくりに関する事項を定め、活力に満ちたゆとりと豊かさの実感できる住みよい玉村町を築いていくために、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、わたくしたち住民が住民自治の担い手として、地域、議会及び町とともに、まちづくりを推進するために基本的な事項を定めることにより、誇りの持てる住みよいまちを築くことを目的とします。

(用語の定義)

第2条 この条例において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 住民 町内に在住する個人、町内に在勤又は在学する個人、町内に事務所を置く法人その他の団体をいいます。
- (2) 町 議会を除く執行機関をいいます。
- (3) 協働 玉村町を構成する住民、議会及び町が、それぞれの果たすべき役割と責務を自覚し、相互に助け合い、協力することをいいます。
- (4) 参画 町が実施する施策、事業等の計画の立案、策定、実施、評価等に住民が参加することをいいます。
- (5) コミュニティ 互いに助け合い、心豊かな生活を送ることを目的とし、自主的に結ばれた住民組織及び集団をいいます。

第2章 まちづくりの基本理念と基本目標

(まちづくりの基本理念)

第3条 住民は、一人ひとりが自ら考え、行動するなかで、だれもがまちづくりに積極的に参加し、住民が主体となったまちづくりを進めます。

2 まちづくりは、わたくしたち住民、議会及び町がそれぞれの果たすべき責任と役割を分担し、和を持って協働することを基本とします。

(まちづくりの基本目標)

第4条 わたくしたち住民、議会及び町は、まちづくりの基本理念に基づき、次に掲げるまちづくりの推進に努めます。

- (1) かけがえのない命や財産を守るため安全で安心して暮らせるまちづくり
- (2) みんなが、健康で生きがいを持ち、いきいきと暮らせるまちづくり
- (3) すべての子どもたちが、夢と希望を抱き、健やかに成長できるまちづくり
- (4) 緑あふれる豊かな自然環境と歴史及び文化を大切にするまちづくり

第3章 まちづくりの基本原則

(情報共有の原則)

第5条 住民、議会及び町は、まちづくりにあたり、互いの情報を共有することを基本に進めます。

(協働の原則)

第6条 わたくしたち住民、議会及び町は、協働してまちづくりの基本理念と基本目標の実現に努めます。

(まちづくりは人づくりの原則)

第7条 住民自らが、生涯を通してさまざまな学習を重ね、豊かな人間性をはぐくむことに努めます。

(人権尊重及び男女共同参画の原則)

第8条 わたくしたち住民は、自らの発言と行動に責任を持つとともに、一人ひとりが基本的人権を尊重することを原則とします。

2 まちづくりは、男女の平等を基本とし、共同で参画することを原則とします。

第4章 住民の権利、役割及び責務

(住民の権利)

第9条 わたくしたち住民は、町が保有する情報について、その提供を受け、又は自ら取得する権利を有します。

- 2 わたくしたち住民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参画する権利を有します。
- 3 わたくしたち住民は、まちづくりに対して評価する権利を有します。

(住民の役割と責務)

第10条 わたくしたち住民は、まちづくりの主体であることを認識し、積極的にまちづくりに参画するとともに、住民相互の連携に努めます。

2 わたくしたち住民は、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持ちます。

- 3 わたくしたち住民は、まちづくりを支える自主的かつ自立的なコミュニティの役割を認識し、守り育てるように努めます。

第5章 議会の役割と責務

(議会の役割と責務)

第11条 議会は、住民の代表として選ばれた議員によって組織された玉村町の意味決定機関であり、住民の意思が町政に反映されることを念頭において活動します。

- 2 議会は、行政活動が民主的かつ効率的に行われているかを、住民の立場に立って調査し、又は監視し、町の政策水準の向上や行政運営の円滑化に努めます。
- 3 議会は、議会改革に努め、情報の公開を推進するとともに、住民への説明に努めます。

(議員の責務)

第12条 議員は、審議能力及び政策提案能力の向上に努めます。

第6章 町長及び執行機関の役割と責務

(町長の役割と責務)

第13条 町長は、まちづくりの基本理念を実現するため、公正かつ誠実に町政の執行に努めます。

- 2 町長は、まちづくりに関する活動の内容及びその意思決定の過程について、分かりやすく住民へ説明することに努めます。
- 3 町長は、まちづくりを推進するため人材育成に努めます。
- 4 町長は、住民との協働に必要な企画能力及び調整能力を備えた町職員の養成に努めます。

(執行機関の役割と責務)

第14条 町は、住民がまちづくりに参画する権利を保障するとともに、多様化し、及び高度化する行政要望に適切に対応できる総合的な町政運営に努めます。

- 2 町は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、連携するよう努めます。

(職員の責務)

第15条 職員は、全体の奉仕者であるとともに、住民の一員であることを自覚し、公正かつ効率的に職務を遂行します。

- 2 職員は、まちづくりの基本理念に基づき、職務を遂行します。
- 3 職員は、職務に必要な知識、技能等の向上に努めます。

(組織機構)

第16条 町は、まちづくりや住民の多様な行政要望に柔軟かつ迅速に対応でき、住民に分かりやすい組織機構の編成に努めます。

(説明責任)

第17条 町は、町政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、行政上の意思決定について、説明責任を負いその内容及び過程を明らかにします。

第7章 情報

(情報共有の推進)

- 第18条 町は、まちづくりに関する情報は住民共有の財産という認識に立ち、情報公開に努めます。
- 2 町は、まちづくりに関する情報を分かりやすく公開するよう努めます。
 - 3 町は、文書等を作成するにあたり、分かりやすい表現となるよう努めます。
 - 4 町は、まちづくりに関する意思形成過程を明らかにすることにより、まちづくりの内容が住民に理解されるよう努めます。
 - 5 町は、地区懇談会等の開催に努め、情報共有を推進します。

(個人情報の保護)

- 第19条 町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じます。

第8章 まちづくりの計画策定

(総合計画等の策定)

- 第20条 町は、計画的な町政運営を図るため、基本構想、基本計画及び実施計画（以下「総合計画」という。）をまちづくりの基本原則に基づき策定します。
- 2 前項の実施計画は、毎年度見直しを行い、その進行管理と住民への公開に努めます。
 - 3 町は、行政分野ごとの計画については、総合計画に即して策定します。

第9章 財政

(予算)

- 第21条 町長は、総合計画を基本として予算を編成します。
- 2 町長は、住民が予算に関する理解を深めることができるように、十分な情報を提供します。
 - 3 前項の情報の提供は、財政状況及び重点施策について分かりやすい方法で行います。
 - 4 町長は、まちづくりに関する重点事業の予定及び進行状況が明らかになるよう、執行計画を定めます。
 - 5 町長は、財政状況を的確に把握し、次世代への責務を念頭に長期的視点に立った総合的な財政分析を行い、最小の経費で最大の効果を上げるよう健全な財政運営に努めます。

(決算)

- 第22条 町長は、決算に係る町の主要な施策の成果を説明する書類その他の決算に関する書類を作成しようとするときは、住民や議会がそれらの施策の評価をするのに役立つものとなるように努めます。

(財産管理)

- 第23条 町長は、財産の適正な管理及び効率的な運用を図るため、財産の管理計画を定めます。
- 2 前項の管理計画は、資産としての価値、取得の経過、処分又は取得の予定その他前項の目的を達成するため、必要な事項が明らかとなるように定めます。
 - 3 財産の管理は、法令、条例及び財務規則の定めによるほか、第1項の管理計画に従って進めます。

(財政状況の公表)

第24条 町長は、財政状況の公表にあたっては、これに対する町長の見解を住民に示します。

第10章 評価

(評価の実施)

第25条 町は、まちづくりの目標に照らし、行政の取組の有効性及び効率性等について評価を実施します。

2 前項の評価にあたっては、外部評価も含め最もふさわしい方法を採用します。

(結果の公開)

第26条 町は、まちづくりの評価の結果について、分かりやすい形で住民に公開します。

第11章 連携

(近隣自治体との連携)

第27条 わたくしたち住民、議会及び町は、近隣自治体との相互理解のもと、連携してまちづくりを進めます。

第12章 条例の位置付け

(最高規範性)

第28条 町は、他の条例、規則その他規程によりまちづくりの制度を設け、又は実施しようとする場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重します。

第13章 条例の検討及び見直し

(条例の検討及び見直し)

第29条 町は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例が玉村町にふさわしいものであり続けているか検討します。

2 町は、前項の規定による検討結果を踏まえ、この条例及びまちづくりの諸制度について見直すこととします。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行します。

9 用語解説

あ 行

【ICT（情報通信技術）】

Information and Communication Technologyの略語。情報技術、コンピューターやデータ通信に関連する技術のこと。

【青色防犯パトロール】

警察から認められた防犯団体が、パトロール用自動車に青色回転灯を装備し、自主防犯パトロールを行うこと。

【赤ちゃんの駅】

乳幼児を抱える保護者の外出支援に向けて、公共施設等に設置されたオムツ替え、授乳などができるスペースのこと。

【一次医療】

疾病や外傷等に対して、身近な診療所の医師等から最初に受ける医療のこと。

【ALT】

Assistant Language Teacherの略語。小・中学校において、日本人教師の外国語指導を手伝う助手のこと。

【NPO】

Non Profit Organizationの略語で、民間非営利団体と訳される。自発的に公益的な活動を行う民間団体のこと。特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した団体がNPO法人。

【オゾン層】

オゾン濃度の高い大気層のことで、太陽からの有害な紫外線を吸収する役割を果たす。

【温室効果ガス】

太陽の熱を地球に封じ込め、温室効果をもたらす二酸化炭素、メタンなどのガスのこと。

か 行

【開発許可制度】

良好な都市形成に向けて、開発区域の規模や建築物の用途に応じて、道路、公園、排水、給水等の必要な施設の設置を義務付けた制度のこと。

【買回り品の町内吸引率】

電化製品、自動車、家具、ブランド品などの商品は、価格や品質の比較のため消費者がいくつかの店を買い回ることから「買回り品」と呼ばれる。吸引率とは町内で買物をする割合のこと。

【かかりつけ医】

初期診療や健康相談に応じてくれる身近な診療所の医師のこと。

【学校支援センター】

学校教育の充実に向けた様々なボランティア活動や協力などを、組織的に提供できるようにするための機能のこと。

【学社連携】

充実した教育の実現に向けて、学校教育と社会教育がそれぞれ持つ教育機能を活用して教育を行うこと。

【義務的経費】

町の歳出のうち、人件費・扶助費・公債費のこと。支出が義務付けられているため、削減が難しい経費のこと。

【キャリア教育】

将来を見据え、生徒の勤労観や職業観を育てる教育のこと。

【行政評価】

行政サービスの向上や効率化に向けて、サービスや事業の成果等を定期的に評価し、改善していく手法のこと。

【グループホーム】

介護を要しない障がい者が、生活支援サービスを受けつつ、共同生活を送る住宅のこと。

【ケアホーム】

介護を必要とする障がい者が共同生活を送る住宅のこと。

【景観行政団体】

平成16年に施行された景観法に基づき、景観計画を策定し、良好な景観形成に取り組む地方自治体のこと。

【経常収支比率】

町の財政構造の弾力性を示す指標で、分母は町税や普通交付税などの経常的収入、分子は人件費、扶助費、公債費などの経常的支出であり、比率が高いほど財政的余裕がないことを示す。

【刑法犯認知件数】

交通事故を除く刑法犯に関して、警察が犯罪の発生を認知した件数のこと。

【県央南部地域連絡道路・新橋建設促進協議会】

本町及び前橋市、高崎市の3市町で組織され、北関東自動車道前橋南インターチェンジの接続道路を玉村、高崎（新町）まで延伸し、3市町相互間に新橋建設を促進するための研究会のこと。

【建築協定】

良好な街づくりに向けて、土地所有者が自主的に建築ルールを定め運営する制度のこと。

【高規格救急車】

救急救命士が搭乗し、高度な救急救命処置が行える器材や装置を備えた救急車のこと。

【公債費】

町の歳出のうち、借入金の元金や利息を支払うために必要な経費のこと。

【コーディネーター】

様々な情報、人材、組織等に詳しく、最適な組み合わせを調整、提案できるまとめ役のこと。

【コーホート変化率法】

将来人口の推計手法の一つ。生き残る割合と転入転出の割合を合わせた変化率を、同年に出生した集団ごとに計算し、それを将来に当てはめて将来の人口を求める手法。

【子ども安全協力の家】

子どもたちが身に危険を感じた時や助けが必要な時に、保護や世話をする家や店舗のこと。

さ 行

【財政力指数】

町の標準的な行政活動に必要な財源が、自力でどの程度調達できるかを表す指数のこと。数字が大きいかほど財政力が強いことを示す。

【産後ママヘルパー】

出産後、育児・家事などの支援のためにヘルパーを派遣する制度のこと。

【市街化区域】

計画的な市街化を図る区域のこと。道路や下水道などが整備され、住宅・商店・事業所などが集積する区域のこと。

【市街化調整区域】

市街化を抑制し、優れた自然環境や農地などを保全するエリアとして、開発や建築が制限される区域のこと。

【自主財源】

町が自ら決定し、収入を得ることができる財源のこと。町税、使用料などのことで、自主財源が多いほど、行政活動の自主性や安定性が確保される。

【指定管理者制度】

住民サービスの向上、経費削減などを目的として、公の施設の管理運営を公共的団体だけでなく、NPO法人や民間事業者等にも任せることができる制度のこと。

【住民活動サポートセンター】

住民、団体、NPO、行政など多様な主体が、同じ目的のために連携してまちづくりなどを進める上での拠点的な施設のこと。

【障害者自立支援法】

障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援するために平成18年4月に施行された法律。これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づき提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等を、共通制度の下で一元的に提供することとした。

【消費生活センター】

消費者の苦情相談や消費者啓発に向けた情報提供などを行うために自治体が設置した機関のこと。

【食育】

食について考える習慣や食に関する知識・判断力を身につけ、健康的な食生活を送るための学習のこと。

【就労移行支援事業】

就労を希望する人に生産活動の機会を提供し、知識・能力の向上訓練などを行う事業のこと。

【集落営農組織】

集落単位で、共同による農作業や農機具の共同所有などを行う営農組織のこと。

【スプロール化】

無秩序な市街化が進むことであり、虫食い状態のように宅地化が進むこと。

【スマートインターチェンジ】

ETC搭載車両に通行を限定し、管理コストを抑えたインターチェンジのこと。関越自動車道の高崎・玉村スマートインターチェンジ（仮称）は、東毛広域幹線道路と交差する地点に整備される予定。

【生活介護事業】

常時介護を必要とする人に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、生産活動の機会を提供する事業のこと。

【石綿管】

石綿（アスベスト）繊維とセメントを原料とした管のこと。

た 行

【大規模指定既存集落】

市街化調整区域に長年居住しながら、持家がなくなり世帯を有している人が、大規模既存集落内に住宅を建築することができる制度のこと。

【高崎都市圏連携会議】

本町及び高崎市、藤岡市、安中市の4市町で組織され、都市圏の発展に向けた研究会のこと。

【ダクタイル鋳鉄管】

強度や耐食性を向上させた丈夫な管のこと。

【多文化共生】

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと。

【地域子育て支援センター】

保護者どうしの交流の場であり、子育てを支援する施設のこと。育児相談、子育てサークル育成、親子イベントなどを行う。

【地域主権】

地域自らが財源、権限を持ち、自らの地域のことは、自らの意思で決定し、その結果に対して責任を持つこと。

【地域包括支援センター】

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、介護、権利擁護など高齢者を総合的に支援する施設のこと。

【地区計画】

住民が主体的にまちづくりのルールを定め、地区の特性を踏まえたきめ細かいまちづくりを進めるための制度のこと。

【地方公共団体の財政の健全化に関する法律】

地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応を取るために平成19年6月に制定された法律。

【定員適正化計画】

人口や産業等の様々な要素を踏まえて適正な職員数を算定し、町の実態に応じた効率的な組織実現に向けて職員数の管理を行う計画のこと。

【低炭素社会】

地球温暖化の要因といわれる二酸化炭素の排出をできるだけ抑えた社会のこと。

【デスティネーションキャンペーン】

地方自治体、交通事業者、観光事業者などが連携して実施する大規模な観光宣伝活動のこと。

【投資的経費】

町の歳出のうち、道路、学校、公園などの整備や災害復旧など、その支出が資本形成に向けられる経費のこと。

【東毛広域幹線道路】

高崎駅東口を起点とし、本町、伊勢崎市、太田市、館林市などを経て板倉町に至る東毛地域を連絡する主要幹線道路のこと。

【登録有形文化財】

平成8年に創設された文化財登録制度に基づき、文化財登録原簿に登録された有形文化財のこと。

【特定健診】

生活習慣病の予防と医療費抑制を目的とした健診のこと。40歳~74歳で健康保険の加入者が特定健診の対象者となる。

【特定流通業務施設】

高速道路インターチェンジなどに近接し、情報処理システムを備えた仕分け設備や流通加工設備を伴った高度なトラックターミナルや倉庫のこと。

【特別支援教育】

障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導や必要な支援を行うこと。

【都市計画マスタープラン】

都市計画法により規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことで、都市の将来像を具体的に示した計画のこと。

【土地利用型農業】

稲作など土地を直接的に利用する農業のこと。

な 行

【二次医療】

診療所では扱うことが困難な病気や手術・入院を必要とする患者に向けた医療のこと。

【日光例幣使道】

徳川家康の供養のため、朝廷から派遣された例幣使が日光東照宮へ赴くときに通行した街道のこと。

【認定農業者】

市町村に農業経営改善計画が認定された意欲のある農業者のこと。

【ノーマライゼーション】

障がい者を特別視することなく、社会の中でともに生きることができる社会が正常であるという考え方。

は 行

【パブリックコメント】

住民の意向を重要な計画づくりなどに反映させる制度。事前に計画案を公表し、住民から意見を集め、最終的な計画を決定していく制度のこと。

【バリアフリー】

障がい者や高齢者などが生活をしていく上で障がいとなるものを除去すること。

【バリアフリー型信号機】

音響による信号内容の伝達機能や歩行者横断時間の延長機能などを備えた信号機のこと。

【ファミリーサポートセンター】

登録した会員同士の合意のもとに行う、子育ての相互援助活動の組織。

【附属機関】

法律または条例の規定に基づき市町村の執行機関が設置する審議会などの機関のこと。執行機関からの諮問に応じて、特定の事案について審議・審査などを行う。

【扶助費】

町の歳出のうち、児童福祉法・老人福祉法などに基づき、児童・老人・生活困窮者などの援助に要する経費のこと。

【保安林区域】

水源のかん養や災害の防止などの目的のために保全された森林エリアのこと。

ま 行

【マイタウンティーチャー】

少人数指導や複数の教員が指導に当たるティームティーチングなど、きめ細かな指導を行うために、町教育委員会が独自に任用して各小・中学校に配置している教員のこと。

【道の駅】

一般道路に設けられた、ドライバーの休憩のための施設のこと。駐車場、休憩所、案内所、特産品を扱う売店などから構成される。

【民生委員・児童委員】

民生委員は、地域の社会福祉のために住民の相談や援助を行う人々のこと。児童委員は、地域の子どもを見守るとともに、子育ての不安解消に向けて相談や支援を行う人々のこと。民生委員が児童委員を兼ねている。

【メタボリックシンドローム】

内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上を併せもった状態のこと。

や 行

【ユニバーサルデザイン】

すべての人にとって利用しやすい工夫がなされたデザインのこと。

【用途地域】

秩序ある都市形成に向けて、建築物の用途を地域別に制限する制度のこと。

ら 行

【緑化愛護団体】

住宅や歩道などの緑化に積極的に協力する団体のこと。

【緑地協定】

緑地の保全、緑化の推進に関して土地所有者などが取り決めをつくり、緑豊かな良好な環境を維持する制度のこと。

第5次玉村町総合計画

県央の 未来を紡ぐ 玉村町

平成23年4月発行

発行：玉村町

編集：玉村町 総務課

〒370-1192 群馬県佐波郡玉村町大字下新田201

TEL 0270-65-2511 (代表)

FAX 0270-65-2592

URL <http://www.town.tamamura.lg.jp/>